

令和元年房総半島台風等
への対応に関する検証
(関連資料 1)

目 次

1	設置要綱	
	(1) 令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム設置要綱	1
	(2) 令和元年台風15号等災害対応検証会議設置要綱	3
2	検証会議 会議概要	
	(1) 第1回会議概要	5
	(2) 第2回会議概要	16
	(3) 第3回会議概要	38
	(4) 第4回会議概要	58
3	市町村アンケート	73
4	災害に対する取組	
	(1) 台風15号による災害に対する取組について(10月14日)	94
	(2) 台風19号及び10月25日の大雨警報による災害に対する取組 について(11月13日)	114
5	被害報	
	(1) 令和元年台風15号(第119報)及び台風19号(第62報) について(令和2年3月19日)	138
	(2) 令和元年10月25日の大雨警報について(第54報) (令和2年3月19日)	144
6	令和元年台風第15号等による被害に伴う災害救助法の適用について	149
7	災害対策本部事務局配置図	152

令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 令和元年台風15号、19号及び21号に伴う大雨による千葉県内の災害（以下「台風災害」という。）に係る県の対応について検証を行うため、令和元年台風15号等災害対応検証プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

(組織)

第2条 PTは、別表第1に掲げる者（以下「PT構成員」という。）をもって構成する。
2 PTにリーダー（以下「PTリーダー」という。）を置き、総務部次長を充てる。

(所掌事務)

第3条 PTは、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 台風災害における県の対応に係る検証
(2) (1)の検証により明らかとなった課題に対する対応策のとりまとめ
(3) 検証結果及び課題に対する対応策の防災危機管理部への引継ぎ

(会議)

第4条 PTの会議は、必要に応じ、PTリーダーが招集する。
2 PTリーダーは、必要に応じ、PT構成員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
3 PTの会議の議事は、PTリーダーが進行する。

(ワーキングチーム)

第5条 PTの所掌事務を円滑に推進するため、PTの下にワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置する。
2 WTは、別表第2に掲げる者（以下「WT構成員」という。）をもって構成する。
3 WTにワーキングリーダー（以下「WTリーダー」という。）を置き、総務部行政改革推進課長を充てる。
4 WTの会議は、必要に応じ、WTリーダーが招集する。
5 WTリーダーは、必要に応じ、WTの会議にWT構成員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
6 WTの会議の議事は、WTリーダーが進行する。

(事務局)

第6条 PT及びWTの事務局は、総務部行政改革推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかPT及びWTに関する必要な事項は、PTリーダーが別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月15日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

別表第1 (PT構成員)

部 局 庁	PT構成員
総務部	次長
総合企画部	次長
防災危機管理部	次長
健康福祉部	次長
環境生活部	次長
商工労働部	次長
農林水産部	次長
県土整備部	次長
出納局	局長
企業局	管理部長
病院局	副病院局長
教育庁	学校危機管理監

別表第2 (WT構成員)

部 局 庁	WT構成員	
総務部	総務課	副課長
	行政改革推進課	課長
		特別監察室長
総合企画部	政策企画課	政策室長
防災危機管理部	防災政策課	政策室長
	危機管理課	災害対策室長
健康福祉部	健康福祉政策課	政策室長
環境生活部	環境政策課	政策室長
商工労働部	経済政策課	政策室長
農林水産部	農林水産政策課	政策室長
県土整備部	県土整備政策課	政策室長
出納局		副局長
企業局管理部	総務企画課	政策・広報室長
病院局	経営管理課	経営企画戦略室長
教育庁教育振興部	学校安全保健課	主幹

令和元年台風15号等災害対応検証会議設置要綱

(目的)

第1条 令和元年に発生した台風15号、19号及び21号に伴う大雨による千葉県内の災害に係る県の対応について検証し、その経験や教訓を千葉県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災、減災等の対策に資するため、令和元年台風15号等災害対応検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

なお、検証会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

(構成員)

第2条 検証会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 構成員の任期は、前条に規定する事項の検証が終了する日までとする。

(検証事項)

第3条 検証会議は、次に掲げる事項について検証する。

(1) 令和元年台風15号、19号及び21号に伴う大雨における千葉県の災害対応に関する事項

(2) その他(1)の検証のために座長が必要と認めた事項

(座長)

第4条 検証会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選により決定する。

3 座長は、検証会議を統括し、検証会議の議長を務める。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を行う。

(会議)

第5条 検証会議は、必要に応じ、総務部長が招集する。

(事務局)

第6条 検証会議の事務局は、総務部行政改革推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検証会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

別表

氏 名	所属・役職	専門分野
おおさわ かつのすけ 大澤 克之助	株式会社千葉日報社 代表取締役社長	報道機関
しげかわ きしえ 重川 希志依	常葉大学社会環境学部 社会環境学科教授	人材育成
せきや なおや 関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 准教授	情報伝達
つぼき かずひさ 坪木 和久	名古屋大学 宇宙地球環境研究所教授	気象
べにや しょうへい 紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授	災害対応マネジメント
やまね やすお 山根 康夫	千葉県市長会事務局長 千葉県町村会常務理事	市町村連携
よしい ひろあき 吉井 博明	東京経済大学 名誉教授	災害危機管理全般

第1回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

- 1 日 時 令和元年11月22日（金）午前10時から正午
2 場 所 県庁本庁舎5階 特別会議室
3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、
大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、
坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）、
山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県】

今泉総務部長、清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、酒井特別監察室長、
岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、
旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長

4 座長選出

【山根委員】

災害対応について専門家であり、経験豊富な吉井先生にお願いしたらどうか。

【各委員】

異議なし。

【吉井座長あいさつ】

災害対策については、40年近く研究していて、防災体制、防災対応、避難等の様々な研究をしている。その中でも、今回の15号、19号、その後の大雨というのは、極めて特殊な、3つ連続で大きな災害が起きるということは、今までおそらくなかったことである。

また、千葉県という、これまであまり大きな災害がないところで起きたということで、様々な問題点が挙がったと思います。これを一つの教訓として、今後予想される様々な災害にしっかりと備えられるように、県の防災力をどう高めたらいいいのか、その辺を視野に入れた検証会議をしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉井座長（職務代理者の指名）】

できれば経験豊富で自治体の防災対応についても明るい重川委員にお願いしたいと思う。

5 議 題

（1）検証の進め方について

【行政改革推進課長から資料1に沿って説明】

【大澤委員】

概ね良いと思う。市町村からの意見は別か。

【行政改革推進課長】

今後、アンケートやヒアリングを通じて確認していく。

【山根委員】

千葉県市長会、町村会の立場として、市町村の声をよく聞くということで、検証会議が終わったら、市町村へのアンケート、場合によってはヒアリングを、必ず実行してほしい。

この会議が終わったら、来週以降、準備が整った段階で実行していただきたい。

【行政改革推進課長】

検証会議で進め方や検証分野などについて、意見をいただいた上で、その内容を確認すべく、市町村に速やかにアンケートを実施したいと考えている。

【坪木委員】

視点の点で、1点欠けているのではないかと思う。災害は外力があって、それに対してどれくらい対応できるか。外力がどのようなものであったかを常に考えながら、それに対する対応を検証していく必要がある。この検証会議は将来につないでいくものであると思うので、将来起こりうる外力に対して、どのように対応していけるかという視点が、将来に対する重要な情報になってくる。外力がどのようなものであったかという視点を常に持って、この3点について検証していくことで、より良いものとなる。

【行政改革推進課長】

承知した。その点も反映させた検証内容になるようにしていきたいと考えている。

【吉井座長】

地震の場合は、千葉県も被害想定されたかと思うが、台風とか豪雨に関する想定やそれにどう対応するのかについては、行ったことがありますか。

【防災危機管理部長】

地震については、被害想定をやっているわけですが、台風については、今までも含めてやっていなかった。

【坪木委員】

その先には想定があると思う。台風に関して、対応を考えていなかったということか。

【防災危機管理部長】

台風の場合にどういう被害が出そうか、というところまでの被害想定、地震の場合と違って、想定を作っていない。

【坪木委員】

今回の15号、関東地方に上陸した台風としては、最大級の台風でしたので、今回の一つの教訓として、今後、より強い台風が上陸することに対応できる体制を構築していただくと良いと思う。

【吉井座長】

私も同じ意見で、危機管理の一番のスタートは想定です。どういう想定をして、対策をするか、地震の場合は、既往最大であるとか、最大クラスとか言っていますが、台風、豪雨の場合はどういう想定をして、対策を検討していくか、ということです。今回の規模は、最大クラスですから、既往最大であれ

ば今回のものを想定する、でももっと大きなものが来るということであれば、もっと大きな台風、豪雨を想定したうえで、対策を練っていかなければならない。対策を練る時には、被害を見なければいけない。今回のような被害が想定されるとなれば、それに対してどうだったのか。そういうことも視野に入れる。

【坪木委員】

まったくその通りです。さらに言えば、15、19、21号と連続して来た。21号で大きな災害が出たが、単独の台風の被害というよりは、そこまでの履歴があった上での被害と考えていて、つまり、個々の台風の想定、プラスとして、連続する場合まで考えた対策が重要である。今回の災害はそういうことを示していると私は考えている。

【吉井座長】

そういう意味では、検証の視点の4番目に今後考えていかなければならない対策、その中に外力の想定が入ってくるし、それに伴う被害の想定が入ってくる。

今日欠席の紅谷委員のコメントを見ると、4番に(1)から(3)を踏まえて「千葉県において今後どのような改善、取組を進めていくべきか」追加した方が良いのではないかと、御意見をいただいております。私もその通りだと思う。目的には書いてあるが、検証の視点には書いていないので、追加した方が良いと思う。

それでは、検証の進め方については、いただいた意見を事務局の方で取りまとめていただき、次回進めていきたいと思う。

(2) 台風15号等への対応に関する検証について

【行政改革推進課長から資料3、4に沿って説明】

ア 災害対応体制、本部設置に係る対応

【山根委員】

9月10日に第一配備体制、配備指令伝達未実施、こういうことが起きてしまうのか、本当に初歩的な部分で、災害対応、一番大切な部分を失念しているのかと思う。大きな理由は書いてあるのかもしれないが、現行の組織体制などの見直しについて必要があると感じた。

本部設置が9月10日9時と記述されているが、事務局は防災危機管理部の職員だけで対応と、私の中では、信じられない感じである。なぜそうなったのか確認したい。

8月30日から9月5日の防災週間において、毎年大規模な合同防災訓練が行われており、非常に貴重な訓練だと思う。また、県でも、やられていると思うが、災害対策本部運営訓練については、もう一度真剣に、県庁の危機管理の要になるので、リフレインするぐらいの形でやるべきではなかったかと、この記述を見て強く感じた。

【吉井座長】

第一配備体制になるはずだったが、実際ならなかった。なぜなのか。

【防災危機管理部次長】

一言でいえば、状況認識が甘かった。理由は、分析に書いてあるが、背景には、当初の体制でできる

のではない。実際には9日からすでにその体制で各関係機関との調整を事務局として進めていた。当初は明確ではなかったが、電力復旧が比較的早く進むのではないかと、そういう認識にとらわれたというのが、心理的な背景にあった。そういったことを心の中で持ってしまうということ自体が、反省である。

【大澤委員】

認識が甘かったということですが、台風15号は気象庁が警戒を呼び掛けていたが、その中で認識が甘かったのはなぜか、もう一度伺いたい。

定めに従ったものではなかった、マニュアルどおりの動きができなかったのはなぜか。

被災市町村とどういう情報のやり取りが早い段階であったのか、どんな支援要請があったのか。

【防災危機管理部次長】

気象情報は、紙でもらっていたが、記者会見を見落としていた。その時に、危機管理センターではなく、別室の次長席にいて、離れたところにいた。危機管理センターへのフォローも足りなかった。

【吉井座長】

9月8日に気象庁が臨時で緊急の会見をして、それを見ると、かなりの被害が出そうだと、風による被害についても、かなり起こりそうな見解を出していた。それを次長は見られなかったが、部の職員の誰かが見て、こういう状況だという説明はなかったのか。

【防災危機管理部次長】

それはなかった。

【坪木委員】

気象の専門家として、どういう状況だったか説明する。今回の台風は特殊な台風であったと思う。3点特殊性がある。1点目は、台風発生が北緯20度を超えている。非常に緯度が高いところで発生して、短時間で本土に上陸している。2点目は、最大強度が上陸直前になった。通常、台風は本土に接近すると、勢力は弱まるが、最大発達、最大強度、中心気圧が一番低い気圧に達したのが、上陸直前であった。3点目は規模が小さかった。規模が小さいにも関わらず、台風の目の周辺に暴風域が、つまり、暴風域が非常に局所的であった。さらに言えば、なぜ暴風が吹いたか、今の段階で分かっていないのが、気象学の立場から言えることである。台風の目の壁雲の周辺、進行方向の右手側は風が強いのはわかっているが、それだけでは説明できないような暴風だったのではないかと思う。そういう暴風が吹いたわけだが、上陸直前に最大強度に達したというのは、伊豆大島の真上を通過するところで、(台風の)目の壁雲がドーナツ状になって、その状態で上陸した。驚くべきことである。通常、南の海上、遠方でそういったことが起きるが、これから上陸するぞという時は、たいてい(台風の)目の壁雲が崩れていく。この台風15号は、逆に(台風の)目の壁雲が非常にはっきりしたドーナツ状であった。そういう意味で、このような暴風が突然発生したに近いようなものであった。暴風の局所性で、千葉県と東京都を比べるとはっきりしている。千葉県は非常に大きな災害であった。一方で東京、神奈川はほとんどなく、羽田空港にはありましたが、基本的にはそんなに大きくなかった。この違いは、暴風の局所性を表している。もう1点重要な点は、風災害というのは、風速がだんだん増えていくと、それに比例して大きくなっていくものではなく、ある風速に達した時に、急激に大きくなる。そういう性質があって、千葉県側がそういう風速に達していた。一方で東京、神奈川側はそれよりもわずかに低かった。

【吉井座長】

坪木委員の見方だと、かなり特異な台風だったので、想定外的な色彩もある。そういうことか。

【坪木委員】

災害の発生を予測するのは難しい台風だったと言える。非常に局所的なところが難しかったのではないかな。

【吉井座長】

進路も少しずれた。最初、東京が直撃される感じだったが、少し東にずれた。

【坪木委員】

最初、伊豆半島付近に上陸するような予測だったんですけど、東京湾の真上を通った。もう少し、50kmくらい西にずれていたら、千葉県で起こったことが、東京都で起こった。被害を予測する難しさがこの台風にはあった。過去 69 年間で、関東地方に上陸した台風としては、最強クラスであった。台風による強風災害はこれまで経験がなかったというバックグラウンドがあった。

【大澤委員】

資料 2 の 9 月 8 日によると、気象庁の発表資料として、記録的な暴風になるおそれがありますと書いてある。特殊要因で、警戒が必要なかったということか。

【坪木委員】

必要なかったとは言わないが、気象庁は基本的にこのように書く。一段上の、建物が壊れるかどうか。昨年の 21 号が大阪に大きな被害をもたらしたが、そのようなことが起こるのかどうかを予測することは非常に難しい。

それは、経験がないから。特に関東地方は、上陸する台風は最大で 960hPa。狩野川台風があったが、上陸は 960hPa。15 号は上陸直前で 955hPa。それぐらいの勢力であった。最終的に東京湾を通ったので、千葉県に上陸したが、わずかにずれていたら、神奈川県だった。どこに上陸したというよりは、東京湾に入る直前の勢力が最大だった。

もう一つ、房総半島は、太平洋に突き出しているので、非常に限られた観測地点しかなくて、どれぐらいの風が吹いている台風だったのか、直接知ることが難しかった。

【吉井座長】

基準が曖昧だったからマニュアルどおりできなかった側面と、基準はあったけれど、その通りやらなかったことがあった。危機管理では臨機応変は必要だけれども、基準通りやらなくて、しかも強い方ではなく、弱い方になってしまった。その理由は、さきほどの説明だと、被害を甘く見た、それが原因だったということで良いかな。

【防災危機管理部長】

事務局の体制として、途中から人員を入れて強化することについては、最初は、停電の対応をする必要性があり、週半ばくらいに復旧できそうな見込みがあったことや、職員への連絡については、地震の場合は震度により自動で送られるということなので、最近では震度 5 弱以上になると災害警戒体制以上となる。風水害では、そういうことができなかったことがあり、これまで担当課の方で頑張っていたということがあります。

【吉井座長】

訓練の話もあったが。

【防災危機管理部次長】

最近の訓練は地震を中心にした訓練であり、地震対策が中心になるという思いがあった。

【吉井座長】

9月9日の16時30分に本部会議開催を決めた。それで（実際の本部設置と会議開催を）翌日にした。たぶんこれ、危機感がなかったので、すぐに本部設置しなくても良いだろうという判断だと思う。この16時30分が災害対策本部を設置する意思決定だと思うが、きっかけは何だったのか。なぜ翌日まで開催を延ばしたのか。

【防災危機管理部長】

8ページにあるが、病院、福祉施設等の電力・水が必要で、知事に報告する中、最優先で進めるように、指示をいただく中で、16時半に知事の方から災害対策本部会議を開くという指示をいただいて、10日の開催となったが、その時点で災害対策本部設置と判断して、私の方から進言・要請をすれば良かった。

【吉井座長】

停電・断水しか被害は頭になかったのか。

【防災危機管理部長】

まずはその対応を関係部局と進めていた。確かに市町村が停電対応に追われている中で、住宅被害等が把握できていなかったことは、後で思えば、そういうことだったと思う。夕方時点では、200棟程度であった。

【吉井座長】

他の県では、警戒本部を立ち上げて、事態が深刻になれば災害対策本部を立ち上げる。いきなり災害対策本部ではなく、警戒本部で体制を強化し、情報収集をして事態が深刻になったと判断すれば災对本部に移行する。千葉県の場合は応急対策本部を設置することもできるし、体制を強化するため警戒体制にあげることもできる。体制と本部設置に柔軟な関係(独立性)を持たせている。応急対策本部を設置しなかった理由は何か。

【防災危機管理部長】

関係部局としては重なる部分もある。

【吉井座長】

業務分掌で、防災危機管理部はかなり忙しくて、ドタバタしていたと思うが、そこでやる仕事と、停電・断水に伴う仕事と両方やるのか。ほとんどすべての災害対策をやる事務分掌になっているのか。

【防災危機管理部長】

防災危機管理部、災害対策本部、事務局の中で全部やるのではなく、例えば、断水であれば水政課等でやることになるし、病院・社会福祉施設であれば、健康福祉部で情報をとりながら、電源車を派遣するとか、災害対策本部を通じて東電と調整しながら、東電もリエゾンを派遣していただきながら、調整した。

【吉井座長】

調整の作業が膨大で、防災部門がパンク状態にはなっていなかったか。

【防災危機管理部長】

やり取りを含めて調整の中でそのような状態になっていたと思う。

【吉井座長】

それにもかかわらず、警戒体制まではいかなかったとか、災害対策本部を作ったけど、第一配備しな

かったとか、そこが理解できない。

【防災危機管理部長】

警戒体制は台風が接近しているときの段階であり、気象庁の発表で、早期にそういう体制をとるべきであった。危機感が薄かったと言わざるをえない。災害対策本部が設置されてからは、事務局の中だけで調整するわけではなく、病院・福祉施設・水道事業者から情報があがって、電力会社、自衛隊への要請を事務局で調整していた。

【大澤委員】

被災市町村とどういった情報のやりとりをしたか。(再質問)

【災害対策室長】

市町村から9日の段階から物資が必要であるとか、情報をいただいている、物資提供の手続きを進めていた。

【吉井座長】

南房総市、鋸南町の方から、被害は出ているが、詳細はわからない。被災が起きたとき、だいたい第一報はそうなるが、突っ込んで、情報収集とか対応はしたのか。

【災害対策室長】

9日に南房総市から電話があったかは確認がとれていないが、電話をいただいて、そのような話があった場合は、我々の方から、状況を確認することと、被害の状況を掴むに当たっては、防災情報システムに入力していただけないかという話をしている。

イ 情報収集

【山根委員】

県として何らかのエビデンスがあるのかもしれないが、「何らかの方法で市町村と連絡を取れる状態」だったという認識には違和感がある。

市町村側からすれば、県との通信は、途絶した状態であったといえる。

リエゾン派遣については、いすみ市を皮切りに各市町村に派遣をしている。確かに、いすみ市も被害が大きかったが、災害対策本部を早く設置していた安房地域の市町村への派遣を優先するべきではなかったのか。

被害状況が分からなかったということもあるのだろうが、地域振興事務所の職員の動き出しも遅かったと感じる。

【吉井座長】

通信の状況を調べてもらう必要がある。使えるはずの通信手段もあったはずである。市町村の側に問題があったのかもしれないし、県の側に問題があったのかもしれない。実態をしっかりと把握する必要がある。

併せて、市町村と県がどのようなやりとりをしていたのか実態を把握する必要がある。災害時に、連絡を受けた側において「どのような連絡を受けたか」分からなくなることが多々ある。

【坪木委員】

県の体制は、情報があつて初めて行動を起こす、という仕組みになっているが、それが、行動を難しくしているのではないか。台風15号では、市町村が県に報告をすることができない状態であった。今

後を考えると、県に情報が無い状態でも動けるようにしておく必要があるのではないか。

台風 19 号の際に、あらかじめ職員を派遣したことは、素晴らしい対応であったと思う。

【大澤委員】

現段階では、防災情報システム以外に連絡をとる仕組みがないということなのか。警察・消防や、民間企業、教員等の県職員から広く情報をとれるようにしてもよいのではないか。それができていれば、初期段階で被害の状況を低く見誤ることはなかったのではないか。

【災害対策室長】

警察、消防からは被害の情報が入っているが、民間の方から情報を得るようなシステムはない。警察、消防からの情報は、「どこに出動した」という情報である。警察、消防から情報を得た後に、市町村に連絡をして状況の確認をしている。

【防災危機管理部長】

防災情報システムだけでは情報収集を十分にできないということもあるので、今後は早い段階で県職員を被災市町村に派遣するなどして早期の情報収集に努めていきたい。

【吉井座長】

大災害のときには、被害の大きいところからの情報は入らないのが当たり前である。そのためには、定性的な情報を集めることが必要である。防災情報システムは数だけであり、これに依存するのはダメである。

定性的な情報については、まずは電話等で集め、次にヘリやリエゾンを使って集める。リエゾンの派遣が遅れたことが、一番致命的であった。

【坪木委員】

1人1人のスマホの情報や、この地域は通信が途絶しているといったことは（通信）キャリアがわかっているのだから、システム的に活用することも検討したらどうか。

【吉井座長】

消防団等がスマホで撮影したものを市の災害対策本部で集約して県に送るといった仕組みをとっている県もあるが、千葉県ではやっていないのか。

【防災危機管理部長】

千葉県ではやっていない。

ウ 知事（本部長）の動き

【坪木委員】

台風に関わる気象情報を解釈することは難しく、気象に関する高度な知識をもって情報判断をする必要がある。台風についての情報判断をするために、県ではどのような体制をとっているのか。

【災害対策室長】

通年で、気象台の職員が県に派遣されており、銚子気象台等からの情報を入れてもらうなどして対応にあたっている。

【大澤委員】

秘書課を通して知事に報告したとのことだが、防災危機管理部の事務方のトップから知事に対し、直接に報告をすることはできないのか。直接に報告をした方が、より知事に伝わるのではないか。

【防災危機管理部長】

直接に報告をすることはできる。

【吉井座長】

通常の業務においても、秘書課を通すことになっているのか。

【総務部長】

通常の業務について言えば、各部長は、知事の携帯電話に直接に連絡を入れられるようになっている。普通は、知事が庁舎等にいるため、知事に携帯電話をかけることはない。

【防災危機管理部長】

台風 15 号の対応において、防災危機管理部長が直接知事に電話を掛けたということはない。

【吉井座長】

9 月 9 日の知事からの指示は、どのような形で行われたのか。

【防災危機管理部長】

秘書課を通じて、口頭で指示を受けた。

【山根委員】

度重なる災害を踏まえ、全国市長会では、市長同士のホットラインを形成している。「知事に連絡したくてもできない」という声もあるので、可能であれば、「知事と市町村長」又は「副知事と市町村長・副市町村長」のホットラインの形成を今後の課題として検討してほしい。

【吉井座長】

本部設置時点で知事は、庁内でしっかり指示をしてほしいと思う。プライベートで出かけたことは、批判されてもやむを得ない。事務方は、本部長（知事）に緊迫した状況を伝え、庁内で重要な意思決定をしてもらう態勢をとるべきであった。

「知事の不在時に、誰が指揮をとっていたのか。副知事か。」「知事の不在時に、副知事が重要な意思決定をすることがあったのか。」その辺りのことを調べることにより、知事がいなかったことによるマイナスの部分に分かるはずだ。

資料を見る限り、知事は、必要な指示を出し、最低限の仕事をしていたと思うが、本当はもっとリーダーシップをとってほしかった。

知事が積極的な対応をとるために、補佐する人間が知事に対し進言することが必要であった。それが出来なかったことは、結局、被害の認識が甘かったということに起因するのではないか。

【防災危機管理部長】

9 月 10 日に災害対策本部が設置されているので、本部長（知事）に対し、必要な情報は入っていた。

災害対策本部の事務局を危機管理センターに置いているが、同センター内に本部長（知事）が常駐する場所がないという、場所的な問題はあったかもしれない。

【坪木委員】

風水害で災害対策本部が自動設置されないのは、なぜなのか。避難指示をレベルで示すことも始まっており、それを活用することも検討してよいのではないか。

【防災危機管理部長】

地震では一定の震度で災害対策本部を自動設置するが、風水害では震度のような（自動設置するための）分かりやすい指標がない。

現行において、風水害による災害対策本部の設置基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれ」という判断しづらい設置基準となっている。当該設置基準については、他の都道府県の設置基準等も参考にして、分かりやすい基準となるよう検討していきたい。

【吉井座長】

災害救助法の適用対象となる災害の程度として、(災害救助法施行令で) 1号から4号まで定められている。4号は、住家の滅失数によらず、同法を適用できる規定となっており、それを知っていれば柔軟に災害対策本部を設置できたはずである。結局は、「災害対策本部を設置しなければならない」という切迫感がなかったことが、一番の問題であった。

エ 物資支援

【山根委員】

搬送手段を県が手配できず、被災市町村がブルーシート等の支援物資を取りに行くということがあった。

「取りに来い」ということだけが独り歩きした面があり、トラック協会等とのやりとりの中で搬送手段を確保できなかったという事情を聞けば理解できるが、今後は搬送手段の確保等、被災市町村に寄り添って対応してほしい。

都市部の市町村ではブルーシート等の備蓄が余っていたという実態もあったので、市町村や県の備蓄状況が分かるようなシステムにして、「支援できる側(市町村)」と「支援が必要な側(市町村)」のマッチングを県との連携により被災初期より行える仕組みを構築してはどうか。

【大澤委員】

プッシュ型には一長一短があるが、被災市町村からの要請があつて初めて動くということが染みついているように感じるので、市町村に積極的に聞くようなことをしてほしい。

被災市町村が混乱していて、民間の方からの支援の提供をさばききれずに断った事例があつたと聞いている。県で窓口を作って、民間の方からの善意の物資を県が配分をすることはできないか。

【防災危機管理部長】

市町村からの情報を待っているだけでなく、リエゾンを派遣して情報をとりに行くようにしたい。プッシュ型支援は課題もあるので研究していきたい。

【坪木委員】

県は全体を見るということで現在のような規定になっていると思うが、「災害弱者に対し、どのような状況下であってもこれだけは支援する」という視点があってもいいかと思う。

【吉井座長】

「被災市町村からいつどのような要請があり、いつどのように対応したのか」という実態をもう少し知りたい。(会議) 資料からだけでは十分に分からない。

どこにボトルネックがあつたのか。トラックの搬送がうまくいかなかったということだが、これは搬送する物によっても異なる。

トラックの搬送に係る協定を見直せばよいのか、県と市がともに訓練をすればよいのか、情報通信に問題があるのか、どこにボトルネックがあつたのか分析しなければ、必要な対策がとれない。

県の規定では、プッシュ型は激甚災害の場合に限るとしているようだが、その判断をするために被災

の規模を把握する必要がある。

そのうえで、県の備蓄だけでは足りない場合があるので、国、他の都道府県など、広域の物資の状況をリストとして把握し、対応しなければいけない。県は、プッシュ型を実施するための準備ができていなかったのではないかな。

**オ 人的支援（業務支援）、医療救護、社会福祉施設への支援、ライフライン（水道供給）、
風害・水害対策（公共土木施設等）、その他（大規模停電への対応等）**

【吉井座長】

以降は、次回までにコメントを事務局に提出する。

欠席委員からの意見もあると思うので、今回は今日の分も含めて実施する。

第2回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和元年12月20日（金）午前9時半から正午

2 場 所 県庁本庁舎5階 特別会議室

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、

大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、

坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）、

紅谷昇平 委員（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授：災害対応マネジメント）、

山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、

旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長

4 議 題

（1）台風15号等への対応に関する検証について

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

ア 災害対応体制、本部設置に係る対応

【紅谷委員】

台風15号に関しては、停電被害が大きいことを理由として、災害救助法の4号適用*であるとか、災害対策本部設置を決められたかどうかというのは、大きなポイントだと思う。客観的な基準を決めるのはもちろんであるが、それ以外でも、県民に大きな影響がある場合には、災害対策本部を設置できるようにしていただきたい。

*災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

【吉井座長】

4号基準の適用については、あまり考えていなかったのか。

【防災危機管理部長】

今回、12日に災害救助法の4号を適用したが、それは停電が3日長引いたので、4号に当たるとした。9日の時点で、停電が朝から続いていたが、すぐにこれに当たるとは考えなかった。

【吉井座長】

今後は、4号を適用することも含めて、早期の災害対策本部設置も考えようということか。

【防災危機管理部長】

災害救助法1号から3号までは家屋の相当の倒壊戸数が必要だが、それが当てはまるかどうかも含めて検討する必要があると考えている。

【紅谷委員】

昨年の災害でいうと、停電がひどかった台風21号でも、兵庫県も大阪府も災害救助法適用や災害対策本部設置はやっていなかった。しかし、北海道胆振東部地震で、北海道全域が停電になったということで、北海道庁は全域に災害救助法を適用した。この北海道胆振東部地震が停電も大きな災害ということで災害救助法を適用しても良い、という一つの前例だと思う。今回、停電ですぐに意思決定できなかつたのは、ある程度仕方ないところもあると思う。前例が少ないので、難しい。

【坪木委員】

配備基準について、客観的なものにするようになったのは、良いと思う。気になったのは、配備基準について、気象特別警報、河川氾濫情報と限定的なことが書いてあるが、これはどうしてか。

【防災危機管理部長】

警戒体制については、台風が暴風域に入ることが見込まれるときで、知事が必要と認めるとき、とあるが、暴風域に入る確率が2、3日前から気象情報の中で、何%というのが出てくるので、例えば、70%以上出た場合に自動配備を考えたいと思う。さらにその上の特別警報、河川の氾濫情報も併せて検討していく。2つを併せて検討していく。

【坪木委員】

特別警報、河川の氾濫情報は、警戒レベル5に相当し、レベルが高すぎるのではないか。警戒レベル3のあたりで判断する必要があると思う。特別警報、氾濫情報でない方が良いと思う。

【吉井座長】

災害対策本部は特にそうで、特別警報はもう災害が起きている可能性が高い。河川氾濫情報も、氾濫しているわけだから、被害が出ている可能性があつて、これで警戒体制となると、遅いのではないかと思う。災害対策本部は、遅くとも、特別警報、氾濫情報出たら設置しなければいけないと思う。私もそう思う。

【大澤委員】

訓練全般ということで、大規模風水害の要素を取り込んだ訓練は結構だと思うが、第1回の会議後に、鋸南町・南房総市を視察・ヒアリングし、南房総市から、県を含めた訓練が必要であると担当者が言っていた。この大規模風水害訓練は市町村と合同も含まれているか。

【防災危機管理部長】

地域振興事務所の活用を強化していかないといけないと思っており、地域に密着している地域振興事務所と市町村の連携をとるための訓練を今後考えていきたいと思っている。

【紅谷委員】

災害対策本部は、県民に被害が出て、被災者支援を県庁全体でやらなければならない場合の体制であつて、被害の出る前の様々な情報を市町村へ伝える段階では、災害対策本部の設置まで至らなくても応急対策本部でできることだと思う。災害対策本部の設置基準を下げればよいというものでもなくて、災害対策本部とはこのような性格のものだ、応急対策本部はこういうものだ、災害警戒体制はこういうものだ、としっかり役割を決めて、適切な段階で、適切に対応する。

あらかじめ定められた基準以外でも、県民に支援が必要であれば、災害対策本部にするべきであるし、たとえ、特別警報級の台風が来ても、県民に被害が出ていないのであれば、災害対策本部体制にしなくても良い場合もあると思う。客観基準を設けるのは、判断に迷いが無い点では良いと思うが、災害対策本部を自動設置しても、中の体制が本当に整っているかということ、自動設置なので、「災害対策本部を設置しました」というメディア向けのエクスキューズになってしまうところもあるので、実効性のある基準と体制を検討してほしい。

【吉井座長】

地震のときは震度で自動設置にした。その背景には、宮城県で地震があつたときに、設置が遅れた。だから、自動設置にしよう。形式的だけで、体制が整ってない。今、紅谷委員が言われたのは、まさにその点で、実効性がないと、形式だけではだめですよ。あまり客観基準だけに依存していると、難しいところがある。曖昧にすると、誰が判断するかとなる。相当被害が出ているのか。出そうなのか判断しなければいけない。そこが難しい。客観基準を設けても、基準に合わなくても設置しなければいけないケースが出てくる。それをどうするかという問題もあるが、

どう考えているか。

【防災危機管理部長】

客観基準が定まっていない、今回遅れたこともあり、ある程度の客観基準を設けた。体制の実効性を持たせることについては、これから検討しなければいけない。

【吉井座長】

警戒体制も同じように客観基準を設けようということか。

【防災危機管理部長】

はい。今までは、気象特別警報の時に自動配備だったが、特別警報は相当な状況になってからなので、もう少し早い段階に客観基準にしようということである。

【坪木委員】

客観基準を設けることは、良いと思うが、付け加えると、基準を常に見直すことを文言として加えると良いと思う。今回の台風15号は、千葉県はこれまであまり災害がなかった、経験がないことが起こった。気候変動、温暖化が今後進んでいくわけであるので、こういったことが今後さらに起こっていく可能性がある。基準の見直しは常にやっていく必要がある。

【防災危機管理部長】

柔軟な見直しも併せて検討する。

【吉井座長】

重要な視点だと思う。あと、応急対策本部だが、災害警戒体制を敷くと、そこが応急対策本部になるという理解で良いか。

【防災危機管理部長】

応急対策本部は、情報収集体制、災害警戒体制の中で、必要に応じて敷くとなっていて、情報収集体制、災害警戒体制は配備である。本部は本部設置と二つ分けて考えると、災害警戒体制を敷いた中で、応急対策本部までは設置しなかった例はあるが、災害警戒体制で配備に係る部局については応急対策本部に含まれているので、両方併せて検討したい。

【吉井座長】

災害警戒体制だと、防災危機管理部だけでなく、他の部も動き出すのか。

【防災危機管理部長】

他の部と、出先機関が動き出す。

【吉井座長】

それを全体として束ねていくところが必要で、応急対策本部のような本部を設置した方がやり

やすく、警戒本部をつくって警戒体制を敷くというやり方が一般的だと私は思っているが、そうではなくて、今回は両方設置しなかった。中間的な、情報収集体制と災害対策本部の間をつくるときに、本部をつくって、防災危機管理部だけでなく、他の部も動員して、他の部も指揮できる体制にならないと各部バラバラになってしまうのではないかという危惧がある。これは一緒にした方が良いと思うがどうか。

【防災危機管理部長】

警戒体制の自動配備と併せて応急対策本部の設置については、検討したい。

【吉井座長】

応急対策本部の本部長は、副知事クラスを充てないといけないと思うのが私の意見である。そうでないと、各部の統制をとるのが難しいと思う。

イ 知事(本部長)の動き

【紅谷委員】

知事に関しては、過去の災害でもこのような例は多くて、宮城県北部地震の際には、知事は海外出張中でその時も死者はいなかったので、副知事が戻る必要なしと報告し、海外出張を続けたが、メディアに批判されて急遽戻ってきた事例がある。中越地震は、地震の2日後に、知事選の後で知事が入れ替わるタイミングだった。

知事がどのような場合であっても、災害対応のレベルが落ちることはあってはならない。問題が生じるということであれば、知事というよりも、県庁の体制に問題があった。知事がどういう状況であっても、災害対応のスタンダードな水準が維持できるようにしておくのが基本的な考え方である。その上で知事があるメリットは、国、外部の方が来た時に、知事が出ることに意味があるし、避難の呼びかけ、県民への呼びかけはトップがやるべきである。

知事でなければできない仕事もある。トップが頑張るかどうかによって、さらなるレベルアップができたかは過去の災害をみても大きなところがある。災害時は、平常時のマニュアル、ルールでは対応できない、特殊な意思決定をしないとイケない場面がたくさん出てくる。その時に知事は決断を下す必要がある。できるだけ公舎にいるべきであった。台風19号、21号、翌日、公務で視察を実施したとあるが、外部の調査団が来るのであれば、県庁に留まった方が良い場合もあるので、すぐに現地に行くか、県庁に留まるかは判断いただきたいと思う。

前回、山根委員からホットラインの話があったが、これは、過去の災害対応でも有効と言われている。被災市町村のトップと知事が携帯電話で話をして、色々なことを決めた事例はたくさん

あるので、私も、知事又は副知事と市町村長とのホットラインは設けていただきたいと思います。

西日本豪雨の際には、愛媛県では、テレビ会議を使って、被災市町村の首長と知事が直接話を
して復旧の方針を話し合った例があるので、トップ同士、平時から良好な関係を築いていただき
たいと思う。

【山根委員】

市町村長の希望として、ホットラインの形成は必要ということで、市長会、町村会でも話があ
る。解決の方向性に記述が入ったことは、評価できると思う。

知事の私的な視察については、東日本大震災の時は有効であったということですが、今後は私
的な視察でなく、公務としての視察とすると記述が変わっているので、実態に即したと思う。

【坪木委員】

気になった点として、被害想定を見誤りというところで、死者がいなくて、一部損壊であった。
事実はそうであるが、バックグラウンドとして、これまで災害がないという点であった。危機意
識は経験によって培われるので、経験がない地域であったのが、そもそもの原因ではないかと思
っている。地球温暖化によって、このような災害が今後多くなっていく。大元の原因が書かれて
いても良いと思う。危機意識が低いことを叩かれていたが、それは生産的ではない。原因が何か、
バックグラウンドが何かをしっかりと認識することが重要である。

【大澤委員】

情報収集体制に問題があるから、トップまで伝わらなかったことだと思う。分野（２）はこれ
で良いと思う。

【吉井座長】

災害対応で、トップがどういう役割を果たさなければいけないか。実態と期待の乖離があつた
と思う。色々な事態が想定されて、ボトムアップではうまくいかない。被害情報をしっかり収集
して、実態がわかってから最適な方法をとるのでは遅い。とにかく決断しなければならない。決
断する時に、最悪の事態を考えて決断する。これは事務方がボトムアップであげる方法では難し
い。たとえ空振りしてもいいから、大きな被害が出ている、そういう前提で対策を打つ。その決
断ができるのは知事、知事が不在であれば副知事ということになる。それができなかったのかと
いう期待がある。必ずできるとも言えない。それを支える体制がなければならない。知事もすべ
てのことを知っているわけではない。そうなると、知事の代わりに決断をする。決断をするよう
に進言する。そうなると、副知事クラスの危機管理監を置かないと安心できない。災害を受けた
自治体では、危機管理監を置いて、知事は決断をするが、基本的に危機管理監に任せる。アメリ

力も同じで、知事が任せる人を任命して、その人が言うことは知事が言うこととして対応していく。そうでないと、知事も安心できない。知事もやるのがたくさんあるので危機対応まで行くことは難しいところもある。

また、経験がなかったからの確な対応ができなかったという言い訳は、一般の人の場合は通じるが、県、市町村の危機管理を担当する人の場合は、通じない。経験がなくてもある程度の確な対応ができないといけない。被害をある程度想定できていないといけない。家屋被害 200 棟だったという話も度々出てくるが、一方で、鉄塔が倒れていたり風の被害が出ているなどひどい被害情報がわかっていた。普通、災害初動期には軽い被害しか入ってこない。これは常識であって、これを知らなかった、あるいは、それに基づいて対策をとらなかったことは、もう少し学ばなければならないと思う。200 棟は、初期の周辺地域だけである。一番ひどい地域は把握できていない。しっかり推定した上で対応をとってほしい。

【行政改革推進課長】

危機管理監を副知事クラスとする必要性を補足説明していただけないか。

【吉井座長】

本部を誰かが統括しなければならない。応急対策本部は副知事クラスでやるのが良いが、危機管理監が警戒体制から全体の指揮をとっていく。災害対策本部が設置された後も、全体をみてコントロールしていく必要がある。部長であると、他の部を指揮することが難しい。危機管理は全体を動かすので、幅広いことを知っていて、かつ、地位的にもそのような指揮ができるポジションでないといけないと思う。

【紅谷委員】

国の報告書で、防災監、危機管理監がどのクラスの人が多いか、10 年以上前に出ている。役職に応じて、メリット、デメリットはある。特別職で防災監、危機管理監を最初に置いたのは、兵庫県である。メリットは、吉井座長が言ったとおりである。デメリットは、ポストを高くすると、付けるときに色々な事情が考慮されるようになって、本当に防災に詳しい方が兵庫県の防災監になっているかという、そうでない場合もある。メリット、デメリットはあるので、副知事クラスでないといけないかという、そうでもない。災害が起こった時に副知事クラスというか、上の人が全体調整をやる。その下に防災のことに詳しい人がいて、実務的なことを回していくパターンもある。東日本大震災の岩手県はそれに近い。総務部の下に危機管理の部署があり、総務部長が他の部署との調整をし、その下の自衛隊OBの者が実質的な指揮命令をしていた。防災に詳しい人が発言できる体制をつくっておくことと、防災以外の部の調整をできる人が上にいること

が大切。庁内調整できる人は、下に防災アドバイザーになれる人がいれば必ずしも防災に詳しい人でなくても良い。千葉県として、誰が災害時に各部を調整し、まとめていくか。その人に対してしっかり災害対応のアドバイスをできる人材を置いておく。この二つを満たす体制をとっていただければ良いと思う。

【吉井座長】

その通りだと思う。ただ、副知事クラスとして危機管理監になる人の要件として、キャリアパスがある。どうやってその人を育成していくかということ、色々な部を回って、各部の防災を知っている人を育成していかないと。計画的に育成していかないと、危機管理監は養成できない。現実的にそのような人がいないときには、紅谷委員が言ったような形で、少しポジション下の人で良いが、しっかりアドバイスできる人。意思決定できる人。知事と危機管理監も同じである。ワンランク下にした形でもうまくいくかもしれない。やるとしたら、総務部長のところには危機管理監を付けるのも次善の策としてある。

【紅谷委員】

兵庫県も近年は防災監には防災の経験を積んだ人がなっているので、人材育成のサイクルがうまく回って行って、そのような体制になっているのだろう。

【吉井座長】

市町村も危機管理監になって、初めて勉強する人がいて、それでは困る。

【山根委員】

危機管理監の職としては、現在、防災危機管理部危機管理課に課長級の災害・危機対策監が配置されていることを、踏まえていただきたい。

また、千葉県の背景として、防災危機管理部は、総務部にあった。東日本大震災を踏まえて、直後の平成 23 年 4 月に、防災危機管理監という組織が設置され、平成 24 年に防災危機管理部になった。部の位置付けとして、総務部、総合企画部の次に防災危機管理部を配置した歴史がある。

ウ 情報収集

【大澤委員】

ある県内の市長と話す機会があって、市長は、「当市には県職員が多数住んでいる。市の状況は県に伝わっているかと思ったが、伝わっていなかった。私の認識が甘かった。」と反省されていた。県の職員全体で、約 58,000 人（知事部局、企業局、病院局、教育庁、警察本部ほか県費

負担教職員を含む人数) いると思うが、同じ県庁職員ならば、各職員が各地域の状況を然るべき当該課にあげるようなシステムがあっても良いと思う。

【防災危機管理部長】

各地に住む職員からの情報を各課にあげて集約する仕組みはないが、今回、待ちの姿勢になっていたことは大きなことだと思う。人を早めに送らなければいけないということで、台風 19 号の時は急遽やったが、平時から送る職員を指定して、研修をしながら、早い段階でリエゾンとして送って、定性的な情報で良いので送ってもらう。各地に住む職員からの情報の集約も検討していきたいと思う。

【吉井座長】

リエゾン職員は、台風 15 号の時は決まっていたのか。

【防災危機管理部長】

防災関係経験職員のリストは作っていたが、その人達がどこへ行くかまでは決めていなかった。災害が起きた時に、行ける状況か確認して、行ける場合にここに行ってくれと仕組みは作っていた。これからは、平常時から、どこに行くかまでリスト化してやっていきたいと思う。

【吉井座長】

派遣の基準は決まっているのか。

【防災危機管理部長】

具体的な基準はない。

【防災危機管理部次長】

基準というか、防災の経験者をリスト化している。

【災害・危機対策監】

防災部局、住家被害認定の教育を受けた職員、他都道府県に派遣されたことのある職員、全部で約 550 名程度いる。

【吉井座長】

動いていれば良かったということか。

【防災危機管理部次長】

事前にどこへ行くかまでは、決めていなかった。決めていれば、スムーズにいった可能性もある。

【大澤委員】

日本郵政の方と話をしたところ、相当な被害状況は把握していたようである。そのような情報

は生かさないと勿体ない。オートバイで配達しているので、相当な山間地まで入っていける。

J Aも農家のビニールハウス被害を早期に把握していたようである。そういう情報を集約していれば、もっと早い対応ができたのではないかと思う。県と市町村だけではなく、幅広い、公的機関との情報連携のあり方もこれからの課題として検討していただきたい。

【吉井座長】

検討していることはあるか。

【防災危機管理部長】

これから検討していく。

【坪木委員】

ヘリコプターによる情報収集について、「災害対策本部事務局内に情報収集・分析にあたる要員をあらかじめ確定し、配信される映像等を活用し、被害状況の解明を図る。」とあり、これは、理想的だが、なかなか難しいことである。かなり専門的な技術が必要な項目で実現できるのか、気になる項目である。映像を見て判断することは、かなり専門的な教育が必要である。

一方で、教育を受けた者を長い時間維持していかないといけない。そういう体制をつくっていかないといけない。低頻度で起こる災害に対して、どう体制を維持するかは、良く考えないといけない。映像を見て、正確な判断がいつもできるか。解決策を具体的に考えていかないといけない。一つは、専門の者に委託する。あるいは、民間の専門の会社と契約をする。などがあると思う。これから、10年、20年の期間、低頻度で起こるかもしれないが、起こった時には激甚災害になることへの体制を長期間維持していく観点が必要である。特に専門性が高いことについて、行政の中だけと閉じないで、民間の専門の会社と契約をするようなことも検討していただくと良いと思う。

【災害・危機対策監】

専門的な要員を育成するのは大変である。今回の台風の教訓として、配信された映像を見ているが、それについて具体的に着手しながら、被害の概要を把握する手段として、活用できなかった、大きな教訓がある。そのために、あらかじめ、分析・確認する職員を配置して、大まかな被害の概況、ヘリコプターで映る映像を確認しながら、一つひとつ確認することによって、被害の概況はわかってくると思う。被害の詳細については、外部委託との話もあったが、屋根がはがれている家屋について、どのくらい被害がでているのか、民間の航空機が飛んで、その解析を元に何万棟あるというのは分析できている。大規模地震の際にも、同様な形で対応したいと考えている。

【坪木委員】

県全体となると、膨大な数となり、難しいと思う。一つの映像を見て判断することはできると思うが、膨大な数を処理していかなければならない。そこに専門的な人を充てられるかだと思う。

【吉井座長】

テロ対策で問題となるのは、防犯カメラの膨大な映像が入ってきて、人が見るのは追いつかない。結局、AIにしようということで、それを民間企業が開発している。それを活用するのも一つだが、全体を見るのは、難しい。災害のたびに、色々な情報を集めて、総合的に判断する分析班を設けた方が良いと言っているが、毎回できない。坪木委員が言った通り、相当な熟練の技術が必要である。そういう人が災害の時にいない。後になって育成するが、次の災害の時に、その人はいない。そこを打ち破らないといけない。千葉県だけの問題ではない。

【紅谷委員】

過去の災害でも県からリエゾンを派遣しているが、被災市町村の窓口にも声を掛けても、その人がリエゾンかどうか分からないことがある。そんな状態では県からリエゾンを派遣しても役に立たないだろう。市町村の防災部局のトップの方は、県からリエゾンが来たこと自体認識していなかったことも多い。事前に研修、マニュアルも大事だが、市町村ごとに担当のリエゾンを決めるのであれば、普段から一度市町村へ行って、顔と顔のつなぎをしておく。あるいは、行く時にはビブスを着用し、千葉県からのリエゾンと誰が見ても一目でわかるような格好にする。

西日本豪雨の際、愛媛県は、当初リエゾンを送っても情報が入らなかった。課長級の職員を直接送るようになると、市町村のトップクラスと直接話ができ、その場で意思決定できるので、その後、調整がスムーズに進むようになった。課長級というと、リエゾンよりも上の位置づけになるが、そういう事例もあるので、紹介しておく。

リエゾン以外のルート、例えば地域振興事務所から「地域がこうなっている」という情報があがってくる仕組みがなかったのか。出先で大きいのは、土木事務所である。風水害は土木系の事務所の役割が大きい。県庁の中で、防災部局と土木部局が密接な体制を取り、土木事務所からあがってきた情報もしっかりとれるようにしていただきたい。

ヘリコプターの映像については、地方整備局のヘリからの映像を見られるような体制を作ってはどうか。今回は、関東地方整備局は、直後に神奈川県は飛んでいるが、千葉県は飛んでいない。なぜ、千葉県が飛ばなかったのか疑問はあるが、関東地方整備局と密接に連絡を取り、協定を結んでも良いのではないかと思う。

県が吸い上げた情報を、どう市町村やメディアを通して県民にフィードバックしていくかとい

う視点も大事である。記者会見をこれだけ開いたであるとか、道路の情報は、市町村より、県の方が全体像が見えて、まとまった情報を持っている場合も多いので、今後市町村のアンケート、ヒアリング等で、「このような情報を流してほしかった」という意見があれば、対応するように検討いただければと思う。

【吉井座長】

地方整備局のヘリは飛ばなかったのか。

【行政改革推進課長】

9月12日に国土交通省のヘリコプターが飛んで、県内の被害状況を把握した。

【吉井座長】

県警のヘリが飛んだが、映像があまり有効でなかったとの話を聞いたことがあるが、その理由はどうか。

【危機管理課長】

明確な理由はわからないが、県警から映像を受信していたが、通信機器や映像のシステムに障害が発生した等により、静止画となり、モニターに映像が正しく表示されなかった。

【吉井座長】

それは故障か。

【危機管理課長】

最初の2、3回のうち、2回は確認しているが、なぜか原因はわからない。

【吉井座長】

映っていなければ、ビデオで撮っているわけだから、帰ってきたら見られると思う。よくあるのは、上空の高い所から映すと、たぶんわからないと思う。ヘリが有効なのはわかるが、映像の精細度、どのくらいの高度から飛んだらいいか、技術的なところも検討した方が良いと思う。せっかくヘリが飛んで、屋根があちこち飛んでいるのがわかったはずである。200棟の話とヘリからの情報を突き合せば、当然200棟ではすまない、とわかったはずである。そのあたりが淡泊と感じるし、反省点であると思う。

【紅谷委員】

气象台とのホットラインというのは、記者発表の情報だけで、直接、銚子地方气象台との電話等でのやり取りはなかったのか。

【災害対策室長】

銚子地方气象台とホットライン、電話で繋がる形をとっている。11時に記者会見をやるという

情報は事前に入っていなかった。気象台はしっかり対応いただいていた。

【坪木委員】

気象台の方が常時いることで良かったか。

【災害対策室長】

職員として1名配置されている。

【坪木委員】

その方を通じて、正確な解釈ができたかと思うがいかがか。

【災害対策室長】

銚子気象台からいただいた情報を解説という形で受けられる形であった。

【危機管理課長】

気象の解説はできるが、被害がどうか等判断するのは、我々であり、台風の状況の解説はしてもらった。

【吉井座長】

雲域が狭く、コンパクトな台風が軽い台風だと誤解したところがあって、情報がいくつか入ってきたときに、楽観的な情報に着目し感わされたところが強い。

一方で深刻な被害が出ている情報は入らなかった。情報の処理の仕方も災害慣れしていなかった感じがした。

【紅谷委員】

ホットラインは、オフィシャルな情報だけでなく、感覚的な情報も含めてやり取りができることがメリットとしてある。しっかりとした情報が入っていれば、対応も違っていたのではないか。台風15号に関して、気象台とのホットラインがうまく機能していなかったのは、かなり大きなポイントであると感じる。

【吉井座長】

11時の気象庁の記者会見と気象台からの情報とはうまく合わない。なぜそうなったのか。

【紅谷委員】

気象台が事前に説明会を開かなかったのか。

【災害対策室長】

記者会見と別に説明会はなかった。

【坪木委員】

気象情報が有効に利用されていない問題がある。例えば、風速40mや、雨量が30mmとなる

と、「これは大変なことになる。災害が起こるに違いない。」と専門家は思う。それが災害に結びつかない。そこに乖離がある。気象台は気象の情報を提供する。それを解釈するのは行政側なので、解釈する訓練、知識が必要になる。気象台はどれだけの被害が出る、とまでは判断するのは難しい。30mmの雨が降るなら対策をしなければならない。という発想につながる体制に繋がれば良いが、なかなか難しい。気象情報が来た時に、どう対策に結びつけるか。検討すると良いと思う。

【行政改革推進課長】

分野（9）風害・水害対策については、気象台との連携はできている。

【山根委員】

リエゾンの派遣について、台風 19、21 号については、早めに行っているが、市町村にとって、有効になったのかが大切であると思う。地域振興事務所の職員の活用について、踏み込んだ検討が必要だと思う。

【吉井座長】

リエゾンは、単に誰か決めて送り込めば良いという話ではない。情報収集ができる者でなければならない。まず、土地勘がなくてはならない。地名を聞いてわからなければリエゾンになりえない。災害についても知っていないといけない。市町村に行って、情報をもらいたくても、市町村はそれどころではないため、放っておかれてしまう。リエゾンが情報収集できる研修をやっておかなければならない。リエゾンは荷が重い。しっかりしたリエゾンを指名して、訓練をして、顔も合わせておくことが必要である。

市町村は、住民対応で精いっぱいである。県が何をしてあげられるか。リエゾンが県として助けてあげられるものも持っておく。リエゾンの役割を実効性のある形で検討していただければと思う。

【防災危機管理部長】

初動の早い段階から地域振興事務所からリエゾンを送って、その後、状況を見て本庁から送ることを検討している。地域振興事務所では、平時から、市町村防災担当部局と顔のみえる関係を作ってもらうことが大事である。訓練を一緒にやることもあると思う。リエゾンのマニュアルについても、台風 15 号、19 号、ブラッシュアップしてきたが、今回の経験を踏まえて、充実させていきたいと考えている。

【大澤委員】

南房総市に行った時に、職員の方は、9月11日に経済産業省のリエゾンが来た、県は9月13

日だった、国と直結の方が対応が早かった、県が入ると時間がかかった、と言っていた。今後、国と市町村もそうだが、国と県のリエゾンはどちらがいつ入るのか、も必要だと思う。

【吉井座長】

一刻も早く行って、情報をつかんで、国の機関の資源も県として動員できるわけである。県の要請が遅れれば、国として行くわけである。国の動きも早くなっている。それに負けずに行かなければならない。市町村の立場にたって、色々な支援ができる、任せてください。と言えるようにならないと、リエゾンの役割にならない。早く行けば良いというわけでもないので、良く検討してほしい。

【坪木委員】

9日に県警のヘリが飛んでいるが、平常時に送信訓練はしているのか。

【危機管理課長】

特にしていない。

【坪木委員】

ぜひ、やっていただいた方が良くと思う。機械はうまく動かないこともある。実際に訓練をして、機械を動かしておかないと、災害時にうまくいかないことがあるので、訓練が必要であると思う。この映像が入ってきていれば、対応が違っていたと思うので、日ごろからの訓練は非常に重要である。

エ 人的支援

【紅谷委員】

県内市町村間の応援は、県が調整するが、関東広域で早期に柔軟に応援できるスキームがあれば支援が早くできたと思う。西日本豪雨の際、どの時期にどこから応援が来たか調べると、総務省スキームの場合は、先遣隊は2日、本体は3~5日かかる。直後から数日は、県内、あるいは関西だと、関西広域連合のスキームで来てもらっていた。直後は近いところから応援が来ることが多い。まずは、千葉県内の市町村の相互応援体制をできるだけシステム化していくことと、関東ブロック単位で柔軟な応援があっても良いと思う。

【吉井座長】

九都県市の応援のスキームはどうなっているのか。

【防災危機管理部長】

九都県市でも応援の体制はあって、埼玉県から、職員が来ていただいて、調整をしていただい

た。

【吉井座長】

九都県市、個別の相互応援協定、総務省の対口支援のスキームの調整はどうなっているのか。

【防災危機管理部長】

リエゾンの派遣が遅れたことで、業務支援ニーズの把握が15日以降になった。総務省から来たリエゾンから、対口支援スキームもあることを聞いていた。まずは、県職員の派遣調整を総務部総務課が、県内市町村間の応援・対口支援の調整を総務部市町村課が、やることになっている。

【吉井座長】

受援計画ができていますか。

【政策室長】

できています。総務省の被災市区町村応援職員確保システム、九都県市、関東地方知事会、どれをやるかは、整理している。まず、確保システムで、難しい場合には九都県市、関東地方知事会、の順で整理している。

【山根委員】

市町村への職員派遣で、館山市、総務省の被災市区町村応援職員確保システムで、富里市、鋸南町、南房総市に順次派遣されていったと思うが、総務省の派遣システムと同時並行で派遣要請できなかったのか。

総務省の被災市区町村応援職員確保システムについて、県は把握しているが、市町村は、あまり理解されていないことが、私の中で浮かび上がった課題である。今後は、県職員の派遣と併せて、総務省のシステムについても、これらの周知は市長会・町村会のミッションかもしれないが、機会あるごとに周知していきたい。行政の方でも、防災担当研修等で教示していただきたい。

県職員のうち、延べ人数であるが、半数近くの職員が市町村へ支援をしており、評価できると思うが、41市町村に災害救助法が適用されたということで、残りの19市町村にどうして派遣がされなかったのか。

【政策室長】

市町村に理解されていないことについては、しっかり周知していかないといけないと思っている。市長会・町村会で協力いただけるのであれば、様々な機会、制度の周知とともに、メリットを示しながら、周知していく必要があると思う。メリットを感じないと、市町村長も頭に残らない。市長会・町村会でも協力いただければ幸いである。

41市町村へ適用されていて、19市町村へ派遣されなかったことは、要請が前提であったこと

があると思う。今後は、早期にリエゾンを派遣して、支援ニーズを積極的に聞き、県に吸い上げることでしっかりやっていきたい。

最初の質問については、まず、県、県内市町村で何とかしようというのがあって、それが難しい時に、国に支援をお願いするという順番になる。県の支援の始まりと総務省の支援の始まりのタイミングが重なっており、県がもう少し早く支援ができたと思う。

【山根委員】

総務省のシステムで派遣される職員の業務と、県の派遣職員の業務は、同一か。

【政策室長】

そのとおりである。専門性を有する業務、例えば、土木関係、保健・衛生関係以外の避難所運営や災害対策本部の支援のマンパワー的な業務については、共通ということで答えさせていただいた。それで、県職員や市町村職員調整で人員が足りないということであれば、すぐ国の方に支援を要請することになる。

【坪木委員】

台風 15 号を踏まえて、台風 19 号の際には、全市町村にリエゾンを派遣したことは素晴らしいことであるが、台風 21 号の時も、同じように派遣したのか。

【防災危機管理部長】

台風 21 号の時は、25 日の朝から大雨と聞いて、要請を受けた、茂原市・長柄町・長南町へリエゾンを送り、残りは市町村の状況を聞き、翌日に送ってほしいと要望があり、送った。

【坪木委員】

災害への対応を維持していくことは大変である。台風 19 号の時は、全市町村へ派遣して対応した。台風 21 号の時も同様にすべきであったか、判断は難しい。台風 19 号の時は、全市町村へ派遣したが、千葉県は結果的にそれほど被害が出なかった。台風 21 号の方が、上陸はしなかったが、雨で結果的に災害となった。毎回、どう対応していくか。長期的に考えていかないといけない。毎回、全市町村へ派遣することは大変である。気象情報をどう判断して、適切な派遣をするか。どういうシステム作りをしていくのか。気象台の方が常駐しているが、その情報をどう生かして、どう適切に判断していくか。考えていく必要がある。毎回、全市町村へ派遣するのは、現実的に無理だと思う。

【吉井座長】

運用上の判断の話であるが、何か考えはあるか。

【防災危機管理部長】

台風 19 号と、25 日の大雨は対称的な例であると思う。25 日の大雨は、それなりに降る情報はあったが、台風は東に逸れた。事前の情報よりは朝から雨が強かった。午後にも線状降水帯が留まっていた。どの段階で送るかは考えないといけない。

【吉井座長】

客観的なデータとして、風速、雨の情報、119 番、電話で直接確認する方法、様々な方法があり、数時間で確認できる。リエゾンはその段階でスタンバイしてもらって決めていく。運用基準を相当練っておかないといけない。

【坪木委員】

ある程度システム化しておかないと、毎回あまり考えている時間もない。災害はどんどん起こっていくので、どういうシステムで、派遣するのかわからないかは決めていく必要がある。

【大澤委員】

鋸南町では、県外の災害協定を結んでいる自治体に助けられたと言っていた。鋸南町、南房総市をヒアリングしただけでも、県の影が薄い。県の初期対応の遅れは否めないと思う。市町村アンケートを行い、十分要望をくみ取っていただきたいと思う。

【吉井座長】

確かにヒアリングして、県の影が薄いことは感じた。災害対応の支援は、国・都道府県は競合する関係である。アメリカでは、連邦と州との宣伝合戦の場になっている。州はメディアを通じてアピールする。そうしないと、動いているかわからない。目立つようにし、とにかく早くやる。連邦政府は連邦政府として独自にやる。日本の場合は、国が出ていくと県が下がったりする。そういうのではなく、県は、県民のことを考えているのは我々なんだと意識して売り込む。県の存在価値を高める。そのような姿勢で向かわないといけない。

どういう支援が可能なのか。その時のメリットとコスト。人の派遣の時に、首長が一番考えるのは、コストである。コストを説明する際も、災害救助法がカバーできます。交付税措置ができます。というように、コストの面も含めて説明する。説明するものを持って、首長に説明し、どの支援が良いか、聞ければ良い。リストのようなものを持っていなければならない。

【山根委員】

情報収集の点で、国と県のリエゾンの役割が違うと思う。県のリエゾンは、災害情報を早く掴み、県に挙げる。国のリエゾンは、市町村で何が不足しているかを掴み、各省で調達する。南房総エリアの首長からよく話は聞く。県の影が薄くなることはやむを得ないと思う。そもそもリエゾンの役割が違う。

【紅谷委員】

経済産業省のリエゾンが派遣されたが、国も初動が遅れたという引け目があった。これは特別な措置で、今後、同様な災害があったとしても、停電で国のリエゾンは派遣されないと思う。今回の国の対応は特例である。県が間に入らないといけないと考えた方がよい。

受援に関し、内閣府で受援モデルを作成していて、今年度中に公表予定である。小規模な自治体でも受援計画が作成しやすいようになっているので、活用してほしい。

オ 物資支援

【大澤委員】

「プッシュ型支援」か「プル型支援」かについては、市町村アンケートを踏まえて慎重に進めてもらいたい。複数の車両や重層的な輸送手段の確保が重要である。

【坪木委員】

プッシュ型支援は、情報があつてはじめてできる。「情報との連携をどうするか」を整理する必要があり、やみくもに行うものではないと考える。プッシュ型支援は、「物資を必要とする場所はどこか」を判断できる正確な情報収集を行える体制があることが前提となる。そのような正確な情報収集を行える体制づくりをしてもらいたい。

【紅谷委員】

台風 15 号の災害における当初の停電の回復予測をみると、プッシュ型支援を行う決断をすることは難しかったであろう。停電が長引き、地域社会全体の回復が遅れることが明らかになった段階で、相当な物資支援を行う決断ができるのではないかと。

「県がプッシュ型支援を行うべきであった」ということについて、そのとおりであると思う一方、市町村と連絡が取れて、市町村の災害対策本部も立ち上がっている状況においては、市町村も県にプル型支援を明確に要請すべきであったとも思う。どのような支援の在り方がよかったのか、私としても、もう少し考えてみる。

【山根委員】

第 1 回の検証会議でも話したが、市町村の側には、「県から物資を取りにくるよう言われた」との認識が根強く残っている。物資支援についても市町村に寄り添う配慮が必要であり、「解決の方向性」で示されているとおり、複数の輸送手段を確保するなどして市町村に物資をしっかりと送り届けられるシステムを作ってもらいたい。

【行政改革推進課長】

「市町村の要望を一切聞かないプッシュ型支援ということがあり得るのか。また、それが有効となる局面とは、どのような局面か」について、吉井座長の補足意見を伺いたい。

【吉井座長】

プッシュ型支援を行える前提は、救援物資の需要予測をできるということである。つまり、ある程度被害の状況が分かり、被害から少し多めに見積もった物資の量を想定したうえ、その量から市町村の備蓄量を差し引いた量の物資支援を行う。

「需要予測の量」と「実際に必要な量」との間に違いがあるかもしれないが、需要予測をして、とりあえず最低限の量をプッシュ型で支援しようという考えもあり得る。プッシュ型支援について、様々なやり方があると思うが、需要予測を行えることが前提となる。

物資支援について、もう一つ付け加えて言うと、「備蓄倉庫の配置」の問題がある。道路が被災し輸送できないこともあり得るので、「県の施設がそこにあるので」という考えではなく、輸送距離や道路の復旧可能性等を踏まえた最適配置を考える必要がある。短期的に対応することは難しいので、長期的に解決していく課題だと思う。輸送手段を確保するというだけでは、物資支援はうまくいかない。

輸送手段については、県の資源だけで対応するのではなく、他の機関のヘリを使うことや自衛隊に要請することなども検討する必要がある。

【坪木委員】

災害が起きた時に一番困る人は、要支援者である。要支援者の分布を把握しておき、要支援者に優先的にプッシュ型支援を行うことが大事である。

【大澤委員】

県の備蓄量は、マニュアルどおりの量を確保していたか。

【災害対策室長】

県の備蓄量は、地震を想定しており、市町村が備蓄している量を想定し、その量の 10%を確保している。

【大澤委員】

防水シートは、各世帯に 1 枚配布するぐらいの量が備蓄されているのか。

【災害対策室長】

各世帯に 1 枚配布するぐらいの量は、備蓄していない。防水シートは、避難所や応急対応で使用することを想定して備蓄をしている。

【大澤委員】

今後の風害を受け、防災シートの備蓄量を増やしていくことになるのか。

【災害対策室長】

市町村からの意見も踏まえ、見直すことを検討している。

カ 医療救護

キ 社会福祉施設への支援

【紅谷委員】

医療については、電気や水道などのライフラインがとまると影響が大きい。

特に水は問題であり、大きな病院であれば、100 トン単位で水が必要となる。自治体に「100 トン単位の水が必要となる」との認識がないケースが全国的にはあるので、そこは、水道事業者と病院の間で、事前に調整し、必要となる給水量を把握しておく必要がある。今後、首都直下型などの大地震が起きた場合には、台風 15 号の災害と比較にならないくらいの医療・福祉支援の需要が出てくるので、事前に対策をしておく必要がある。

【山根委員】

健康福祉部は、部内会議を毎日開くなどしており、危機管理意識が高いと評価できる。健康福祉部のような危機管理意識を県庁全体で共有できれば、県の防災力が高まると思う。

長期的な停電に備え、冷暖房機が使えるような自家発電機を病院や福祉の各施設が備えられるようにしておく必要がある。県は、病院や福祉施設のニーズを把握し、支援策に結び付けてもらいたい。

【坪木委員】

気象災害で最も人が亡くなる原因は、猛暑である。猛暑により、毎年 1,000 人単位の人が亡くなっている。猛暑に対応できるのは、電気しかない。病院や社会福祉施設には、要支援者、災害弱者の方がいる。停電が長期化した場合に、病院や社会福祉施設に対しどのように電気を供給していくのか考えていく必要がある。

【大澤委員】

台風 15 号の災害により死傷者が少なかったのは、たまたまである。発災の時間帯が深夜未明であったから少なかったのであり、昼間に発災していたら被害はもっと大きくなっていたはずである。そうした被害想定を行ったうえで、地域防災計画等の見直しをしてもらいたい。

【吉井座長】

台風 15 号の時は、被害が相対的に軽かったこともあり、EMIS（広域救急医療情報システ

ム) に全て入力してもらえた。地震災害が起きた時などに、EMISを入力してもらえないという状況が生じるおそれがある。また、入力できたとしても、回線の状況から入力した情報が伝わってこないという状況も生じるおそれがある。そうした場合には、リエゾンを派遣する必要がある。また、通信回線を地上回線だけでなく、衛星回線も整備すれば良いのではないか。

資料4に関する議論については、本日はこれで終了し、続きは次回の検証会議で行う。

(2) 市町村アンケートについて

【資料5に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

問40の各市町村の検証に係る設問について、各市町村においてどのような災害の対応をしたのか時系列で整理し、記録しているのか確認した方がよいかもしれない。

【坪木委員】

各市町村において回答する者は、誰か。それにより、設問の仕方も変わってくる。

【行政改革推進課長】

各市町村の防災担当者に御回答いただくことを想定している。

【坪木委員】

アンケートに当たり、気象概況等の資料も送付するのか。

【行政改革推進課長】

検討する。

第3回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和2年1月24日（金）午前10時から午後0時30分

2 場 所 プラザ菜の花3階 菜の花

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、
大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、
重川希志依 委員（常葉大学社会環境学部社会環境学科教授：人材育成）、
坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）※ WEB会議による出席、
山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県：事務局】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

【県：防災危機管理部】

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、榊田副課長、
旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長、

【県：関係課】

秋山水政課副課長、千村水政課水道事業室長、久保水政課主幹、
田中健康福祉指導課長、澤田高齢者福祉課長、野澤障害福祉事業課長、佐藤医療整備課長、
加瀬健康福祉政策課主幹、
中村環境政策課政策室長、今井県民生活・文化課副課長、
大塚県土整備政策課副課長、石橋道路環境課副課長、田村河川環境課副課長、
轟企業局総務企画課政策・広報室長、篠永企業局給水課配水施設室長

4 議 題

(1) 台風15号等への対応に関する検証について

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

ア 医療救護

【重川委員】

医療救護だけでなくすべてのことに当てはまるが、検証というと悪いところを挙げ、どう改善していけばいいか、という視点になるが、うまくできたことも重要である。

なぜ、うまくいったのか。災害後、自治体は検証報告書を作成し、改善点を挙げるが、その改善点で態勢が良くなるかは、次の災害に遭遇しないとわからない。なぜうまくいったのかは次の災害を待たなくてもわかる。出来たところを検証することも重要である。

44 ページで職員シフト体制に無理を生じたとある。災害時、職員は多忙を極め、人員が不足することが起こる中で、シフト体制に無理が生じたとは具体的にどういうことか。他の部局にも生じていたものなのか、医療関係課に生じていたものなのか。

【医療整備課長】

災害医療本部を立ち上げると、被災状況を把握することが重要となる。24 時間体制で配置することとなるが、役割も複数となる。日中と同程度の体制となる。一定の制約も生じる。一定の判断能力がある者、EMIS の操作に慣れている者が必要となり、当初から万全の人数を配置できたかという、無理が生じたと思う。

【重川委員】

もっと専門性が高い人が必要になるということか。

【医療整備課長】

そのとおりである。EMIS を多くの職員が使えるようにすること。そうすることで、シフトや守備範囲を広げた体制が整えられると思う。

【吉井座長】

職員と業務の適正な配置、バランスをとることが重要になってくる。最初からシフト体制を組んでおかないといけない。県全体として業務配分を考えていかないといけない。実態としてどうだったか、どの程度大変だったかアンケート調査を実施すると良いと思う。

【坪木委員】

今回の災害は、情報が届きにくかったことがあるが、災害の情報とEMIS の連携はどのよう

に機能していたか。

【医療整備課長】

EMISは各医療機関が被災の有無を問わず、入力していただくものとなる。そうすることで、被害の輪郭が見えてくる。被害が大きそうな所は、重点的に保健所とか災害拠点を通じて、情報確認を行ったことが被害状況を把握する上で、早くできたことだと思う。

【坪木委員】

県の情報確認とは独立して実施しているか。それとも連携して実施しているか。

【医療整備課長】

医療機関と県が連携して情報収集体制を構築している。

【吉井座長】

EMISの場合は、長期停電で被害が拡大している場合にも対応可能であったか。

【医療整備課長】

各医療機関には、リアルタイムの情報を入力してもらって、各医療機関の状況を把握した上で、支援につなげることができた。

【山根委員】

42 ページで、地域防災計画に規定されている多数傷病者に対応する救護班は組織せずに、とあり、9月9日の時点でこのような判断をされているが、情報収集体制の部分でまだまだ人的被害が入ってきていない段階であると思う。このような背景の中で、この判断をした理由を教えてください。

【医療整備課長】

13 時時点で 92%の入力状況であり、早い段階で医療機関の被害状況がみえてきた。今回の災害では傷病者が多数出るというよりは、医療機関のインフラが一番のネックであった。それについてきめ細かい支援が必要であろう。各救護班が現地に出ていくというよりは、必要な医療機関の情報を受け取って必要な支援をしていくが必要である、ということで、今回、このような対応をした。

【吉井座長】

解決の方向性の○の2つ目、対応結果について、共有が難しかったことがあるようだが、これは大きな課題になると思う。県庁全体だと思うが、色々な所に色々な要請が入ってきて、どこで、どう対応したのかわからない。その一端が今回現れたと思う。何か対応することは考えているか。

【医療整備課長】

医療機関から情報を収集して、電気、水、燃料を関係部局に依頼して用意いただく。依頼先は県庁内だけでなく、対応結果について、医療機関からの情報で他の関係機関に依頼するものもある。把握はできていたけれども、もう少し共有できる手法がないか。他の関係機関等のこともあるが、解決したいと思っている。

【重川委員】

人工透析、在宅酸素、病院で医療行為をしている在宅の方は医療機関とつながっていて、把握できると思うが、それ以外の在宅の方、高齢者、障害を持っていて在宅の方、死亡には至らなかったが危ない所もあったと想像する。市町村、市町村消防で対応していたと思うが、そのあたりの検証・実態はどうであったか、把握しているか。していなければ検討した方が良いのではないか。

【健康福祉政策課】

安否確認できたかということで市町村に対して確認をし、市町村で人手が足りないのであれば県の職員を派遣し、市町村職員と一緒にまわって把握をした。

要支援者の支援計画については、今後も県として支援をしていきたいので、一体として考えていきたい。

【重川委員】

どういう方法で把握・対応したか、現場に根差したことを分かっている、県の方でも情報共有をしておかないと次に起こったときに、具体的にどうするか、場合によっては、対応が遅れることに陥りかねないのでお聞きした。

イ 社会福祉施設への支援

【山根委員】

健康福祉部内で連日会議を開いており、危機管理意識が強いと感じる。

50 ページで、電話が通じない施設については直接訪問して確認を行ったとあるが、健康福祉センター等に手分けしてお願いしたということか。

51 ページで、社会福祉施設が全体で 709 施設とあり、デイサービスは含まれていないと思われるが、デイサービス事業の被災状況は確認しているか。

安否確認で施設に負担をかけたとあるが、今回のような大規模災害があった場合、県の役割として今回と同様の調査をするのか。社会福祉施設側から県へ情報が入るシステムにするのか、ある程度システム化しておいた方が良いと思う。

施設側から様々な支援が寄せられていると思う。貴重な意見を取捨選択しながら、県の単独事業等の助成対象にしていったら良いと思う。

【健康福祉指導課長】

一点目、9月9日、電話が通じない施設については、直接訪問を始めた。ただ、施設も多いことや種類も多いこともあり、最終的に連絡がついたのは12日になった。

三点目、施設側との連携、施設の方と話をする中で、行政だけではなく施設同士の連携が重要であるとの意見をいただいている。15号の際も施設同士のネットワークを使って、お互い助け合い乗り切ったことも聞いている。県だけで届かない部分を民間で助け合ってやっていく視点は重要であると思っている。うまく、マニュアル、ルール化していくことは課題であると思っている。

【高齢者福祉課長】

二点目、51ページの表にある高齢者関係施設については、特養、擁護、経費、老健、が含まれている。デイサービスは、この数には含まれていない。施設については、介護、支援が必要な高齢者が多いということで、優先して被害状況を把握した。その後デイサービスも確認した。停電で運営できないデイサービスもあったが、利用者を直接訪問し、安否確認を行ったなどの事例を聞いている。

【坪木委員】

この災害の特徴は、長期化したこと、連続したことがあり、これまでの大きな災害と違った点である。初動体制の検証に加えて、長期化したもの、新たな災害が連続したものについて、どのような体制がとられたのかを検証することも重要である。長期にわたる要支援に対して、十分な支援が届いていたか、検証が大事であろうかと思う。

【障害福祉事業課長】

今回、停電ということで電力会社から見通しが出ていたと思う。最終的には長期に渡るとの見通しが出たので、それを踏まえて検討していた。

立て続けに起こったことについては、最初に起きた災害の教訓を生かしながらやってきたことがあって、良い点もあった。疲労が溜まった点もあったので、体制・配分については、苦労した。

【吉井座長】

教訓を受けてシフト体制をうまくつくったことはあるか。

【障害福祉事業課長】

過去の実績の中で、仕事を任せながら、少しずつ他の者もできるように考えてはいたが、うまくいったかどうかは必ずしもいかなかったところもあるが、今後検討しながらやっていきたい。

【坪木委員】

長期的な体制をとれることが重要である。今後、検討していただけると良いと思う。

【医療整備課長】

医療整備課では、介護施設も所管しており、一番初めの災害時にシフト体制を課題としたが、それを踏まえて、色々な対応ができるようなシフト体制を組んだ。連休等があっても、誰が最初に来るべきか、シフト体制を構築した上で体制をとっているところである。

【大澤委員】

52 ページで、確認を国、県、市町村がそれぞれ行ったため被災した施設に負担をかけた、とあるが、基本的にはどこが第一義的にやるべきだったのか。

施設に入る方は一般の避難所に避難することは難しいと思うが、このような施設については、ある程度、備蓄、自家発電は法令で義務付けられているのか。

【健康福祉指導課長】

一義的には、施設ごとに所管が決まっているので、それぞれの所轄庁がやるのが本筋である。市町村は地元という立場もあるので、多少混乱がある中で、複数からいってしまったことがあると思う。

自家発電等は法令で必ず備えなければいけない定めはない。県、国から助成がある中で、施設の方で自主的に整備をしてもらっているのが実情である。

ウ ライフライン（水道供給）

【山根委員】

今回台風 15 号で断水が継続的に発生した。市町村の声を集約すると、市町村に給水車が来なかった、県から具体的な指示もなかった、対応に困った市町村があった。一方で、断水が発生して直ちに声を上げた、情報を出した、9 日から 12 日の 4 日間だけで県内 6 市から 9 台の給水車を受けている特定の町もある。このように偏った、公平ではない配分がされたものがあるので、県でコントロール的な役割を担っていただきたい。

【水政課】

台風 15 号等の対応にあたり、水政課では千葉県災害時相互応援協定に基づき、各水道事業者と各市町村で対応しきれない応急給水が生じた場合には、直ちに水政課に要請していただくようお願いした。要請に基づきというところだが、要請を待つだけではなく、被害状況をとりまとめる際に各事業体に給水車は足りているか、要請はないか、ということをごちからも確認させ

ていただいた。その上で各事業者でもいろいろあったかもしれないが、そういったことについては、現在、各水道事業者と市町村等の危機管理担当者に集まっていただき会議を開いて、今後の対応など課題を踏まえた検証と今後の対応を検討している。

【山根委員】

了解した。軽易なことだが、58p の設置要綱で、給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議、またその下欄の給水区域内各市における、とあるが、これは「市」だけでよいのか。「町村」はなくてよいのか。

【企業局総務企画課】

58p の給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議設置要綱、その下の確認事項については、企業局の県営水道の給水区域が 11 市となっており、「町村」は入っていない。11 市との会議や確認事項というものである。

【吉井座長】

関連して、アンケートで給水車に関する対応について、多少問題ありと問題ありという市町村が 10 ある。これは先ほどの給水車の配分の問題なのか、それとも別の問題もあったのか、市町村の不満が給水車に関しては多いように見受けられる。

【水政課】

給水車については、各水道事業者から応援要請を受けた段階で、水政課としては県内で応援に行けるという事業者をまずピックアップし、応援に行けるという事業者とコンタクトをとり、いっどこに応援給水に行けるかという調整を行った。仮に県内で応援に行ける事業者がない場合、日本水道協会を窓口にして県外の事業者への要請を行う、あるいは自衛隊に要請する。今回台風 15 号等の断水にあたって県内から水政課にいただいた要請については、全て県内あるいは県外への要請を通じて全て給水車を対応させていただいた。

【吉井座長】

アンケートの給水車について市町村の不満がどこにあったのか調べていただくとよい。

【重川委員】

今の事業者というのは、複数の市町村で作られている水道事業者のことか。

【水政課】

単一の市町村で運営している事業者もあれば、複数の事業者が水道事業を行うために一部事務組合等という形で運営しているところが県内にはいずれもある。

【重川委員】

よくイメージがわからないのは、基本的には各事業体、単独あるいは複数であれ、各事業体が水を供給する。それと同時に病院や重要施設、大規模な受水槽を持っているような施設、高層の集合住宅、点在する戸建て住宅もある。市町村が自力で給水や応援要請を受けながら対応したところと、県がその中で果たした役割というのがよく見えない。この中にも出てくるが、集合住宅からの応援要請にうまく適用できなかったという記述、点在する戸建て住宅群と高層の集合住宅群、非常に緊急度の高い重要施設、病院や福祉施設について、それぞれの給水をどうするかという役割分担、県の給水車と市町村事業体がやる給水活動、あるいは県が自衛隊に要請してダイレクトに行ってもらいものと市町村経由で行くもの。そういう色分けをすることはできないのか。

【水政課】

資料 57p の下段、応急給水の地域防災計画のところに基本的な県と市の役割が記載されている。応急給水については実施機関として飲料水の供給は市町村長が行うものとする。ウは、県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。エは、水道事業体等間の応援活動については、千葉県水道災害相互応援協定等により実施する、とされている。各市町村の防災、災害対策本部とその該当する水道事業体によって、まずは区域内の重要給水施設等の水の需要を把握して、給水活動を構築し、その上で不足する給水車等については、千葉県相互応援協定に基づいて水政課に給水車の応援要請があり、水政課でまずは県内で対応できる、応援に行ける事業体を探す、という流れになる。

【企業局総務企画課】

企業局については、給水区域が 11 市となっており、地域防災計画の(4)に県営水道の応急給水ということが定められている。こちらは、飲料水の確保が困難となった給水区域の住民に対して給水区域内の市と密接に連携して応急給水を実施するという事となっている。

また、11 市との連絡調整会議や、確認事項の中で、企業局と各市との役割分担を定めている。その役割分担の中では、病院などの重要施設や避難所の拠点給水を基本とした応急給水が県企業局の役割としている。

【行政改革推進課長】

補足ですが千葉県の場合、67p の右側の 11 市、一部で自前水道を持っているところもあるが、この 11 市については、本来末端給水を担う市が給水事業を担うのではなく、県営水道が一手に給水事業を担っている。このため、他の地域における県の役割分担とは別に 59p にあるように、直接末端給水事業を担う企業局と各市の役割分担となっている。

【吉井座長】

私の方から一点、直接給水もしているということで、エンドユーザーからの問い合わせもかなり多かったと思うが、その際、全部給水しているところはわかりやすいが、一部のところは市か県かわからない。そういうところは共同でコールセンターを作らないとうまく対応できないのではないか。そういう共同コールセンターのような対応はあるのか。

【企業局総務企画課】

市との共同コールセンターというのはないが、企業局ではお客様センターというコールセンターを設けている。9月9日には300件を超える水が出ないという問い合わせが企業局にあった。今回停電が発生して企業局の施設は自家発電設備を持っていたため給水については影響がなかったが、高層マンションや集合住宅についてはポンプで水を各階に上げているため、停電でポンプが止まったことによって水が出ないという状況がかなり広範囲に点在して発生した。局としては、お客様に、ポンプが止まっているため水が出なくなっていることをお伝えし、直結給水栓は水道本管と直接つながっているため、そちらの方では水が出るということを案内した。

【坪木委員】

一点質問ですが、59pの危機度が1から4について、これはおそらく対応体制に関するものと思われるが、危機度2で特別警報というのはこのようなレベルでよいのか。直感的に考えると特別警報というのは災害が発生しているような状況で、最大レベルの対応が必要だと思うが。

【企業局総務企画課】

企業局の場合、資産の7割が管路ということで地中に埋設されており、風水害で直接被害を受けるということが今までなかった。そのため、危機度2の大雨・暴風・高潮・洪水特別警報、風水害等については、このような形での体制をとっていた。今回の災害を踏まえて危機度レベルについても改めて検証等していきたいと考えている。

【坪木委員】

特別警報のレベルというのは風、雨共に非常に大規模な災害であるということで、当然インフラにも大きな影響が何らかの形で出ると思う。見直しされるとよい。

【企業局総務企画課】

補足させていただくと、企業局では浄水場等の施設は24時間体制で常に職員が配置されているため、施設の被害状況やお客様の情報は一般的な行政とは違う形で情報収集がしっかりできる体制が整っていることも踏まえた基準となっている。

【吉井座長】

24時間体制がベースにあって、それにプラスということでこうなっていると。

【坪木委員】

了解した。

エ 風害・水害対策（公共土木施設等）

【山根委員】

説明にあったような理由で、この 9 番目の風害・水害対策の部分には、解決の方向性が書いてないと理解すればよいか。

【行政改革推進課長】

ご意見があれば、そこも踏まえてさらに踏み込んだ解決が必要な部分、取組について記述を追加させていただきたいと思う。

【山根委員】

全部同じフォーマットで、解決の方向性の部分が欠落しているか、ページが欠落したのかなど単純な疑問を持った。

【重川委員】

施設維持管理的には通常業務の延長で、情報収集なりそれに対する業者への依頼なり通常どおりだと思う。

県警の守備範囲になると思うが、停電に伴う渋滞やボランティアの通行、そういうソフト的な部分、警察や県道、市町村道、国道の別などで今回問題が感じられたこと、気づいた点はあるか。

【道路環境課】

道路の交通規制に関しては、まず一般向けには日本道路交通情報センターと通年で契約しており、随時通行規制の情報提供を行った。情報提供することでテレビ、ラジオ、インターネット、カーナビなどにも情報が一斉に拡散でき効率的な情報の周知がはかれ、迅速に機能していたと考えている。また、県のホームページのトップページにもリンクを貼りすぐ分かるようにした。

【大澤委員】

水害というか大雨で主要県道等を含めて倒木と土砂崩れが相次いだ。道路管理はともかく法面、倒木や土砂崩れの予防的措置というのはどんな状況だったのか。車の事故などがなかったのは偶然でしかないと思う。

【道路環境課】

危険が生じた場合には迷わず通行止めさせていただいた。県内の南の方に多い山あいの道路

においては、過去の事例から一定の雨が降ると土砂が崩れるケースがあるところをあらかじめ県では認識しているため、そちらの道路は一定の降雨量に達した段階で何も無い状態であっても通行止めなどにして危険な状態のところを通ることがないようにしている。台風 15 号の時もそういった路線の事前の通行規制というのをさせていただいた。

【坪木委員】

15 号については非常に強い体制をとったということによかったと思う。しかし 15 号は風台風で、今回は 15 号が主であるが、19 号、21 号の雨の時にどのような体制をとったかということも含めて検討されるといいと思う。実際、21 号の時に亡くなった方があり、そういったことをどう防ぐのかということまで広げて検討いただけるとよい。

【吉井座長】

私も全く同じ意見で、15 号はうまくいった。特に県管理のところは大丈夫だったと思う。

19 号、21 号に関する大雨の対応、これは河川、道路を含めて犠牲者も出ている。そういう意味ではハザードマップの問題や水位計の問題などがあって、さまざま要望も出ているかと思う。次回までに資料を整えていただいて議論したいと思う。

【坪木委員】

そのようにしていただけると非常によいと思う。

【行政改革推進課長】

現在、土砂災害警戒区域の指定に向けては強力に推し進めるべく準備を進めている。そういったことも含めて対応状況、現在の既に着手している対応状況や今後の見通しなどといったことについても次回、ご報告させていただくということでよろしいか。

【吉井座長】

この部分は次回に先送りということで、ほかの委員の方のご意見がなければ次回優先的に検討することにさせていただく。

オ ボランティア・NPO との連携

【重川委員】

災害ボランティアについては事例も多くどこでもきちんと受入や派遣体制ができています。今回も特に大きな問題はなかったと思う。テレビでもよく報道していたが、特に屋根のブルーシート展帳という危険性を伴う作業で瓦職人など専門の方が入ってきたり、安全管理に気をつけた作業をされていた。屋根のブルーシート展帳に限らず災害時のボランティアはいろいろな危険性も伴

う作業に従事する場合もあり、千葉がということではなく全国的にボランティア活動を円滑にするためにはみんなが学ばなければいけない件だろうと思っている。

非常に危険性の高い作業にも従事していただいて、幸い大きな事故もなく問題もなかったと思う。また、水害被災地のゴミ出しなど衛生面での安全管理にも相当気を遣わなければいけないことだったと思う。特に今回直面された課題や問題が起きないための工夫などそういう経験を是非いろいろ発信していただけると今後の災害、被災地にも役立つと思う。

検証会議でだめだったことではなく、問題なくやれたケースをご紹介いただけるとありがたいと思うがどうか。

【県民・生活文化課】

今回災害ボランティアセンターについては、県の社会福祉協議会が中心となって運営した。

その設置にあたっては県災害対策本部が設置を決定する。社会福祉協議会については、東日本大震災の時に災害ボランティアセンターを実際に運営したメンバーや、ボランティア団体、NPO 団体、社会福祉協議会の職員、みんなそろっていた。すぐに集まって対応ができ、人の繋がりが最初にあったためでそこはうまくいった。

実際のボランティアの方にはボランティア保険に加入していただいている。しかし、危険物、ガラスの割れたものの片付けなどは、一般の方は破傷風の注射をしていないため、けがをするおそれがあるようなものには従事してもらわなかったということがあった。たくさん来てもできる作業は限られていることもあった。ブルーシートにしても高いところに上っていただくのは通常はできないことであるため、次の時にどういう対策をとるか社会福祉協議会と相談していきたいと考えている。

社会福祉協議会にも今回の経験をいろいろな場でとりまとめて報告をしていただこうと考えている。NPO やボランティア団体の方を対象に県内でセミナーなどを行う際に、今回の災害を踏まえて、地域で活動する一員でもあり、地域の復旧活動を支えていただきたいということで、啓発を引き続き行っていきたい。

【大澤委員】

市町村アンケートでは、ボランティアの協力が十分得られたというのが5団体、一方であまり得られなかった7団体、全く得られなかった2団体、そういった声もある。市町村等の声を踏まえて今後よく協力体制のあり方については協議いただきたいと思う。

【県民・生活文化課】

おそらく十分に協力を得られなかったということは、市町村の防災担当部局と地域の活動、

NPO やボランティア団体とあまり接点がないと思われる。どうしてもボランティア団体、NPO 団体は市町村の中でも地域系の部署が所掌したため、防災部局と接点が少ないということで連携が難しかったのかもしれない。今後、これから当課でも周知を図り、市町村の災害の対応と連携できるように取り組みたい。

【大澤委員】

市町村の意見を踏まえて県の方で対応していただきたい。

【山根委員】

直接今回の台風災害との関係ないが、以前、県社会福祉協議会に出向していた。いくつか県外で起きた災害の対応などもさせていただいた。その経験上、県の災害ボランティアセンターや市町村の災害ボランティアセンターが行政と連動しながら手を携えながらやる、これは当たり前のことだが、県社会福祉協議会も市町村社会福祉協議会も裕福な団体ではない。少し財政支援という視点で今後検討を加えていただければありがたいと思う。

もう一点、千葉県災害ボランティアセンターを立ち上げるときには、地域防災計画の中に規定があると思われるが、閉所の時期が大きな課題になっていると思う。閉所の際にもしっかりと評価分析をして閉所に導いていただきたい。

【吉井座長】

これは災害が起こるたびにボランティアセンターに対する調査を行い、どういう課題があったのか、例えば資金面、要員面、要員だったらどういう要員が足りないのか、いろいろな課題が出てきている。毎回災害のたびにやっているところは多いが、そういう記録や調査をしっかり行い今後に活かしていければいいと思う。

【坪木委員】

先ほどの閉所の件、全く同感で、災害復旧は非常に長期化する。今回のように異なるタイプの災害が続いた場合は特に長期化すると思う。そういった場合、今回は立ち上げという点がテーマだが、どのように維持されていつまで維持されるのかといった観点での検証というのがあるとよいと思う。

【吉井座長】

復興ボランティアみたいなものだとずっと続いている。

【県民・生活文化課】

災害ボランティアセンターについては、27 立ち上がっており、10 月 25 日の大雨の時に茂原市や長柄町が最後に立ち上げ、長柄町の閉鎖をもって全て終了となった。

ブルーシートについては、まだ県外の団体などに支援いただいております、またニーズもあり、閉所にあたってはホームページにただ掲載するだけではなく、引き続き社会福祉協議会の通常の登録でやっているボランティアセンターで対応しますと、そういった形で引き続き被災者のニーズに対応する形でクローズしている。また、南房総市の社会福祉協議会などは毎日毎日ブルーシートの展帳の状況などを SNS でアップをしており、技術系のボランティアの募集も引き続きやっている。

閉所の問題はあるが、復興は長期にかかるため長期の対応にも耐えられるように誤解のないような形で閉所という形でやっていきたいと考えている。

カ その他（大規模停電への対応等）

【吉井座長】

最初に重川委員、退場される前にお話しいただければと思います。続いて坪木委員にご発言をお願いしたいと思います。

【行政改革推進課長】

大規模停電への対応ということで、基本的には東電ということで県ができることは限られている。停電が起きたときにどう対応するかという主旨を記述している。

【重川委員】

市町村の方から実際に聴いて、県ルートでの要請と市町村ルートでの要請があり、県と市町村の役割について、県は調整機関という位置づけがあって、本当にこういった場合県の調整が必要なのか、市町村が独自に小回りがきく形でやったほうがよいのではないかと、あるいは県で調整することが実際に可能なのか、そのあたりが少し疑問に思う。

県は調整機関としての立場があるが、現実、調整すべきか、調整が可能か、調整が必要かというところがちょっと疑問です。

【坪木委員】

電力との関係という点で、今回電力の復帰が当初よりも毎回情報が出るごとに伸びていった点が大きな問題だったと思う。電力会社としてはよい情報を出したいという気持ちがどうしても働くので、どうしてもそういう傾向になりやすいと思う。そのあたりを少し県の方がうまく調整して、余計な期待を持たせないような情報の出し方というのがあってよかったと思う。

【吉井座長】

重川委員が指摘いただいた調整の問題、県の役割について、国や東電、さまざまところが資

源を持っていて対応しなくてはならない。県としてどういう立場で、どういう調整をしたらいいのか、いかがでしょう。難しい質問ですが。

【山根委員】

今回の台風災害の関係で市町村長の意見を集約すると、命を守る施設で、病院や社会福祉施設、水道供給施設など、そこに重点的に優先的に電源車を配置してほしかったというものがある。そういうことも県の調整の一部役割になると思う。

【危機管理課長】

電源車の優先的な配置について、東京電力や県健康福祉部等関係部局と防災危機管理部が中心となって、優先的な配置の仕組みづくりを始めたところである。

【吉井座長】

国が今システム構築しようとしている物資の中に、電源車とか非常電源、そういうものも入っている。

【災害対策室長】

国が4月から物資の支援システムを導入するということについては、詳細の説明がこれから3月になっているため、まだ細かい部分まで把握していないが、4月1日から稼働させたいという情報はある。

【吉井座長】

たぶん過剰な期待が市町村側にあって、発電機を県がたくさん持っているというような誤解があり、実際もっているのは簡易的なレベルのものが多かった。そういう意味で情報共有ができていなかったのが過剰な期待も生じてしまった。

電源車の配置の優先順位がかなり難しかったというか、それでどこまで配置するか、事前に市町村や重要施設との間で相当綿密な優先順位、配置の問題を検討しておかないと無理である。実際起きた後にやろうとしても難しい。検討される予定はあるのか。

【災害対策室長】

今回の電源車の派遣にあたっては、経済産業省、東京電力、県で協議しつつ進めた。その中で優先順位をつけることは非常に時間がかかるということで課題となっているが、現在、県で施設ごとに自家発電機があるのか、ある場合には重油なのか軽油なのか、燃料の種類、そういったものや電源車を運ぶにあたって必要な情報のリストを事前に作る形で照会し集計を行っている。それを踏まえて今後災害が起きたときに対応できるように、更にその中である程度優先順位をグループ分けできるような形での基準も示せるように準備を進めている。

【大澤委員】

東電側と災害対策本部立ち上げからどのような情報のやりとりをしていたのか。停電の原因となった倒木の撤去でも電線は東電の管理なのでやたらにさわれず、復旧が遅れたということをついいろいろな方面から聞いた。今後の対策として強い風台風に向けて電線の回りの森林管理というのをどういう風に行っていくのか。

【災害対策室長】

東京電力とのやりとりについて、停電が起きた際に県からも連絡してリエゾンに来てもらった。実際に停電の区域や復旧の見込み、そういった情報を災害対策本部に入れてもらう形でやりとりは当初から行っていた。ただ、東京電力の記者会見のタイミングなどの情報が、記者発表した後に情報が来るようなケースもあった。

【大澤委員】

リエゾンはどういうレベルの方か。

【災害対策室長】

部長の方だった。

【大澤委員】

その方はそういった情報に早く触れられる立場の方だったのか。

【災害対策室長】

役職からするとそういう立場にあったとは思いますが、県からは東電が発表するときには事前にこんな形で発表するものを頂戴したいとお話しました。

【大澤委員】

記者会見の同じ時間でほぼ情報を知った、あるいはその後ということか。

【危機管理課長】

当初は会見の後に情報をいただいたが、その後は事前にいただけるようにした。

【大澤委員】

途中でもっと強い要望はしなかったのか。

【危機管理課長】

何度かこちらから強く要望はさせていただいた。

【吉井座長】

災害救助法の適用の問題を伺いたい。

4号適用ということだが、1号から3号だとなかなか時間がかかってしまう。4号適用は難し

い。どうやって早くこれを適用するか。遅いと意味がない。なかなか風水害で難しい。今回の教訓を受けてどうやって早く出すか。4号基準の適用を決めるか。何かご検討されているか。

【防災政策課】

今回4号適用という形にしたが、本当に対応に苦慮した部分があった。今後については、まだオフィシャルな形ではこれをどうするという検討は始めていないが、今回の教訓は後々に活かしていかなければならないと考えている。

情報収集を改善し、4号適用のケースもあり得るんだということを念頭に置いて、市町村ともこういった対応があり得るということを共有していきたいと考えている。

【吉井座長】

情報が集まってから4号適用するのではなく、救助法の適用を例えば24時間以内に決めるなど、タイムラインを決めてしまい、その範囲内で迷ったら基本的には適用する、そういう形でやらないと、たぶん情報を一生懸命集めることになり、集められないと苦勞することになる。だったら逆に時間を決めてしまった方がいいと思う。

(2) 市町村アンケートについて

【資料6に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

アンケートの感想ですが、問17で一番ネックになったところだと思いますが、「正確な被害情報がなかなか把握できず、県への報告を行うことがすぐにはできなかった」との回答が37市町村にもものぼる。これに対する対処は、これから求められるのはリエゾン派遣で、リエゾンの資質向上などやっていくんだと思う。今回のアンケートは、膨大でしっかりとしたものであり、県の財産といえるものである。アンケート結果を踏まえ、県の地域防災計画課やマニュアル等に活かしてもらいたい。

【大澤委員】

市町村アンケートの結果に対する感想は、2点ある。

1点目は、情報の収集と共有が重要であるということである。市町村は、住民対応が大変だったと思うが、情報収集の必要性も認識してもらいたいと思う。県への報告システムが煩雑だったということもあるのだろうが、概要だけでも県に伝えるべきできある。国や県は、災害の規模を

把握したうえでマスコミにも伝え、マスコミが広く報道することで、住民が災害の規模を把握し、併せてボランティアなどの民間の支援に結びついていくことになる。情報の収集、共有が非常に重要と強く思った。

2点目は、県のリエゾンの在り方についてである。市町村からのアンケートで、県から派遣する職員として、防災経験者の派遣を求める要望が多かった。県の職員全員が防災経験者になることは難しいので、リエゾンに派遣される職員への定期的な研修などが必要であろうと思う。

【吉井座長】

分野3～5についても事務局からの説明をお願いしたい。

ア 情報収集、

イ 人的支援（業務支援）、

ウ 物資支援

【資料4に沿って行政改革推進課長から説明】

【山根委員】

情報収集及び物的支援のいずれについても、キーワードは、リエゾンである。

リエゾンが有効に機能していれば、今回の災害対応の反省点について強化できるところが多いと思う、ただし、「リエゾンの資質向上」と一括りに言っても、簡単なことではない。県の行政職員は7千人程度いるので、どのような職員を派遣するのか。4月の定期人事異動が行われたときに、リエゾンで派遣する職員の指定と派遣先を決め、カリキュラムなどを通じた研修をしていくべきであると思う。形だけのリエゾン派遣が先行しても意味がなく、実効性のあるリエゾン派遣が必要である。

【防災危機管理部次長】

実効性のあるリエゾン派遣ができるように体制を整えていきたい。

【吉井座長】

検証をするには、実態を正確に把握する必要がある。

情報収集について、「何らかの方法で市町村と連絡をとれる状態にあった」とある。

通信が生きていた、情報をとろうと思えばとれた、あるいは伝えようと思えば市町村からも伝えられた。実際はどういう情報を、いつ、どこの市町村からどのような情報を受けていたのか、

県はどの時点でリエゾンを派遣して情報収集を行ったのか、結果はどうであったのか、特に初動時について把握する必要がある。通信が生きていたということであれば、市町村がやってもいいし県がやってもいい。

市町村のアンケート結果からは、「住民対応等の目の前の仕事に追われて被害状況を把握できず情報を県にあげられなかった」、「県に情報をあげてもメリットがないと思って情報を県にあげなかった」というようなことが読み取れる。目の前の仕事を優先して、被害状況が把握できないから報告はできない、それで県に報告していなかったと思う。では、県はどのように対応したのか。

国の検証において、「千葉県は受け身の態勢ではなかったか」という検証がされているが、千葉県は、市町村からの情報を待っていたのか、それとも、積極的に情報をとりにいったのかその辺りの実態の記載がないので、一覧表等で示してもらいたい。

また、他の情報収集の手段が十分に機能しなかったのか、特にヘリによる情報収集については、システム上の問題があったかもしれないということであったが、前回の説明では明確にならなかったもので、今後示してもらいたい。

市町村アンケートの結果において、「自衛隊派遣に係る市から県への要請について、県が否定的に捉えていた」とあるが、これは重要な問題であるので実態を知りたい。自衛隊派遣の要請について、市町村から県への不満が多い。一般的に、自衛隊の派遣要請について問題になることは少ないのであるが、これは何であろうか。確かに、自衛隊派遣を要請する場合、非代替性の要件などがあるが、阪神大震災以降、非代替性の要件は厳密に運用しないこととなっている。

【災害・危機対策監】

自衛隊の派遣要請は、優先度が高い案件から要請をした。

電力復旧のための倒木処理を優先した結果、市町村道や林道の倒木の処理など直ちに応じられないものもあったが、市町村からの自衛隊派遣の要請については、要請の要件に合致したものは全て行った。

【吉井座長】

リエゾンの質の向上は難しい。市町村の要望を見るとかなり高度な要望をしている。情報の連絡だけではなく、人的支援や救援物資の量がどれくらい必要か分からないので、代わりに対応してほしいとか。そうなるとうっかり過剰なことになってしまっていて、総括支援チームのような話になってしまう。そういう人を育てるのは大変。養成するための仕組みが必要。

【危機管理課長】

リエゾンとして派遣する職員の事前の指定や研修などを通じて、質の向上を図っていく。

【防災危機管理部次長】

県ができることと、市町村がやるべきことの棲み分けについて、お互いの認識を合わせることも重要でそういった機会をもうけたいと思う。県でも送れる人間や養成にも限界がある。

リエゾンのマニュアルを作る予定である。

【山根委員】

リエゾンは、一担当が行うような話ではなく、組織で対応すべきであり、班体制で行う。

1人1人の質の向上というレベルの話ではない。

【吉井座長】

災害対策本部設置前と後で、情報収集をする職員がどこにいて、どういう手段を使って情報収集してたのか。情報共有をどういう形で行っていたのか。熊本県の報告書を見ると、災害対策本部の配置や情報共有がうまくいったのかということも分析している。配置や動線の問題も重要である。各自席でやっていると情報共有は難しい。

第4回令和元年台風15号等災害対応検証会議 会議概要

1 日 時 令和2年2月17日（月）午前10時から午後0時

2 場 所 本庁舎5階 特別会議室

3 出席者

【委員】

吉井博明 座長（東京経済大学名誉教授：災害危機管理全般）、

大澤克之助 委員（株式会社千葉日報社代表取締役社長：報道機関）、

坪木和久 委員（名古屋大学宇宙地球環境研究所教授：気象）

紅谷昇平 委員（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授）

山根康夫 委員（千葉県市長会事務局長・千葉県町村会常務理事：市町村連携）

【県：事務局】

清水総務部次長、富沢行政改革推進課長、池本副課長、

【県：防災危機管理部】

岡本防災危機管理部長、萬谷防災危機管理部次長、櫻井防災政策課長、内山政策室長、

旭危機管理課長、荒井災害・危機対策監、室田災害対策室長、

【県：関係課】

大塚県土整備政策課副課長、石橋道路環境課副課長、田村河川環境課副課長

4 議 題

(1) 台風15号等への対応に関する検証について

○最終報告（草案）等について

【資料「最終報告（草案）」に沿って行政改革推進課長から説明】

【紅谷委員】

前回欠席したので、前回の会議に関連することで、2点質問したい。

1点目は、災害関連死について。

台風15号の災害について、9月の暑い時期に関連死2名は少ないとの印象である。市町村が関連死の認定を行うが、厳しく認定したということはあるか。県として、市町村に対し、災害死の認定に関する基準等について連絡をしたということはあるか。

2点目は、災害ボランティアセンターについて。

最近のトレンドとして、県や市町村の災害対策本部会議に災害ボランティアセンターの代表等がオブザーバーとして参加することが多い。千葉県においても、そのような取組みがあったのか。

最後に、市町村へのアンケート結果についてであるが、アンケート結果について、グラフ化されて、見やすくなっている。アンケートの自由回答において、市町村が選択肢で表せない思いを記載している。こうした市町村の意見について、各検証の本文においてかなり反映はしていると思うが、典型的な自由回答の意見、リエゾンについての意見、県が防災危機管理部だけで対応し全庁的な対応ができていなかったのではないかという意見等についても、拾ってもらえるとありがたい。

【防災政策課長】

1点目の災害関連死について。

災害関連死について、昨年の3・4月頃に内閣府から示された「災害関連死の定義」について、速やかに市町村に連絡をした。その後に、県土整備部が開催した市町村への説明会でも説明を行っている。また、発災後においても、あらためて周知をした。

災害関連死の認定については、内閣府から示された基準に基づいて、市町村が認定の判断を行っていただいたものと理解している。

2点目の災害ボランティアセンターの代表等の災害対策本部会議の出席について、今回の一連の災害において、オブザーバーとして参加してもらったということはない。

【紅谷委員】

オブザーバーとして参加していないとしても、県と情報交換ができていればよい。

【防災政策課長】

災害ボランティアセンターとは、適宜、情報交換をしており連携はとれていたものと考えている。

【行政改革推進課長】

市町村へのアンケート結果の反映については、代表的なものについて整理するように工夫を試みたいと思う。

【吉井座長】

市町村へのアンケートの生の結果は、関連資料として登載するのか。自由記載欄にかなり辛辣な意見もある。

【行政改革推進課長】

第3回検証会議の資料で用いた「市町村へのアンケート結果」については、自由回答欄の分も含め最終報告書の関連資料として、そのまま登載する。

【吉井座長】

市町村へのアンケートには、自由記載欄にかなり辛辣な意見もある。誤解していると思われる意見もあるが、資料としては貴重であるので、省略することなく登載するのがよい。

【山根委員】

今回の一連の災害で問われたことは、県と市町村との連携である。

日頃から防災部局同士で連携をとっているのだと思うが、いざ災害が起きたときに、県との連絡調整がうまくいかなかったという声を耳にしている。

あらためて、県と市町村との連携を強化していく必要あると考える。

【防災危機管理部長】

市町村との連携については、リエゾンの派遣、物資の支援等に関して見直しを進めており、今年度中に市町村に説明をする予定である。その他にも、市町村からのヒアリングや、訓練等を通じて連携を強化していく。

【吉井座長】

山根委員と、同意見である。各分野で共通する課題は、県と市町村との連携不足である。

情報収集をシステムに頼り過ぎたこと、定性的な情報を収集できなかったこと、人的派遣に係る市町村のニーズを把握できなかったこと、物的支援も情報の共有ができなかったこと、自衛隊の派遣要請がうまく調整できなかったこと等、様々なところで県と市町村との連携不足ということが出てきている。

1番の大きなことは、県の態度の問題で、県が市町村に寄り添うという配慮が必要であると思う。最終報告書には書くことは難しいと思うが、県は市町村を通じて県民を支援していくという強い姿勢が若干希薄であったのだと思う。

【大澤委員】

山根委員、座長のいうとおり、県と市町村の連携が今回1番問われた。

担当者レベルも含め、顔の見える関係になっていれば、違う対応ができたのではないかな。

一時期、電話が停電で使えなかったが、県と市町村の連絡手段は途絶していなかった。しかし、県と市町村で連絡をうまくとりあえていなかった。これは何故なのか、検証会議を通じて疑問に感じていることである。

やはり、普段からのコミュニケーションにおいて課題があったのではないかな。それが、災害対

応という緊急の時に、出てしまったのではないかと思う。最終報告で扱うかどうかは別として、県と市町村との関係そのものを検証する必要があると思う。

【吉井座長】

この後の説明で出てくるかもしれないが、今後は、県の市町村連絡員（リエゾン）を事前に指定し、顔の見える関係にしていくということによいか。

【防災危機管理部長】

市町村連絡員（リエゾン）については、地域振興事務所の職員を即座にリエゾンとして市町村に派遣することとしている。また、本庁の職員についても、リエゾンとして派遣する者を事前に指定をし、派遣先も決めておくこととしている。

【坪木委員】

私は、違う観点から意見を言いたい。

第2章の「気象概況」について、丁寧にまとめられていると思う。ただ、今回の一連の災害が、これまでにない災害であったということについて、もう少し追記する必要があると思う。

風速であれば、気象庁に問合せをすれば、過去の風速と比べてどれくらいの位置付けになるのか教えてくれる。降水量や台風についても同様である。あまり専門的なものになると大変なので、可能な範囲で記載してもらおうとよいと思う。

台風15号、19号、21号により大雨のいずれについても、これまでにないような災害であった。さらに重要なことは、それが3つ連続して発生したということである。それに対し、どのようなレスポンスをしたのかということが重要である。そうしたことを明らかにすることが、今後の参考になるものと考えます。

【吉井座長】

坪木委員の意見は、全国規模の範囲で捉えて行うのか、千葉県のみで捉えて行うのか。

昨年度に、関西で大きな風水害が起きていて、類似した災害は起きている。

【坪木委員】

関東くらいの範囲で、今回の一連の災害を位置付ければよいのではないかと。

【防災危機管理部長】

過去との風水害との比較については、データを集めて、記載の仕方について委員とも相談して追記していきたいと思う。

【坪木委員】

気象台の職員が県に常駐しているということなので、その職員にも意見を聞くなりして追記し

てもらいたい。

【紅谷委員】

最終報告（草案）の4頁に私からの意見として、「停電ですぐに意思決定ができなかったのはある程度仕方がないところもある」との記載があるが、これは、「東京電力の当初の発表に基づけば仕方がないところもある」ということである。

また、9月10日時点において、県に危機感があまりなかった理由として、2018年の北海道胆振東部地震や、関西での台風21号の災害について認識をしていなかったことが挙げられるのではないかと推察する。そこで、千葉県以外で起きた災害についても知っておいてもらいたいし、防災について詳しい職員を育てて幹部に進言できるような態勢としてもらいたい。

また、銚子气象台からホットラインで、台風15号の上陸前に「気を付けてください」との連絡があるのが通常であると思うし、その連絡がいかなかったのが疑問である。これは、県の対応に係る検証であるので、検証の対象そのものには入らないかもしれないが、県と銚子气象台の連携も必要であると考えます。

【吉井座長】

当初の市町村からの被害情報で、一部損壊200棟という情報があり、「200棟」という情報にかなり影響されたという印象を持っているが、あがってきた情報だけで判断するのではなく、その情報からラフでもいいので被害を予測する必要があった。発災当初、防災危機管理部の職員だけで対応できるという甘い見通しでの対応となってしまった。

今回のその教訓を資料として残していくべきであると考えます。そこで、「被害の件数が増えてきたことを示す資料」と「どこの市町村から情報が入ってきたのかに関する資料」が必要である。

【行政改革推進課長】

資料の作りとしては、表やグラフなどで時系列的に推移を示すのか、それとも、白地図のようなもので示すのか。

【吉井座長】

そのようなイメージである。

もう1つは、風速との関係で見ると、どのくらいの風速で建物の被害が発生するのかということが分かれば、坪木委員に意見も聞きながら、まとめられたらよいのではないかと。

【坪木委員】

風速が分かれば、どのくらいの建物の被害が生じるのか、分かるような段階にはなっていると思う。どこかの保険会社でそのような被害想定をしているところがあったと思う。

【紅谷委員】

災害の初期の情報は、正確ではないことが多い。東日本大震災の時も、気象庁は、津波が到達するまでは「マグニチュード7.9」であると言っていた。しかし、蓋を開けてみたら、「マグニチュード9.0」であった。

「何故、自治体の職員は逃げずに津波にのまれたか」ということを質問されることがあるが、防災に詳しい職員であれば、「宮城県沖でマグニチュード7.9なら想定された宮城県沖地震」だと考え、津波はこれくらいだと分かってしまうので、安心してしまう。

東京電力の復旧見込みも同じようなものである。図上訓練を行っても、自治体職員はいつも正確な情報を基に意思決定をしているので、誤情報を流すと、その誤情報に引きずられることになる。その後、修正情報を流しても大混乱が生じる。

常に、「あがってきた情報が正しいのか」、「被害はこれくらいではないか」ということを考えて行動をすることが必要である。

【政策室長】

被害想定について、できることはないかと考えている。

国の研究機関に、「被害量を面的に捉えることはできるのか」相談をしているところである。

難しい作業とは聞いており、長い時間を要するかもしれないが、今後の課題として被害想定が検討をしているところである。

【吉井座長】

専門家に聞くと細かいものがでてくる。しかし、様々な前提があるなかで、詳細なものは、役に立たないことが多い。

詳細なものでなくとも、例えば、どのくらいの風速であれば、およそどのくらいの被害が生じるのか、可能であれば、大阪での台風21号の被害なども踏まえながら、およその想定をすればよいのではないかと思う。

2巡目になるが、他に委員からの意見はないか。

【山根委員】

災害対策本部の設置について、9月8日の時点で災害対策本部を設置している市町村があり、県にも情報として入っていたと思う。

今後の検討課題として、例えば、市町村の1割が災害対策本部を設置したことを知った段階で、県の災害対策本部を設置することなどの対応がとれないか。

【防災危機管理部長】

風水害における災害対策本部の設置基準については、見直しを行っている。

委員の御指摘については、市町村の災害対策本部の設置状況だけで判断してよいか、客観的な情報も含めて判断をする必要がないかということもあるので、今後検討していきたい。

【坪木委員】

災害弱者（要支援者）について、今後どのように対応するのか、記載がないように思う。大きな項目としてあったほうがよいのではないかな。

【防災政策課長】

福祉施設等については記載があるところではあるが、どのような形で避難所を運営するか、要支援者への支援をどうするのかについては、あらためて市町村からヒアリングをする予定である。その中で優れた事例等があれば、各市町村に紹介をするなどの対応をしていきたいと考えている。検証にそぐうものであれば、少し追記をしたいと思う。

【坪木委員】

災害弱者は、もっとも避難所に行くべき人であると思うが、避難所に行くことも大変であるし、「避難所に行ったあとに迷惑をかけるのではないかな」と思い避難所に行かない人もいるとの意見を聞く。そのような意見も拾い上げれば、避難所の運営の改善など将来につながっていくものと思う。

【吉井座長】

災害関連死にも関係してくる話である。今回は、2名の方が災害関連死で亡くなっている。その方は、施設入所者ではないが、高齢であった。そのような人たちに、いかに広報で呼びかけるか重要である。県は所管外であるという冷たい対応ではなく、県としてもしっかりと広報活動をしてもらう必要がある。

【大澤委員】

133頁の「災害時における広報」について。

携帯電話をどこで充電できるのかなど、国の機関でも充電を行えることが住民に伝わっていなかったということも起きている。広報について、国とも連携して対応していただきたい。

われわれ、報道機関もその責務を負っている。

【行政改革推進課長】

市町村等とどのように連携して広報したのかという視点の記載についても、調整していきたい。

【大澤委員】

先日、上総地域のローカルFM局の創立記念にいったが、災害時にローカルFM局は役に立つ

という意見があった。こうしたローカルFM局も活用したほうがよいと思う。

【紅谷委員】

防災行政無線が使用できない場合に、市町村が主体となって臨時災害放送局（臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ局）を設立することになっているが、市町村にその意識が無いことが多い。県の地域防災計画の改定の際に、「臨時災害放送局設立の支援」や「人材のコーディネート」なども入れられればよいと思う。

災害時の報道については、被災者に情報を伝える強力な力を持っている一方、過度な取材が災害対応の障害になるということもある。取材のルールについて、今回の災害の教訓などがあれば、記載してよいかと思う。

【吉井座長】

防災行政無線が故障したというアンケート結果もあるので、ローカルFM局の開設支援について、県ができる支援について検討してもらいたい。

【行政改革推進課長】

その辺のことについて習熟している県や市町村の職員はあまりいないと思うが、他の自治体でそのような支援の例があるのか。

【紅谷委員】

そのようなノウハウがなければ、そうした支援を行っている外部の団体の活用や、ノウハウを持っている職員を臨時で雇うなどの対応でできると思う。

○風害・水害対策（公共土木施設等）

【河川環境課から説明】

【山根委員】

色々課題はあったと思うが、解決の方向性に到達していない感じがする。今後、解決の方向性の記述は入ってくるのか。

最終報告117ページは代表的だが、今後、記述の修正はあるのか。

【行政改革推進課長】

十分調整する。

【吉井座長】

25日の大雨で色々問題が出てきた。どこに課題があり、その対策としてどのようなことを考えているのかを書いてほしい。土砂災害については、警戒指定区域指定の遅れがあった。指定されていないところで起きた。危険箇所を市町村と調整していると話があったが、これは、警戒区域に指定できなかつたところで、危なそうなところという意味で良いか。

【河川環境課】

これまでの警戒区域の指定の対象として調査の対象ではなかつたところでもがけ崩れが発生したことで、そういったところの情報も土砂災害の恐れがある箇所として地元の市町村から情報があった場合は、県と市町村で共有して警戒区域指定の対象になるかの調査であったり、住民の避難行動に結び付ける仕組みを作ろうということで、市町村と意見交換を始めたところである。

【吉井座長】

警戒区域は2年で指定を進めますと。そこで漏れているところは、危険箇所ということでフォローして行って、市町村と連携しながら対応していく。土砂災害警戒情報が出た場合は、危険箇所も含めて、避難してもらう方向で考えているのか。

【河川環境課】

そのような仕組みづくりについて市町村と意見交換を始めたところである。

【紅谷委員】

「参考資料1」113ページ、がけ崩れで亡くなった方、警戒区域で亡くなった方が何人、基準外で亡くなった方が何人か、基準は満たしているが、指定がまだで亡くなった方が何人か。

また、車両ごと流された方がかなりいるが、これは市町村が避難勧告を流した前か、後か。

【河川環境課】

避難勧告を出した前か、後かはわからない。

【紅谷委員】

避難勧告は防災危機管理部の担当か。県土整備部の担当か。

【防災危機管理部長】

防災危機管理部の担当である。

【紅谷委員】

過去の災害で明らかになった教訓と同じで、2年で進めるのであれば、なぜ土砂災害警戒区域の指定が進められなかつたのか。疑問として出てくると思う。

【吉井座長】

今後2年間でやるということは、住民説明会が時間かかたりして大変である。住民説明会は

後にするということか。

【河川環境課】

これまで、説明会では、丁寧な説明を行い、参加された方からのアンケートに対して、疑問点を一つひとつ丁寧に回答していた。今後は、法制度の趣旨や土砂災害の危険性の周知に重点を置くことに改め、指定を速やかに進めるように取り組んでいきたい。

【吉井座長】

人員を増やすということか。

【河川環境課】

体制としても増やしていきたい。

【紅谷委員】

広島土砂災害の後も、指定を進めるような話も出ていたので、同じことがないようできるだけ進めてほしい。

【大澤委員】

一宮川は、過去、度々水害が起きている。住民によると、今回の災害が一番ひどかった。一方で、一宮川は、ずっと河川改修をやっているが、どうして今回が一番ひどかったのか。資料（令和2年度組織及び定数の見直しについて）の8ページに一宮川改修事務所が新設されるとあるが、これによってどう改修のペースがあがるのか。

【県土整備政策課】

一宮川改修事務所については激甚災害の事業を採択されたことで新設され、その事業を進めることが第一と考えている。

今回被害が一番大きかったことについては、後で回答させていただきたい。

【坪木委員】

水位周知河川は、県が指定した河川か。

【河川環境課】

千葉県が管理する河川のうち、26河川を指定している。

【坪木委員】

情報提供について、国との連携、情報交換の体制はどうか。

【河川環境課】

県では、水防計画書を作成し、県と市町村が大雨の警戒対策として、どのように取り組んでいくか定めている。河川の水位の情報についても、県が管理している河川は県が、国が管理してい

る河川で県に関係する河川は国が、どういった場合に、どこにどういった内容を周知するかは計画に定められている。河川の水位が上がった時には、必要な段階で、河川管理者から市町村に情報が伝達されるようになっている。

【吉井座長】

沿川の市町村は、自分のところがどうなるか水位を知りたい。それがわからなくて、避難勧告指示を出すのは難しい。かなり水位計を入れる必要があると思うが、どのくらい入れるのか。

【河川環境課】

まず、水位周知河川に設置されている重要な水位観測所について補完する目的で、26 河川は優先で検討し設置していきたい。それ以外については、今後、検討していく。

【吉井座長】

浸水想定区域の調査に上流は入っていないと思う。浸水想定区域として地図に塗られていないと安全だと思ってしまう。対象地域となっているか、いないかは明確にしておかないといけない。どのくらいカバーしているのか。

【河川環境課】

26 河川については、本川、支川を含めて、一連で浸水想定シミュレーションをしている。その結果を、市町村へ情報提供している。

【吉井座長】

内水判断は難しい。滋賀県はかなり大胆に判断しているが、千葉県はどう判断しているか。滋賀県の取組の場合、内水氾濫であっても浸水が深くなる場所があって、そこは立地規制をかけている。そのようなことも含めてやってもらおうと将来的に良いと思う。

さきほど、ある自治体の話も出たが、県と市町村との連携、広島県の場合、県が市町村と同じデータを見て、アドバイス、相談をしながら出しているが、千葉県の場合どうか。

【防災危機管理部長】

その自治体の場合、レベル3の避難準備を出した段階で、その後雨が強くなり、次の避難勧告を出せないままとなった。

【山根委員】

首長の話も聞いている。避難勧告が遅れたという話が一部あるが、遅れたというよりは、あまりにも激しい雨で、出すことが命の危険と感じて、積極的に出さなかったと聞いている。国の聴取においても、首長は、こういう形で避難勧告は出さなかった、出さなければいけない意識はあるが、日中でも出すことに危険を感じたと直接聞いている。

【吉井座長】

問題は、そのようなときに、県と市町村はどういう連携をするのか。避難勧告を出さなかっただけを捉えて非難されるのはかわいそう。同じような状況は過去にも事例がある。県の役割として、そういう時にどういうアドバイス、協議をしながら、最適な対応はどうか。市町村との連携は相談する必要があるが、そういうことをやらないと、もっと良い連携にはならないのではないか。

【災害対策室長】

夜中であれば早めに出すなど、市町村とも連携を取り合って、やっていきたい。

【大澤委員】

その自治体は一宮川の上流区域であるが、浸水想定区域に入っているか。

【河川環境課】

全ての範囲が入っているわけではないが、人的被害があった箇所は、12月に公表する以前の浸水想定区域には入っていなかったが、12月に新たに公表した区域には入っていると考えている。

【紅谷委員】

台風15号、19号のような大きな災害の後は、住民の防災意識も高まり、行政も気を付けるので、同じような被害は出にくいと先入観があったが、10月25日の大雨では10人を超える犠牲者が出ている。個人的には、台風15号より、10月25日の大雨の方が問題があると感じていた。今年、同じようなことが起こった時に被害が出ないように対策を取れるのか。これが一番大事である。今年が無理であれば、数年後に同じことが起こっても大丈夫か。浸水であれ、土砂災害であれ、県だけでは防ぐことはできない。市町村、气象台、そして住民の防災意識を高めるにはメディアの方がどういう災害報道をするかも大事で、行政対応だけの問題ではない。住民の防災意識の方にはあまり注目されなかった結果がこうなったのであれば、残念であったと思う。

県が対策しただけで被害が防げるのか。そうではない。県がこれだけやったら大丈夫と住民の方が思ってしまうと、油断が怖い。県が頑張ってもできないことある。県民の方に自覚を持って自ら対策してくださいと、県でできないことはきちんと伝える。同じようなことは起こらないようにしていただきたい。

【吉井座長】

住民に動いてもらわないといけない。移動中の犠牲者が多い。昼間に大雨が降った場合、移動中の事故を防ぎたい。県と市町村が連携して積極的に呼びかけるべき。知事が県民に呼びかける

ときも、時間を踏まえた呼びかけをする必要があると思う。移動しなければリスクも減る。広報の仕方も考えてほしい。

○最終報告（草案）等について

【吉井座長】

アンケートからは市町村の県のリエゾンに対する過剰な期待がみえる。リエゾンに被害の状況を報告するといっても市町村に入ってきた情報をうまくまとめる、あるいは空白域があるならこういう空白域があると報告する。マニュアルをしっかりと書かないといけない。被害状況の把握だけでは難しい。支援のニーズを把握してほしいと。市町村の担当は忙しくてできないので、そこはリエゾンにお願いしますと期待している。でもなかなか難しい。市町村とうまく連携する必要があるがどうやって連携したら良いか。そのあたりをうまく書き込んでほしい。

【行政改革推進課長】

訓練・研修はしたとしてもやれることには限界がある。

【災害対策室長】

リエゾンについては、指定を完了した。マニュアルも整備した。災害対応中もマニュアルはあったが、今回の災害を踏まえて、リエゾンはどういう仕事をするか、どういった役割で現地に入るのか。明確にした上で派遣するよう整備している。今後、市町村へ回るので、市町村ともすり合わせを実施する。

【吉井座長】

市町村と顔が見える関係をつくるということであるか。

【災害対策室長】

地域振興事務所の者も役割については、担当市町村を決めるので、顔が見える関係を作っていくことでマニュアルを作成している。

【大澤委員】

国のリエゾンとの役割分担、調整はどのようになるのか。

【災害対策室長】

今回は市町村の意向を聞いたうえで、派遣していた。国に対し、県のリエゾンの仕組みを説明していく。それぞれがバラバラに動いた結果、物資がダブってしまったこともあったので、整理も必要であると思う。

【山根委員】

異動しても、新たな人に引継いでいくのか。

【災害対策室長】

現在、メンバーは確定しているので、異動があっても時間は短い中でメンバーは指定する。

【吉井座長】

今回の災害は、県の全域的に被害があった。現地派遣班が最初に行く。人数少ないので、出遅れた。現地派遣班とリエゾンは今後どういう関係になるか。全体的な調整は現地派遣班がやるように書いてあると思うが、広域的な対応は取れるのか。

【災害・危機対策監】

検討中ではあるが、現地派遣班は必要な時に現地に行ける体制を維持しながら、リエゾンの交代の業務に携わるよう調整をしている。リエゾンの派遣の交代調整は、現地派遣班が庁内に残って、必要に応じて現地に行く。広域的なものをまず対象にすると考えている。

【吉井座長】

リエゾンは情報収集であれば情報班の指揮を受けるわけだが、現地派遣班とどちらの指揮に従うのか。

【災害・危機対策監】

情報の提供については、情報班になるが、派遣の交代については、現地派遣班であると考え、調整をしている。

【吉井座長】

最終報告の概要は作成するのか。

【行政改革推進課長】

最終報告と併せて、全体を見渡せるもの、総括的な資料を作成する予定である。

【坪木委員】

最終報告はどのような形で公開するのか。

【行政改革推進課長】

県の関係機関、市町村については、印刷したものを配布する。それ以外はホームページに掲載することになると思う。他県の方に参考にしていただくことも考えている。

【山根委員】

出す時には記者発表はするのか。

【行政改革推進課長】

発表に併せて、報道機関向けの説明もする予定である。

【山根委員】

最終報告が出たら、しっかりフォローする必要があると考えている。

【行政改革推進課長】

先日も、市長会、町村会において、現状を報告したところである。

【吉井座長】

今後のスケジュールを確認したい。

【行政改革推進課長】

各委員の意見は、一週間を目安に、気が付いた点をいただきたい。3週間後くらいには、委員に確認いただきたい。

【吉井座長】

3月下旬に最終的に公表で良いか。

【行政改革推進課長】

その通りである。

【紅谷委員】

10月25日の大雨については、11名亡くなった災害に対する県民に対しての説明責任として、これで十分とは思えない。避難に関しても出すのは市町村ではあるが、防災危機管理部と県土整備部で連携しながら、土砂災害警戒の未指定地域があるのであれば、危険な地域であるということを住民に伝えて、ここ数年はソフト対策で乗り切るしかないので、進めてほしい。

被害の実態、土砂災害指定、ハザードマップ、住民の避難であるとか、項目については、外さず書いてほしい。

令和元年台風15号対応に関する千葉縣市町村調査集計結果

台風15号に対する初動対応について

問1 貴市町村では、いつから台風15号への警戒体制(警戒本部設置等)をとりましたか。該当する選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 9月8日	47
2 9月9日	1
3 9月10日	0
4 警戒体制はとらなかった	1
5 その他	5

→ 水防4課会議、情報収集本部体制、警戒本部会議開催、注意配備体制等

問2 貴市町村では、災害対策本部を設置しましたか。設置したのはいつですか。

1 9月8日	5
2 9月9日	20
3 9月10日	2
4 設置しなかった	27

問2-1 (問2で1.~3. のいずれかの回答をした場合に回答してください) 災対本部の設置を決めた主なきっかけは何でしたか。

1 気象台からの台風進路等の情報	13
2 被害の発生	10
3 その他	4

→ 市長判断、土砂災害警戒情報の発表(2団体)、大規模な災害が予想されるとの判断

問3 台風15号接近時に住民に対して、避難準備・高齢者等避難開始情報や避難勧告・指示を発令しましたか。発令した場合、選択肢の番号を記入し、発令した日時を記入してください。複数回発令した場合は、最初に発令した日時をお答えください。

1 避難準備・高齢者等避難開始情報	16	⇒	9月8日15時00分~9月9日14時00分
2 避難勧告	20	⇒	9月9日3時55分~9月9日6時50分
3 避難指示を発令	1	⇒	9月9日4時45分

問3-1 (問3で避難準備、避難勧告、避難指示のいずれかを発令した場合にお答えください) 住民への情報伝達はどのような手段を用いて行いましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 防災行政無線(屋外スピーカー)	25	2 防災行政無線(個別受信機)	21	3 防災(登録制)メール	26	4 緊急速報メール(エリアメール)	4
5 CATV	1	6 コミュニティFM	0	7 L-Alert	18	8 HP	23
9 SNS(ツイッター等)	12	10 IP告知端末・有線放送	1	11 広報車(消防車を含む)	4	12 自治会・自主防災組織	0
13 その他	4	→ Yahoo!防災速報アプリ(2団体)、土砂災害対象区域の住民に電話にて情報伝達、デジタル式防災ラジオ					

問4 台風15号のとき、避難所を開設しましたか(自主避難所を除く)。

1 開設した	41
2 開設しなかった	13

問4-1 (問4で1. と回答した場合に回答してください) 避難所は、いつ、何箇所開設し、職員を何人派遣しましたか。

(1) 最初に避難所を開設した日	(2) ピーク時の避難所開設数	(3) ピーク時の避難所への職員派遣人数
1 9月8日	1~44 箇所	2~86 人
2 9月9日		
3 9月10日以降		

市町村庁舎における停電発生状況や自家発電設備の稼働等について

問5 貴市町村の庁舎において、停電(自家発電に切り替わるまでの一時的な停電を除く)は発生しましたか。該当する番号を記入してください。

1 停電が発生し、自家発電も使用できなかった	1
2 停電が発生したが、自家発電に切り替わり、電気は確保できた	18
3 停電は発生していない	35

問5-1 (問5で2. と回答した場合に回答してください) 自家発電は実際何時間稼働しましたか。また給油なしでの稼働時間は何時間ですか。

(1) 実際の稼働時間 (2) 燃料満タン時の連続稼働時間

17分~177 時間 3~120 時間

(3) 自家発電設備でカバーできた場所はどこですか。当てはまる番号を全て記入して下さい。

1 災対本部設置場所の照明	18
2 災対本部設置場所の通信機器	18
3 災対本部設置場所のパソコン等	17
4 災対本部設置場所以外の執務場所の照明	12
5 災対本部設置場所以外の通信機器	8
6 災対本部設置場所以外のパソコン等	8
7 その他	5

→エレベーター、防災行政無線の親局、災対本部のエアコン、中央公民館、庁内固定電話

(4) 自家発電設備に関連して以下のような問題はありましたか。該当する番号を全て記入して下さい。

1 バッテリー切れによる停電の発生	0
2 燃料切れによる停電の発生	2
3 自家発電設備の故障による停電の発生	0
4 その他	0
5 上記1~4のような問題はなかった	16

(5) ((4)で1~4と回答をした場合のみ回答してください) 自家発電設備において停電が発生した場合、復旧にどれほど時間を要しましたか。

2~5 時間

県と市町村、市町村と支所等、市町村と住民との連絡（通信）手段について

問6 9月9日～9月11日にかけて貴市町村庁舎と県本庁（災対本部等）の間の通信状況についてお聞きします。以下に挙げた通信手段の使用可能状況を教えてください。

(1) 固定電話

1 支障なし	37
2 一部（一時）使用できなかった	15
3 ずっと使用できなかった	1
4 不明	1

(2) 携帯電話

1 支障なし	27
2 一部（一時）使用できなかった	17
3 ずっと使用できなかった	1
4 不明	9

(3) 衛星携帯電話

1 支障なし	18
2 一部（一時）使用できなかった	2
3 ずっと使用できなかった	0
4 不明	11
5 保有せず	23

(4) 県防災情報システム

1 支障なし	43
2 一部（一時）使用できなかった	11
3 ずっと使用できなかった	0
4 不明	0
5 使用しなかった	0

(5) 県防災行政無線

1 区別していない	37
2 区別している	17

⇒ 1 区別していない場合

1 支障なし	27
2 一部（一時）使用できなかった	5
3 ずっと使用できなかった	0
4 不明	2
5 使用しなかった	3

⇒ 2 区別している場合

⇒ 地上系

1 支障なし	15
2 一部（一時）使用できなかった	0
3 ずっと使用できなかった	1
4 不明	0
5 使用しなかった	1

⇒ 衛星系

1 支障なし	12
2 一部（一時）使用できなかった	0
3 ずっと使用できなかった	0
4 不明	0
5 使用しなかった	5

問6-1 問6 (1)～(5)の通信手段の全てが使えなくなった時期はありましたか。

1 あり	0
2 なし	53
3 不明	1

問6-2 (問6-1で「2. なし」又は「3. 不明」と回答した場合にお答えください) 9月9日～9月11日にかけて貴市町村庁舎と県本庁（災対本部等）の間の通信手段として最も多く使用したのは、どれですか。ひとつだけ回答してください。

1 固定電話	37
2 携帯電話	3
3 衛星携帯電話	0
4 県防災行政無線	5
5 県防災情報システム	9
6 その他	0

問6-3 (問6-1で「2. なし」又は「3. 不明」と回答した場合にお答えください) 活用されなかった通信手段は、どれですか。該当する番号を全て記入して下さい。またその理由も記入してください。

1 固定電話	5
2 携帯電話	13
3 衛星携帯電話	29
4 県防災行政無線	10
5 県防災情報システム	7

理由	
理由	他の通信手段が使用可能だった。
理由	他の通信手段が使用可能だった。
理由	他の通信手段が使用可能だった。他の対応に追われ使う余裕がなかった。
理由	他の対応に追われ使う余裕がなかった。輻輳してつながりにくかった。

問6-4 (問6で県防災行政無線が、「2. 一部(一時)使用できなかった」又は「3. ずっと使用できなかった」と回答した場合に回答してください)「一部(一時)使用できなかった」又は「ずっと使用できなかった」理由は何ですか。該当する番号を全て記入して下さい。

1 停電(非常用電源も使えなかった)	2
2 衛星アンテナが傾いた	0
3 地上回線が切断された	2
4 その他	2

→ 広域的に通信網がバッテリー切れ等で遮断、非常用電源となる発電機が浸水

問6-5 (問6で県防災情報システムが、「2. 一部(一時)使用できなかった」又は「3. ずっと使用できなかった」と回答した場合に回答してください)「一部(一時)使用できなかった」又は「ずっと使用できなかった」理由は何ですか。該当する番号を全て記入して下さい。

1 停電(非常用電源も使えなかった)	3
2 衛星アンテナが傾いた	0
3 地上回線が切断された	2
4 その他	7

→千葉県セキュリティクラウドが停電、輻輳、光回線の不通、広域的に通信網がバッテリー切れ等で遮断等

問6-5-1 県防災情報システムに関して、操作が煩雑、定性的被害の報告がしにくい等のご意見があれば、記入して下さい。

【被害報告を一括で行いたい、1件ずつの入力はできない等】

- ・被害報告を一括取り込みしたい。
- ・被害報告について、被害区分や程度に応じてまとまった件数の報告が可能になるとよい。
- ・被害状況等を1件ずつ入力するのが手間であったため、一覧で入力できるようにしたい。
- ・被害件数が多く、1件1件入力することができない。(手間がかかる)
- ・原則個別に案件を入力するようになっており、大規模災害時は、とてもじゃないが入力しきれない。
- ・被害報告を1件ずつ行わなければならないとなると、報告に大きく時間をとられてしまう。
- ・一部損壊など、数多もあるものを1軒1軒の情報を打ち込むのだとすると対応不可だと考える。
- ・被害状況報告が多いと作業が煩雑になり、入力に時間を要する。物資及び人員の派遣要請にうまく利用できなかった。
- ・まとめて数件の被害情報を入力できる統一的な項目がほしい。
- ・今回の台風15号は、住宅被害が多く発生したため、入力は困難。

【操作しづらい、入力しにくい等】

- ・操作しづらい。
- ・避難所開設画面で、スクロールした場合に欄の内容(開設状況・開設時間など)までスクロールされてしまうので、確認のために上まで戻らないといけないところ。
- ・「03公開」からの「避難所公開」を選択してから再度編集→公開の手順が無駄。避難所の情報を更新したいから選んでいるため、「避難所公開」を選択した時点で編集可能となっているべき。
- ・被害状況入力の際、詳細入力タブで別ページを開いて被害住所を入力しなければならないのが手間であり不便である。
- ・被害状況報告について、情報内容を5W1Hで枠を区切ったほうが入力しやすいと考える(項目の説明には5W1Hを意識した内容で…とあるが区切られていれば意識する必要もない)。
- ・避難所検索で「避難所」か「緊急避難場所」か選択する項目を足してほしい。
- ・避難所検索で区別検索ができるようにしてほしい。
- ・避難所の開設についても履歴で対応してほしい。
- ・入力した履歴が残らない。(避難者の人数等)。

【システムが重い、フリーズする、ネットワーク遅延が生じた等】

- ・システムが全体的に重いため、作業に時間を要する。
- ・被害状況等を入力して保存を押しても一向に保存ができなかったため、被害状況の報告が遅れてしまった。
- ・災害時にとにかく繋がりにくい。またアラート更新時にフリーズすることが多く、情報発信が遅くなってしまう。
- ・操作時、フリーズして入力ができなくなる時があり報告がしにくい。
- ・データ更新に時間がかかる。
- ・ネットワーク遅延が生じた。
- ・システムの回線が重くなることもある。

【報告ルールを変更しないでほしい、報告の仕方が定まっていない等】

- ・報告ルールを災害時になって変更しないでいただきたい。災害前は軽微なものは入力不要と聞いていたが、県の対応が遅いとマスコミに発表されてから、毎日被害状況を新規で報告が必要と言われ混乱した。
- ・被害報告の入力が、どのようなことを入力するのか分かりにくい。
- ・入力の凡例を決めてもらいたい。
- ・被害状況報告で、り災関係の報告の仕方が定まっていない。
- ・入力のルールに不明なところがあり、県の災害対策本部へ確認しながら入力したことがあった。
- ・台風19号の際に単独での災害項目が立ち上がっておらず、既存の15号の項目を活用していたが、正しい処理かどうか分からず判断に時間を要した。

【システムが煩雑、簡易化してほしい等】

- ・システムが煩雑なため、情報を入力している人的・時間的な余裕がない。
- ・被害に関する報告等は、災害対応と並行して行うものであり、情報入力等に係る操作を、より簡易的なものにしていただきたい。
- ・システム対応の専属職員がいるわけではないのでなるべく簡素化してほしい。
- ・今回の台風のような大規模災害時には、入力すべき項目を絞り、県から市町村へ教示願いたい。
- ・災害選択の「実災害」モード時「メニュー」の中に、災害時に使うことがないあるいは使用していない(使用を促されていない)項目は表示しないようにしてほしい(01収集の備蓄物資、A票B票など)。災害時、この手の報告はどうしても遅くなる傾向にあるため、余分なものは表示しない方が入力する側もスムーズに作業しやすい。

【防災情報システムで入力しているにも関わらず、重複する別の照会がある等】

- ・防災情報システムで入力しているにも関わらず、住家の被害状況を別途、別の方法で別の担当部署が報告しているなど、事務の二重化が発生する原因にもなり、システムに入力する行為が無駄であるかのように感じた(様々な手段で同様の報告を求められるものが多かった)。
- ・被害情報の入力や配備態勢・避難所の状況の報告が防災担当の負担になっている。(罹災証明発行数の調査や千葉県のリエゾンへの報告、警察・自衛隊等関係機関への報告等重複する照会が多いため同じ情報は千葉県で共有してもらいたい。)

【県の報道発表に使用されるため、不確定な情報を即時入力できない】

- ・報告がそのまま県の報道発表に使用されるため、不確定な情報を即時入力できなかった。

【その他】

- ・消防や警察が報告する際、市町村の入力を必須にする。
- ・被害状況入力の際、被害住所を地図上に落とし込み、再度同ページを閲覧した際に対象箇所の地図が表示されない。
- ・前システムにあった「災害総括報告」が出力できるようにしてほしい。1災害の振り返り、概要が把握しやすいため。
- ・県防災情報システムとアラートの連携に関して、避難所情報の更新の際に新たに開設した避難所の情報とともに、過去の閉鎖情報も同時に更新されてしまい、防災ポータル上でどこが避難所が開設しているかの情報がわかりづらい。
- ・避難所の重複データについて削除方法の教授または削除依頼を行ったが、応答がなく、避難所開設情報を入力時に時間を要してしまった。

問7 9月9日～9月11日にかけて貴市町村庁舎と支所、消防庁舎の間の通信状況についてお聞きします。以下に挙げた通信手段の使用可能状況を教えてください。

(1) 固定電話

1 支障なし	27
2 一部（一時）使用できなかった	24
3 ずっと使用できなかった	1
4 不明	2

(2) 携帯電話

1 支障なし	32
2 一部（一時）使用できなかった	18
3 ずっと使用できなかった	1
4 不明	3

(3) 衛星携帯電話

1 支障なし	14
2 一部（一時）使用できなかった	3
3 ずっと使用できなかった	0
4 不明	13
5 保有せず	24

(4) 市町村防災行政無線

1 支障なし	31
2 一部（一時）使用できなかった	13
3 ずっと使用できなかった	0
4 不明	0
5 使用しなかった	10

(5) その他の通信手段

1 支障なし	23
2 一部（一時）使用できなかった	4
3 ずっと使用できなかった	1
4 不明	6
5 使用しなかった	17

問7-1 問7 (1)～(5)の通信手段の全てが使えなくなった時期はありましたか。

1 あり	1
2 なし	51
3 不明	2

⇒ 1 あり 9月 9 日 夕方 頃

問7-2 (問7-1で「2. なし」又は「3. 不明」と回答した場合にお答えください) 台風15号通過直後(9月9日から9月11日にかけて)、貴市町村内(本庁舎一支所間、本庁舎一消防庁舎間等)の主たる連絡手段として何を使いましたか。最も多く使った通信手段をひとつだけ回答してください。

1 固定電話	42
2 携帯電話	8
3 衛星携帯電話	0
4 市町村防災行政無線	2
5 その他	2

→ MCA無線、IP無線機

問7-3 (問7-1で「2. なし」又は「3. 不明」と回答した場合にお答えください) 活用されなかった通信手段はどれですか。該当する番号を全て記入して下さい。またその理由も御記入ください。

1 固定電話	7
2 携帯電話	11
3 衛星携帯電話	33
4 市町村防災行政無線	13
5 その他	1

理由	相手が出なかった。
理由	他の通信手段が使用可能だった。
理由	他の通信手段が使用可能だった。経年劣化による不良。相手が出なかった。使い方が分からなかった。
理由	他の通信手段が使用可能だった。設備機器の老朽化や台数が少ないため。他の対応に追われ使う余裕がなかった。
理由	他の対応に追われ使う余裕がなかった。

問8 台風15号通過直後の住民からの通報や要請等の連絡手段は、どの通信手段が最も多かったでしょうか。当てはまる通信手段をひとつだけ回答してください。

1	固定電話	38
2	携帯電話	12
3	駆け込み	1
4	その他	3 → 電話、不明

問8-1 9月9日から9月11日にかけて、(1) 市町村防災行政無線（同報系）が使用できなかった地域がありましたか、(2) 原因と範囲、(3) その場合の住民への代替伝達手段、(4) スピーカー（屋外拡声子局）の状況などの状況をお答えください。

(1) 市町村防災行政無線（同報系）が使用できなかった地域の有無

1	有	32
2	無	22

(2) 原因

長期停電による子局電源喪失、風害による子局アンテナ、スピーカーの破損等

使用不能地域の（人口）規模

1	自治体全域～9割	1
2	8割～7割	0
3	6割～5割	3
4	4割～3割	3
5	2割～1割	12
6	1割未満	13

(3) 代替伝達手段 以下の中から該当するもの全ての番号を記入してください。

1	防災（登録制）メール	28	2	CATV	3	3	コミュニティFM	1	4	L-Alert	10
5	HP	25	6	SNS（ツイッター等）	12	7	電話、FAX	5	8	回覧・掲示等の紙媒体	9
9	消防団	13	10	民生委員	6	11	広報車（消防車を含む）	27	12	自治会・自主防災組織	8
13	その他	4	→ Yahoo!防災速報アプリ、放送（NHKテレビ・ラジオ、ベイエフエム）、デジタル式防災ラジオ、広報臨時号の個別配布、物資配布拠点での掲示、配布								

(4) スピーカー（屋外拡声子局）の状況

強風による故障、バッテリー切れ等

令和元年台風15号対応に関する千葉縣市町村調査

貴市町村による被害情報の収集と県への報告について

問9 管内の住家被害の情報をどのようにして収集しましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	職員を各地域に派遣	28
2	消防団に依頼した	9
3	自治会（町内会や自主防災会を含む）に依頼	13
4	その他	30

- その他 **【住民や自治会からの通報など】**
- ・市内パトロールの中で情報収集をおこなった
 - ・市民・企業等からの通報、罹災証明書の申請
 - ・市民からの通報（4団体）
 - ・市民からの通報、罹災証明書申請
 - ・問合せを集約
 - ・自治会からの報告
 - ・住民からの電話連絡、罹災証明の申請
 - ・住民からの連絡を受け、被害状況の収集。場合に応じて現地確認。
 - ・住民からの連絡及び申請により収集
 - ・住民のブルーシート、罹災証明申請数
 - ・ブルーシートの配布、ブルーシートの応急修理の申請により把握
- 【職員や関係団体で把握など】**
- ・職員による巡回及び電話等による情報提供
 - ・民生委員
 - ・自衛隊
 - ・自衛隊機による航空偵察
 - ・消防、自治会長や市民からの通報
 - ・消防本部からの情報提供、り災証明書の発行により把握
 - ・災害協定締結団体へ依頼
- 【罹災証明書の申請など】**
- ・罹災証明・被災届出証明申請に係る現地確認及び写真判定、郵便局員
 - ・罹災証明書の申請による（6団体）
 - ・罹災証明申請による。電話等での市民からの情報提供。

問9-1（問9で1. と回答した場合にお答えください）派遣した職員の数は何人くらいですか。人数を記入して下さい。

5~158人くらい

問10 住家被害の情報を収集するためにどのような手段を使いましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	固定電話	30
2	携帯電話	21
3	衛星携帯電話	2
4	市町村防災行政無線	11
5	市町村防災行政無線以外の無線機	6
6	駆け込み	12
7	その他	18

- その他 **【罹災証明書の申請や職員による現地確認など】**
- ・被災者からの連絡
 - ・市独自のアプリを利用して写真と一緒に情報を収集した
 - ・住民からの電話連絡、罹災証明の申請
 - ・罹災証明の申請（4団体）
 - ・特に行っていない。
 - ・市政協力員に文書で依頼
 - ・自治会長宛て依頼文
 - ・市登録メールによる「り災証明申請」の案内周知
 - ・市内パトロールの中で情報収集をおこなった
 - ・市内全域を外観からの目視により確認し、調査を行った。
 - ・住家被害調査時に新たに発見した被災住宅については、発見次第聞き取り
 - ・全戸確認（目視）
 - ・区長宛ての文書

- ・被害情報を収集するためではないが、防災行政無線等により罹災証明書発行に関する案内をした
- ・職員によるパトロール
- ・派遣した職員が区長など地域住民と現地を確認した

問11 管内の道路被害の状況をどのようにして調べましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 職員を方面別に分けて調査	47
2 消防団に依頼した	13
3 自治会（町内会や自主防災会を含む）に依頼した	8
4 その他	18

その他

【住民や自治会からの通報など】

- ・住民からの連絡（4団体）
- ・自治会や市民からの通報（2団体）
- ・市民・企業等からの通報
- ・住民からの連絡を受け、被害状況の収集。場合に応じて現地確認。
- ・自治会からの報告

【職員や関係団体のパトロールなど】

- ・職員によるパトロールの実施また住民からの通報による（2団体）
- ・担当職員の巡視（2団体）
- ・自衛隊
- ・各道路の指定業者等による調査、消防団や地域住民からの通報
- ・市内パトロールの中で情報収集をおこなった
- ・町内建設業組合及び消防署に依頼した。
- ・災害協定締結団体へ依頼
- ・なし

問11-1（問11で1. と回答した場合にお答えください）派遣した職員の数は何人くらいですか。人数を記入して下さい。

4~55人くらい

問12 管内の所管施設被害をどのように調べましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 職員を派遣して調査	42
2 職員が電話等を使って調査	30
3 その他	5

その他

【各担当課や施設管理者へ調査依頼など】

- 各所管課からの報告（3団体）
- 各所管課への調査依頼による
- 特に調査は行っていない。

問13 貴市町村が管内の被害の概要を把握できたのはいつ頃ですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 9月9日	21	2 9月10日	9	3 9月11日	1	4 9月12日	2
5 9月13日	5	6 9月14日以降	8	7 不明	8		

問13-1（問13で6. と回答した場合のみ）9月何日頃か具体的な日を記入してください

9月 14~30日

問14 貴市町村では、被害の概要を把握する上で障害になったことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 通信回線の障害や復旧の遅れ	22	2 道路の不通や障害の発生	12	3 被災地域が広がったこと	22	4 管轄地域が広がったこと	9
5 被害調査職員の不足	24	6 停電の長期化	32	7 倒木が多かったこと	30	8 その他	6

その他

【被害件数が多かったこと、庁内の連携不足など】

- ・屋根の部分の被害が多く、目視できなかった
- ・地域住民から多数の問い合わせによる情報の錯綜
- ・庁内の連携不足
- ・特になし
- ・被害が少なかったため、特になし。
- ・被害件数が多かったこと

貴市町村における千葉県への被害状況に関する報告について

問15 貴市町村が最初に千葉県に報告したのは、いつですか。

1 9月9日	27	2 9月10日	3	3 9月11日	4	4 9月12日以降	17
5 不明	3						

問15-1 県に報告した最初の被害情報の内容は、どのようなものでしたか。その内容を具体的に御記入ください。

【9月9日に報告した内容】

- ・ 人的被害、住家被害、非住家被害、その他（倒木等）
- ・ 人員被害（負傷者1名（避難中の転倒）、市内広域で停電発生、住家被害・道路・ライフライン等被害確認中
- ・ 人的被害の状況（2団体）
- ・ 住家被害 一部損壊（4団体）
- ・ 一部損壊12件
- ・ 倒木被害（2団体）
- ・ 倒木による通行止め
- ・ 道路への倒木
- ・ 倒木や住家被害などの被害状況
- ・ 電話で確認した倒木件数など
- ・ 市内道路の冠水による通行止め
- ・ 被害なし
- ・ 停電市内全域、その他被害調査中
- ・ 千葉県防災情報システムによる即時報告
- ・ 市の被害状況
- ・ 被害調査中主に強風による住家被害、倒木による通行障害、市内広範囲にわたる停電 詳細は未集計
- ・ 電話等により、県へ人的被害・被災状況・住家被害・道路状況・ライフライン（停電・通信等）
- ・ 6:50 町内全域で停電発生、倒木・トタン屋根等の散乱による道路通行止め多数発生、住宅・道路浸水 一部で発生
- ・ 9日6時時点で被害なし
- ・ 停電、断水
- ・ 町内の停電状況を報告
- ・ 県道千葉茂原線、県道長柄大多喜線

【9月10日に報告した内容】

- ・ 人的被害
- ・ 87歳男性が屋根を補修中に足を滑らせ落下して右足骨折
- ・ 倒木

【9月11日に報告した内容】

- ・ 福祉施設における熱中症の疑い
- ・ 防災行政無線（同報系）の被害
- ・ 住家の被害状況
- ・ 人的被害や物的被害

【9月12日以降に報告した内容】

- ・ 9月13日 人的被害を報告
- ・ 人的被害（軽傷者）1名
- ・ 被害区分、情報内容
- ・ 住家被害に関する報告（8団体）
- ・ 屋根等の一部損壊
- ・ 屋根の破損、車庫の破損などの住家の被害情報
- ・ 道路被害3軒
- ・ 倒木による通行止め
- ・ 市内の停電・断水状況
- ・ 罹災証明申請による住家の一部損壊の内容を入力

【報告時期が不明であるが報告した内容】

- ・ 家屋破損、倒木の発生、道路通行止め

問16 県への2回目の報告はいつですか。

1 9月9日	11	2 9月10日	8	3 9月11日	3	4 9月12日以降	25
5 不明	7						

問16-1 2回目に県に報告した被害情報の内容は、どのようなものでしたか。その内容を具体的に御記入ください。

<p>【9月9日に報告した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員被害変更なし、停電は市内のほぼ全域、市内全域で家屋の風害多数、倒木多数、道路通行不能箇所多数 ・住家一部損壊等。家屋約10棟が損壊。 20代女性1名が重症（胸部・腹部打撲、会話可、歩行不可）。病院に搬送済、ICUにて治療中。 ・住家被害、一部破損。（2団体） ・倒木被害（2団体） ・倒木による通行止め ・倒木や住家被害などの被害状況 ・道路への倒木の続報 ・人的被害はなかったので被害報告はしていない。避難所開設の報告など行った。 ・町内の停電状況及び断水状況 <p>【9月10日に報告した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災家屋の状況の報告 ・市の被害状況 ・住家被害 1件 屋根破損 ・重傷者 1名、軽傷者2名 ・電話等により、県へ人的被害・被災状況・住家被害・道路状況・ライフライン（停電・通信等） ・家屋の損傷など30件、付帯施設の損壊12件 ・給水車の派遣依頼、自衛隊の派遣要請 ・地域での断水の恐れについて <p>【9月11日に報告した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害（2団体） ・建物被害等 <p>【9月12日以降に報告した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害、住家被害 ・人的被害状況の報告 ・住家被害に関する報告（8団体） ・住家被害183棟（半壊4棟、一部破損179棟）、非住家91棟、その他農地等 ・住家：一部損壊265件、その他調査中 ・罹災証明申請による住家の一部損壊の内容を入力 ・住家被害の罹災届出証明書の発行件数 ・道路被害（2団体） ・通行止め、法面崩れ、人的被害 ・倒木による通行止めなどの交通情報 ・管内所管施設の被害状況 ・倒木による通行止め ・被害区分、情報内容 ・物的被害 ・浸水や家屋の被害棟数等 ・停電状況の報告 ・市内全域において断水発生 <p>【報告時期が不明であるが報告した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋損壊の追加 ・倒木
--

問17 貴市町村が千葉県に被害状況の報告等を行う上で障害になったことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 担当職員が住民対応等に追われ、報告等を行う余裕がなかった	45
2 報告等をしようと思っても通信がうまくつながらなかった	10
3 正確な被害情報がなかなか把握できず、県への報告を行うことがすぐにはできなかった	37
4 その他	6

その他 **【災害対応にあたる職員の不足や住民対応に追われてたなど】**

- ・本部事務局の人員不足
- ・システムが煩雑なため、人的・時間的に余裕がなかった。
- ・特になし
- ・住民の対応等が想定外に多く、防災情報システムの記載漏れ（災害対策本部設置報告）があった。
- ・担当職員が、情報配信作業等にあたっていたため県への報告に集中できていなかった。
- ・停電によりシステム使用不可

問18 貴市町村が県に被害状況を知らせる方法に関して改善が必要と感じたことがありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 防災情報システムのフォーマットを被害規模など詳細がわからない場合でも入力しやすい形（概数でも報告できるよう）に変更	45
2 被災市町村職員が入力するのではなく、県職員が来て自ら入力する方式に変更	26
3 県職員が電話等で被災市町村職員から聞き取り、入力する方式に変更	10
4 通信手段の一層の強靱化	17
5 その他	7

その他 【システムの簡素化、県職員による代行入力など】

- ・ 防災情報システムを防災担当職員以外でも操作可能なように簡素化する必要がある。
- ・ 市内にある県の出先機関から情報収集をすることは不可能なのか。
- ・ 改善ではなく、以前から強く要望していますが却下されていますので、期待していません。
- ・ システム操作の簡易化
- ・ 防災情報システムの記載内容の簡略化および、パターン化。
- ・ 各市町村の独自調査による数値のバラツキがあると感じられたので、速報値も必要だと思うが、例えば災証明書の発行状況を元にするなど統一的な数値での被害状況の報告も必要では。
- ・ 防災情報システムのレイアウト改善。スクロールしたら欄の説明までスクロールしてしまうなどがある。

問19 以下に、今後、災害時の被害調査に関して千葉県が市町村支援として行えそうなことを挙げました。この中で、貴市町村が望ましいとお考えになるものを全て選び、番号を記入して下さい。

1 早い段階でヘリコプターや航空機を飛ばし、その映像を市町村に提供	24
2 県職員を早い段階で市町村へ派遣し、被害調査を支援する	50
3 その他	6

その他

- ・ 県管理河川等の被害状況の共有
- ・ 支援物資の輸送（千葉県から物資を提供いただく際に、山武振興事務所までブルーシート等を取りにいったが、大変な苦勞だったため）
- ・ 県・国との支援物資や応援職員についての調整を支援する。
- ・ ヘリの画像分析を行い、その分析内容を市町村に情報提供する。
- ・ ドローンによる空撮
- ・ 県職員を派遣いただいて、県や警察、自衛隊への被害状況・要請情報を報告してもらいたい

千葉県による市町村連絡員（リエゾン）の派遣について

問20 台風15号来襲後、貴市町村に千葉県の市町村連絡員（リエゾン）が最初に到着したのはいつですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 9月12日	2	2 9月13日	8	3 9月14日	3	4 9月15日	6
5 9月16日以降	6	6 来ていない	29				

問21 市町村連絡員（リエゾン）が貴市町村で行った業務のうち、評価できることや問題と感じたことはありますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 県の対応について情報共有ができた	9
2 県が保有する備蓄物資や資機材の情報共有ができた	14
3 県への報告を担ってくれたので助かった	12
4 市町村連絡員（リエゾン）の派遣時期が遅い	14
5 市町村連絡員（リエゾン）は情報を求めるばかりで、被災市町村が必要とする情報を提供してくれなかった	6
6 市町村連絡員（リエゾン）が来て、被災市町村の業務がかえって増えてしまった	5
7 その他	12

その他 【リエゾン職員の対応に課題がある等の意見】

- ・ リエゾンが自分の役割を理解していない。
- ・ リエゾンとの連携がとれていないように感じた。
- ・ 県がほしい情報については、リエゾンを通じて入手し、自己完結してほしい。
- ・ 県からの質問や調査事項について理解できていない
- ・ 県の意向をリエゾンが理解しておらず、情報が錯綜した。
- ・ 県本部からの同様の確認事項が頻繁であった。

【リエゾン職員の対応を一定評価をする意見】

- ・ 県への要請も取りまとめて行ってくれたので助かった。
- ・ 千葉県との調整がスムーズになったことや、リエゾンを含めた会議をすることで、報告等の手間が省けた。
- ・ 千葉県職員の派遣調整を担ってくれて助かった。
- ・ 派遣された職員による

問22 被災市町村が市町村連絡員(リエゾン)に期待する業務は何でしょうか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 県の対応に関する情報提供	47
2 県が保有する、利用可能な支援物資や資機材の情報提供	51
3 市町村が必要とする救援物資の把握(推定)及び県への要請	52
4 市町村が必要とする派遣職員の職種(専門)と人数の把握(推定)及び県への要請	42
5 その他	9

その他 【助言行って欲しい、被害状況の代行入力を行って欲しいなど】

- ・ 災害対応に関する助言
- ・ 県への被害報告
- ・ 県担当部署との調整
- ・ 災害救助法の適用の進言、自衛隊への災害派遣要請の進言
- ・ 期待していない。
- ・ 千葉県防災情報システムへの被害入力
- ・ 県からの各種調査ものについての理解と説明。市の現状と問題点の理解と県としてできることの情報提供
- ・ 県への被害状況報告の窓口
- ・ 被災者支援等で専門的な知識が必要でなく、人数が必要な業務の補助も可能であればご協力いただければありがたい。

問23 以下に、今後、市町村連絡員(リエゾン)について、千葉県が取り組むべき対策を挙げました。このうち貴市町村が望ましいと考える対策の番号を全て記入して下さい。

1 市町村連絡員(リエゾン)の派遣時期を可能な限り早くする	42
2 市町村連絡員(リエゾン)が支援業務をしっかりと行えるように事前研修や訓練を充実させる	44
3 市町村連絡員(リエゾン)を事前に指名し、訓練時等に市町村担当職員を顔合わせをしておく	25
4 市町村連絡員(リエゾン)は派遣市町村もしくは近くに居住している県職員を事前に指名する	21
5 その他	3

その他

- ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合、先遣隊として要請がなくても連絡員(リエゾン)を派遣する。
- ・ 期待していない。
- ・ 市町村連絡員(リエゾン)の担当職員を定めておく(地理的情報に乏しい職員が来ても指示に時間がかかる)

問24 貴市町村は、県の市町村連絡員(リエゾン)としてどのような職員が適切であると考えますか。以下の(1)~(3)について、それぞれ選択肢の中からひとつだけ選び番号を記入してください。

(1) 出身及び経験

1 地元出身者	10
2 市町村出向経験者	3
3 出先機関経験者	1
4 防災経験者	35
5 その他	4

その他

- ・ 事前研修や訓練を実施した者
- ・ 関係機関との調整を率先して行える方
- ・ リエゾンで赴任先の地理に詳しい方
- ・ 経験は多いほうがよいと思うが、出身及び経験についてはそれほどこだわらなくてもよいと思われる。

(2) 職種

1 事務職	47
2 専門職	5

職種

- ・ 土木関係
- ・ 技師、消防からの派遣職員
- ・ 土木、電気

(3) 職位

1 管理職	27
-------	----

2 若手職員	25
--------	----

問25 県の市町村連絡員(リエゾン)について何かご意見・要望等があれば、御記入ください。

【防災の知識や専門的な知識を有した職員を派遣して欲しい、県の関係機関とやり取りができる職員が欲しいなど】

- ・ 問24について、リエゾンは事務職・専門職で求める役割は大きく異なります。どちらの職種も適切ですので、今後の派遣調整をお願いいたします。
また、どちらの職種も防災に関する知識を所有している職員の派遣をお願いいたします。
- ・ 防災部局経験者か、防災士若しくは地域防災マネージャーのような防災の知識をもった人の派遣をお願いいたします。
連絡員には、千葉県が推進している災害対策コーディネーター養成講座の受講を義務付けてみてはいかがでしょうか。
- ・ 県災害対策本部と直接やり取りできるリエゾンが早期に必要
- ・ 災害対応時に関係する各機関とやり取りできる職員。どこに連絡をすべきか等を把握していないと、こちらが教えることになり、かえって負担となる。
- ・ 浸水等に関する技術的助言、情報提供をしてほしい。

- ・リエゾンの交代が短期間かつ毎回違う職員であるため、市の状況（被害、活動等）を把握しにくい。派遣されるリエゾンがある程度固定化されることにより、災対本部内での連絡調整が一層円滑に行うことができる。
- ・連絡員については、災害の度合いが理解できて、市と県の中継を素早く的確にできる人材であれば若手、管理職、事務、専門職は問わない。そのため、あまり意味をなさない問いに感じた。
- ・リエゾンが受動的であり情報を待っているだけで、何ができるのかわからず、うまく活用できなかった。事前に派遣されるリエゾンが何を専門としているかが把握できないと活用することができない。また、リエゾンがPCなどの通信ツールを持って来ていないことは、リエゾンとして意味がないと感じた。
- ・県と市の情報共有のパイプラインとして積極的に発言や情報発信をしてほしい。
- ・千葉県への報告・連絡・相談役を担ってほしい。（今回のリエゾンは左記のとおり対応していただいた）
- ・途中から振興事務所が混ざる組合せになったが、防災経験がない職員が多かった。県の管理職の方は非常に助かった。
- ・事前に市町村連絡員の得意分野を伺いたい。
- ・県の各部署の業務をおおむね理解し、市担当者との連携の支援ができる能力が必要。
- ・新たな問題が発生した場合の対応能力のある方
- ・できれば市からの指示待ちではなく積極的に動く方を希望します。

【派遣されるリエゾン職員の事前の情報提供など】

- ・派遣された連絡員が、その時点で何ができるか教示してもらえれば、活かしやすいくと考える。
- ・市町村の事務量が増えないような、あらかじめ調整できる内容をリスト化してることが望ましい。（何を調整してよいか、何を情報提供してよいか分からないまま事務を行っていたため。）
- ・災害時に備え、日頃から町と連絡員とで連絡を取り合える環境が望ましいと考えます。
- ・市町村とリエゾンとの対応マニュアル（参考）があれば目を通したい。

【リエゾン職員の早期派遣など】

- ・迅速な派遣、対応を行っていただきたい

【リエゾン職員に業務の支援をして欲しいなど】

- ・災害時は、非常に困惑し住民の苦情対応で県へ報告する余裕がないため、報告に関しては、リエゾンの力をお借りしたい。
- ・台風15号の際は、災害対策本部の解散した日に派遣する旨の連絡があり、お断りした経緯がありました。台風19号の際は、災害対策本部設置に合わせリエゾンに来ていただけ停電に備えた福祉避難所への発電機の貸出を円滑に進めてもらえました。このようなことから、早期に町に来ていただき不足する備蓄品等の手配に協力していただけたらと思います。
- ・県への報告（県防システム）を代行してもらいたい
- ・リエゾン、メール、システムなどの情報収集を統一してほしい
- ・指導助言をいただけることは非常にありがたいが、地域の実情や地形に応じて避難勧告や指示を出す時期は異なると思われるので、県の本課（本部）からの指示もあると思われるが、その市町村の実態により柔軟な対応を要望する。
- ・大変助かりました。

支援物資の調達・配送等について

問26 貴市町村で最終的に住民等に配布・提供した支援物資を教えてください。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	ブルー（防水）シート	48	2	食料	38	3	ペットボトルによる飲料水	39	4	給水車による飲料水の提供	30
5	非常用発電機（小型=発電クラス）	18	6	電源車による電気の提供	16	7	その他	23	8	支援物資を受けていない	6

- その他
- ・ スポットクーラー
 - ・ ランタン、ヘッドライト
 - ・ ランタン・ヘッドライト・電池、ドライシャンプー等入浴支援用品、衣類
 - ・ 液体ミルク、乾電池
 - ・ 乾電池
 - ・ 乾電池（防災行政無線戸別受信機用）、土のう袋
 - ・ 汗拭きシート、モバイルバッテリー
 - ・ 携帯充電、入浴支援
 - ・ 紙おむつ（乳児・大人）、携帯トイレ、ウエットティッシュ、体拭きシート、乾電池、簡易ライト、土嚢、トラロープなど
 - ・ 自衛隊による入浴支援、オムツ、液体ミルク、洗濯場（洗濯機の準備）
 - ・ 土嚢袋、土嚢（6団体）
 - ・ 土のう、ロープ、支所等による携帯充電用電気
 - ・ 土のう、電池、懐中電灯
 - ・ 入浴支援
 - ・ 配水場で飲料水を配布
 - ・ 非常用トイレ
 - ・ 氷
 - ・ 毛布（3団体）
 - ・ 毛布、使い捨てトイレ、どのう

問27 貴市町村で住民等からの支援物資の要請のうち特に対応に苦慮したものは何ですか。最も苦慮したものをひとつだけ選び、その番号を記入して下さい。

1	ブルー（防水）シート	25
2	飲料水	1
3	非常用電源	10
4	燃料（ガソリン等）	0
5	その他	2
6	特に対応に苦慮したものはない	13

その他
 ・ブルーシート及びUVカット土嚢袋
 ・毛布等の搬送配布

問28（問27で1.～5.の回答をした場合に回答してください）特に苦慮した支援物資の要請先を教えてください。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	国	28	2	千葉県以外の都道府県	2	3	千葉市長会・町村会	5	4	千葉県内の市町村	2
5	千葉県外の区市町村	6	6	民間団体	5	7	その他	14			

その他
 ・JFE、NTT、トヨタ自動車、本田技研工業、東京電力
 ・支援物資の調達が一時的に滞ったことがあるものの要請先との調整で特に苦慮したことはない。
 ・要請していない
 ・各避難所
 ・千葉県（3団体）
 ・千葉県、東京電力
 ・メディアやSNSを通じて全国に要請
 ・インバータ付発電機⇒千葉県、電源車⇒東京電力
 ・民間企業（災害協定締結企業）
 ・東電に早期の停電復旧を依頼（一般住民や一般事業者からも非常電源の要請があったが、福祉施設等以外への貸出は行っていない。）
 ・ホームページ等に、必要としている物資として、記載した

問29 千葉県による支援物資の対応については、以下のようなことがありましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	支援物資を要請しても、なかなか届かなかった	6
2	支援物資を県の備蓄倉庫まで取りに行く必要があった	25
3	支援物資を要請したが、断られることがあった	2
4	千葉県が備蓄している支援物資の種類や量、備蓄場所等の情報がなく、県への要請がしにくかった	22
5	県の職員が公用車等で物資を運んできた	9
6	その他	6

その他
 ・業務多忙な中、県からの頻繁な問合せに対し、正式な要請をしたが、優先順位が低いとの理由から対応してもらえなかった。
 ・要請していない。
 ・有償であり要請できなかった
 ・食料を自家用車で運んできた、インバーター付の発電機が無いので頼まなかった。
 ・県に要望しても防災情報システムに入力してくれとの一点張りだったので電話等での対応も可としてほしい。
 ・要請しても届かなかった。

問29-1（問29で1.に回答した場合のみ）千葉県に要請しても、なかなか届かなかった支援物資は何ですか。その支援物資名を記入してください。

・ブルーシート（3団体）
 ・ブルーシート、土嚢袋
 ・旭市付近を指定されたが、取りに行ける状況ではなかったので断った。
 ・給水車の要望をしたが、派遣を断られた。
 ・電源車
 ・食料
 ・PPロープ

問29-2（問29で2と回答した場合のみ回答してください。）(1)支援物資は、どこに取りに行きましたか。具体的な場所を記入してください。(2)その間の県とのやり取りの経緯はどうでしたか。具体的に記入して下さい。

どこに
 ・千葉県消防学校（市原）（4団体）
 ・千葉県消防学校、千葉県夷隅備蓄倉庫
 ・千葉県消防学校、県庁
 ・印旛地域振興事務所の備蓄倉庫（2団体）
 ・山武地域防災備蓄倉庫（4団体）
 ・海匝地域防災備蓄倉庫（3団体）

- ・長生土木事務所、睦沢町役場
- ・長生地域振興事務所
- ・山武地域振興事務所、千葉県消防学校
- ・君津地域振興事務所備蓄倉庫
- ・安房地域備蓄倉庫、葛南備蓄倉庫、いすみ備蓄倉庫
- ・香取地域防災備蓄倉庫
- ・旭市、東金市、印西市
- ・館山市亀ヶ原の備蓄倉庫

経緯

【倉庫まで取りに来て貰いたい、倉庫まで来れば渡せるなど】

- ・県に対し必要物資（ブルーシート）の調達を要望したところ、県からは、「当該物資は県消防学校倉庫にあるので、市が取りに来てもらえれば渡すことができる」との回答であった（物資の輸送、搭載・卸しも市職員が実施した）。（9月10日）
- ・県本部に要請したブルーシートの件について電話したところ、町役場の倉庫に県の備蓄があるとのことで取りに行った。長生土木事務所も同様。
- ・物資は提供できる。防災備蓄倉庫のカギを開けるので、取りに来てもらいたい旨の連絡があった。
- ・費用負担も強調され、市町村の状況が全く分かっていないことが分かった。
- ・千葉県災害対策本部に連絡したが、地域振興事務所と直接やりとりしてくれと言われたため、地域振興事務所と調整し、物資を市役所職員が取りに行った。
- ・県危機管理課に連絡したところ、振興事務所にあるとのことで、連絡したところ、「取りに来れば渡す」との回答であった。
- ・支援物資の輸送を依頼したが、倉庫での引き渡しであれば可能と言われたため、市職員を向かわせた。
- ・県による必要物資の搬送対応ができないとの連絡があり、市で取りに行った。
- ・千葉県では輸送手段がなく、町で取りに行くことが可能であれば物資を渡せるという事であったため町職員が取りに行った
- ・9月9日の昼ごろに依頼。在庫はあるが、配達は出来ないとのことから、次の日に取りに行った。
- ・ブルーシートの要請。届けることはできないので、取りに来てもらえれば支給できるとのことであった。

【倉庫まで取りに来てと言われたなど】

- ・物資の受領のため施設まで行くことが難しかったが、各市町村に配布できないことから取りに来るよう指示された。
- ・取りに来てください
- ・県災害対策本部に発電機の支援要請をしたところ、役場まで搬送できないので、直接取りに行くようにとの指示がありました。
- ・ペットボトルの水と食料を要請したところ、千葉消防学校まで取りに行けば提供いただけると県担当の方より指示がありました。

【県と調整の結果引き取りに行ったなど】

- ・人員や車両の確保ができないことから、備蓄品の引取りに伺った。
- ・千葉県災害対策本部より必要物資等の要望調査があり、本市の被害状況、対応状況及び物資の備蓄状況を報告し、ブルーシート100枚を要望。その後、県災害対策本部からブルーシートの提供可能であること、受取日時・場所の連絡を受け、9月24日午後、市職員が千葉県消防学校（市原市）にて要望物資を受領。
- ・（県に物資を要請したところ、当日の搬送が困難である可能性がある旨を伝えられたため、保管場所まで取りに行った。）
臨機応変な対応であったが、混乱した状況の中で物資を取りに行く為の人員を確保することが難しかった。
- ・千葉県に聞き取りし、直接、地域振興事務所と相談した
- ・海匠地域振興事務所職員と調整
- ・要請したところ、県の防災備蓄倉庫で物資を受領することとなった。
- ・毛布の支援を依頼し、大量であったため県の車に加え、町からも車を出して取りに行った。
- ・香取地域振興事務所にブルーシートの不足について依頼したところ、他の自治体に全て渡してしまったとのことだったため。
- ・リエゾンを通して県災害対策本部に必要物資の供給の打診を行った

問30 千葉県の支援物資について、今後、どのような改善すべきだと思いますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	県が保有している支援物資のリストを市町村に事前配布	45
2	支援物資を迅速に被災市町村に届るため災害時の車両確保対策を強化	33
3	支援物資の調達や輸送に関して、国や九都県市等との連携を強化	30
4	県の支援物資の備蓄場所を見直して、市町村役場の近くに配置する	18
5	その他	8

その他

- ・特になし（2団体）
- ・支援物資なので、市町村の費用負担はなしとしてほしい。
- ・県が県内の各市町村で分散備蓄物資を明確にする。
- ・受け取りの為の人員確保が難しい場合、届けていただけると助かります。
- ・持ってこれない理由は、車がない、人がいない。
- ・県備蓄倉庫の消耗品（ブルーシート・食料等）を構成市町村に行きわたるよう、配布上限を団体ごとに決めてほしい。
- ・備蓄品の見直し（とくに発電機の数を増やす）

問31 千葉県地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とする」（プル型）とされています。また、「壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む『プッシュ型』による供給を行う」とされています。この点について、貴市町村では、どのようにお考えでしょうか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 現状のままでよい	8
2 上記の「壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し」の部分を削除した内容のプッシュ型にする	7
3 市町村連絡員（リエゾン）をできる限り早く市町村災対本部に派遣し市町村ニーズを把握し、これに基づき県が物資支援を行うべき	39
4 その他	0

問32 県からの備蓄物資の供給について、運送事業者による貴市町村への搬送がすぐにはできない場合、貴市町村では、どのような対応が可能ですか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 地域振興事務所までなら取りに行ける	22	2 地域振興事務所以外の備蓄場所まで取りに行ける	8
3 取りに行くことはできない	13	4 その他	11

その他	<p>【管内やある程度の距離であれば取りに行けるなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内ならば、取りに行ける。 ・公用車の確保が出来れば市内の県出先機関に取りに行くことは可能。 ・県が指示した場所に取りに行きます。 ・物資の緊急性、輸送体制（人員の確保）等、その時の状況によるが地域振興事務所までが限度。 <p>【その時の状況によるなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況により取りに行くことができる場合がある。 ・必要な物資の内容、量、道路等の状況によるので、一概に言えない。 ・必要物資の優先順位によっては、取りに行っても欲しい物資がある。 ・被災状況による。（3団体） ・国道が海沿いであったり、山間部の道、トンネル等も多く、災害後の状況による
-----	---

問33 備蓄物資や物資輸送についての課題・意見・要望について、御記入ください。

	<p>【支援物資の正確なニーズ把握や輸送体制を強化して欲しいなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員（リエゾン）が調整不十分により調達数量の単位を誤報し、調達数量が過剰供給された件については注意を要する（具体的には、市が要望した屋根補修用PPロープ「1万メートル」が「1万巻」として調達され、多くの余剰物資が発生した）。 ・物資の届く時間が読めず、その為に受入の職員を待機させなければならなかった（時間外勤務対応だった）ので、ある程度物資の到着時間がわかる様にしてもらいたい。 ・市町村のニーズの早期把握と被災自治体が物資を取りに行くことがないよう、輸送体制を強化してほしい。 ・支援物資の対応が遅かったことと、支援物資を持っていったが、相手先との調整がうまくできていなかった。 ・支援物資を市の物資集積場所などまで輸送してもらえるとスムーズに避難者に物資が配付できる。 ・混乱した状況下で、物資を取りに行くことが難しい。 ・輸送時間を配慮されたい。到着時間がまちまちで、夜間となったり大幅に遅れたり、と受け入れに苦慮した。 ・県外の自治体からはトラック等にて支援物資をいただけたが、千葉県からの物資は取りに行く形態であった。台風19号の時はトラック協会の協力を得られたので、協定の内容について再確認されたい。 ・備蓄物資や物資輸送について、暴風域に入ってからでは危険を伴うので、事前に被害が想定される段階で物資の手配ができれば良いと考えます。 ・ヘリでの輸送も検討していただきたい。市町村の備蓄物資を把握し事前に倉庫に置いておくなどがあると助かる。 ・被災市町村は、被災者支援及び被害状況の把握のため、人員及び車両が出払っているため、物資輸送の手段を県で確保いただきたい。 <p>【県が保有している備蓄物資の情報について情報提供してもらいたい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県で備蓄している物資の情報を事前に把握しておきたい。また、費用負担・物資輸送について、県で行ってほしい。 ・県の備蓄物資リストを明確に公表する（どこに、何が、どれだけある） ・災害発生後でも構わないので、備蓄物資の情報をいただきたい。・備蓄物資を1つの自治体で全て持っていかれてしまうと、困ってしまう。 <p>【備蓄倉庫の配置を見直して欲しいなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所から油井防災倉庫に向かう場合、県道409号線が冠水により渋滞して、防災倉庫までたどり着けない懸念がある。 ・保管施設と集配拠点の不足 ・今回、物資を提供していただいて非常に助かりました。必要物資について調査するにも時間を要してしまうためプッシュ型をメインにしていたらと非常に助かります。 ・備蓄物資に係る作業量が多い（品目分類、需要調整、運搬）。また災害発生後に時間差で物資が届くこともあり、もともとある保管場所の容量を超過するため、県内での適正配置ができることが望ましい。（自治体ごとだと余る物資がある。） <p>【市町村ニーズに合った備蓄物資を備蓄して欲しい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村のニーズにあった備蓄をしてほしい。 ・安房の防災倉庫に発電機があるのは知っていたが、インバーターなしの発電機だったので、確認後、借りないこととした。 ・今回のように短期間で大規模災害が続くと、町備蓄物資の数量及び予算的にも厳しいところがあるため、県で備蓄物資の増量及び市町村への補助金制度の創設を要望します。 ・また、仮に市町村が県施設へ物資を行くとして、地域振興事務所及び県防災備蓄倉庫が町内に所在していないため、道路事情が把握しづらく円滑な輸送が困難である。そこで、県内の道路事情の迅速な情報提供をお願いしたい。
--	---

- ・広域で甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合、仮設トイレの供給がどの程度受けられるのか、振興事務所単位で計画があると良いと思います。
 - ・県の備蓄物資の充実をお願いしたい（アルファ米も粥だけでなく、ワカメご飯にする等）
- 【要請元の一元化や広域での物資支援など】**
- ・物資支援要請を国、県に対し同じ内容で行うこともあったため、要請先を県に一元化することで効率化が図られると考えます。
 - ・大規模災害で復旧に時間を要するような場合には、各市町村の協定等だけでは限度があり、総務省の人的支援のシステム化（体系化）のように、物資についても広域的なシステム化（体系化）が望ましいのではと考える。

人的支援（住家被害調査や罹災証明発行業務等のための職員派遣）について

問34 住家被害調査や罹災証明発行等の業務のための国や自治体からの応援職員は、ピーク時に何人くらいいましたか。

ピーク時にいた応援職員	1～178人
うち県からの応援職員	1～60人

問35 県からの応援職員は、どの程度役に立ちましたか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 非常に役に立った	10	
2 ある程度役に立った	11	
3 あまり役に立たなかった	2	
4 全く役に立たなかった	0	
5 その他	8	→ 派遣されていない等（8団体）

問36 県からの応援職員をめぐる課題についてお伺いします。以下に挙げたようなことはありましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 最初、業務に慣れていないため、手間取っていた	13
2 地理に疎いため市町村の職員と一緒にないと、業務ができなかった	9
3 業務に慣れたと思ったら交代するので、引継ぎや説明の手間が余計にかかった	9
4 指揮命令系統が違うので、対応に苦慮した	4
5 応援職員の派遣が遅かった	6
6 派遣を受けた応援職員の数不足した	2
7 その他	12

- その他 ・ 長期間の同一職員の派遣を想定していたが、途中で交代したり、他の自治体への応援とのことで被害認定調査員の派遣が終了となった。
- ・ 当初被害認定調査方法の統一化のため、グループ編成や調査方法を0JT方式にて行うこととし、県の担当課に報告していたが、調査方法について不満を言う応援職員がみられた。
 - ・ 初期対応時、応援職員の派遣は市の体制ではどうにもならない時に依頼するように言われたことに憤りを感じた。各自治体の置かれている状況をよく把握した上で物事を判断してほしい
 - ・ 応援で来庁していただいた職員の方の動きは非常に良かったと思う。
 - ・ 応援職員の要請なし等（9団体）

問36-1（問36で6と回答した場合にお答えください。）どのような職種の応援職員が不足していましたか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 保健・衛生	0
2 技術職（農林水産系）	0
3 技術職（土木系）	2
4 その他	0

問37 今後、県からの応援職員について、県はどのような取り組みをすべきだと思いますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 応援職員の事前指名	11
2 応援職員の専門研修（住家被害調査や罹災証明発行、避難所運営等）	39
3 応援職員への実践的訓練（住家被害調査や罹災証明発行、避難所運営等）	38
4 応援職員と市町村職員の事前の顔合わせ	16
5 応援職員と市町村職員との合同訓練	13
6 その他	4

- その他 ・ リエゾンの伝達を明確にする。
- ・ 被害認定調査を行う職員（県）については、市町村職員と同じ研修を受けることが望ましい。
 - ・ 近隣市の総合防災訓練に参加し、防災について知識を習得する。
 - ・ 特になし。

問38 以下に台風15号のときに県が行った対応を挙げました。貴市町村は、これらの対応をどう評価しますか。

(1) 県内市町村の応援調整

1 適切	3
2 まあ適切	24
3 多少問題あり	13
4 問題あり	5

(2) 給水車に関する対応

1 適切	6
2 まあ適切	20
3 多少問題あり	6
4 問題あり	4

(3) 自衛隊派遣要請

1 適切	5
2 まあ適切	25
3 多少問題あり	6
4 問題あり	8

(4) 医療機関等への対応

1 適切	4
2 まあ適切	22
3 多少問題あり	9
4 問題あり	0

問38-1 問38の(1)～(4)で3又は4の回答した場合は、具体的な問題点等を御記入ください。なお、どの対応かについても記入してください。

(1) 県内市町村の応援調整

・県内市町村に対する応援について、機能していないと感じられた。
 ・本市にはリエゾンもおらず、県との応援調整も一切なかったため。台風19号の対応では各市にリエゾンが派遣され、多少解消された。
 ・応援が来なかった。
 ・応援職員の派遣期間が短かった。
 ・応援先の決定について時間を要した。
 ・調整が遅かった。
 ・当初、千葉県から「県の連絡員は必要ですか？」と聞かれたが、連絡員が何をしてくれるのかが全くわからず、その説明も無かった。今回のように、連絡員に相談すれば、自らどんどん動いてくれることを最初から知っていれば、すぐに「必要です」と答えることができた。
 ・台風15号通過後停電による問い合わせや苦情が殺到しており災害対応に支障が生じていたため応援職員を早期に派遣して頂きたかった。
 ・リエゾンの派遣がなかった。(リエゾンがいれば応援職員の派遣が円滑に進んだ。)
 ・県がほしい情報については、リエゾンを通じて入手し、自己完結してほしい。
 ・初動体制において、県としてあまりにも危機感がないところ(「上司から指示されたので様子を見に来た」と県職員が発言した。)

(2) 給水車に関する対応

・給水車が来なかった。(2団体)
 (1団体：自衛隊の応急給水が、県の要請に基づくものであると認識されていなかったことによる。)
 ・無給水地区への給水車の要請を断られた。
 (初期対応時、応援要請に係る県・市町村防災部局・水道事業体間の連絡体制が混乱していたことによる。)
 ・県で断水と判断していなかったため、給水車の要請に時間を要した。
 (水道事業の給水区域外においても協定に基づいた応急給水ができるという認識がなく、応急給水の要請判断に時間を要したことによる。)
 ・町内で水道事業の管轄が2つに分かれており、県との連絡調整に苦慮した。
 ・県から具体的な活動についての指示が無く、応援及び対応に困った。
 (応援事業体が応援給水を行う際、県から応援内容に係る情報が少なく、対応に苦慮したことによる。)

本回答について、担当課から該当市町村へヒアリングを行い確認したところ、誤解が生じていると思われる回答がありましたので、市町村に確認した結果、把握した内容を()書きで補足説明しています。

(3) 自衛隊派遣要請

・自衛隊派遣要請では、初期要請時に本当に自衛隊が必要なのかと言われ、要請を受けていただけなかった。
 ・市役所が断水が発生することを把握した際に自衛隊の派遣要請を県に要請したが、危機管理課の職員に「今回の災害は、その必要はないと考えている」と回答された。千葉県にて、各市町村の被害状況を正しく把握し、素早く派遣要請を行っていただければ、給水活動をより早く行えたと感じた。
 ・倒木による停電に対し、自衛隊が倒木対応できることを早い段階で教えてほしかった。
 ・自衛隊の要請の際の手続きや要件等の明確化が必要。
 ・自衛隊の派遣要請の手続きが煩雑で、実際に自衛隊の部隊が町にいるのに、直接要請がかけることができなかった。
 ・自衛隊本体が町に到着しているにもかかわらず、県の要請が自衛隊にいかず作業までに2～3日ほど時間を要した。
 ・自衛隊派遣要請について、初期段階で副町長から要請をしていたが、原因は不明だが、実際の派遣決定まで時間を要した。(自衛隊からは事前に直接連絡をいただいており、要請した。)
 ・自衛隊と業務を遂行するにも、県災害対策本部から中断指示があったりと、スピード感が必要な初動において、業務に遅延が生じた。
 ・県を通じ給水活動について要請したが、町内で水道事業の管轄が2つに分かれており調整に苦慮した。
 ・自衛隊によるブルーシート展開は市民にとっては大変ありがたいことであった。一方で、本市への展開にあたって、自衛隊からその調整連絡が前日の午後であるなど、唐突な事態が多く、受け入れに苦慮した。

(4) 医療機関等への対応

・要配慮者施設への発電機の提供など、県に多く余っていたなど適切に対応できていなかった。
 ・病院や畜産業の方から停電時の要望があったが、県から説明するべき内容もあるのでは。
 ・県から施設の状況についての協議がなかった。
 ・県が実施している状況が市には連絡されず情報共有が不十分
 ・医療機関の電源確保などニーズ調査が来たが、実際の支援はなかった。

対応全体について

・対応が遅かった。
 ・全体的に対応の遅れや、情報の交錯があった。
 ・防災危機管理部だけで災害対応している印象があり、台風15号の際も県庁をあげて災害対応しているように思えない。県は、県職員に災害対応研修など定期的実施しているのか。平時からの備えがなければ災害時は対応できない。
 ・(東葛地域には)応援調整等の対応自体がされていない。

問39 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく「総括支援チーム」、「対口支援」の派遣を要請することについて貴市町村ではどのように対応しましたか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 自らの判断で派遣を要請した	3
2 県、国からの制度の説明を受けて派遣を要請した	7
3 応援職員は必要だったが、要請しなかった	10
4 応援職員は必要ではなかったため、要請しなかった	28
5 その他	5

- ・災害対応に追われ手が回らなかった。
- ・市長会の協定に基づき県内の市町村に要請した。
- ・国・県以外の団体から制度について聞いて申請。

問39-1 (問39で3. と回答した場合にお答えください) 派遣を要請しなかった理由について、以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 制度をよく知らなかったから	7
2 受援計画を策定していなかったから	2
3 派遣職員の費用負担が問題になったから	0
4 その他	3

- ・利用したことがなかったから。
 ・事前調整の段階で優先度が低いとのことで、正式要請しなかった。

問40 「被災市区町村応援職員確保システム」について、貴市町村の首長まで十分理解されていたでしょうか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 十分理解していた	3
4 知らなかった	15

2 ある程度は知っていた	14
5 その他	2

3 制度名程度は知っていた	19
---------------	----

- ・災害対策本部の議題にあげ、首長の承認を得た。
 ・不明。

問41 「被災市区町村応援職員確保システム」について何かご意見等があれば、御記入ください。

- ・昨年度、システムに基づく訓練を行ったが、毎年行わなければシステムの十分な理解は困難かと思う。(2団体)
- ・説明会をするなど、制度の周知をお願いしたい。(2団体)
- ・もっと情報、説明をいただきたい
- ・システムに関し具体的なイメージが認識できていない。全庁的に周知するために、システムをわかりやすく解説した資料があるとよい。
- ・制度や使用方法を理解する必要がある。

ボランティア、NPOとの連携について

問42 貴市町村では、今回の災害で、ボランティア・NPOの協力は十分に得られたと考えますか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1 十分に得られた	5
2 ある程度得られた	16
3 あまり得られなかった	7
4 全く得られなかった	2
5 その他	1
6 ボランティア・NPOの協力を必要とするほどの被害がなかった	23

- 団地のエレベーターが停電により動かない、という市が得た情報をボランティア団体に市から連絡した。

問42-1 (問42で1. ~5. の回答をした場合に回答してください) 今回の災害で、ボランティア・NPOと協力して対応できたことについて、以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 ボランティアによる被災者支援活動(被災家屋の片づけなど)	22
2 NPOによる被災者支援活動(市町村が行う避難所の運営など)	0
3 技術系NPOによる被災者支援活動(ブルーシート展張・倒木処理など)	13
4 災害ボランティアセンターの運営	11
5 その他	4

- その他 心の相談窓口、弁護士による法律相談・支援制度説明、建築会社のボランティアによる屋根のブルーシート展張、特になし(2団体)

問43 今後、ボランティア・NPOの協力を得るために、どのようなことが課題になると考えますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1 ボランティア希望者への情報発信	33
2 地域で活動するNPOの把握・ネットワーク体系の整備	26
3 技術系NPOなどとの連携	26
4 ボランティア・NPO活動費用の負担	15
5 社会福祉協議会との連携強化	42
6 中間支援組織との連携強化	9
7 NPOへの協力要請を行う上での根拠の整備(地域防災計画での規定・NPOとの協定等)	11
8 ボランティアセンターの運営改善	16
9 その他	4

- その他 ・中間で全市にボランティアの振り分けを行う機関が必要。
 ・ボランティアニーズとボランティア希望者のマッチング。
 ・ボランティアニーズの把握。
 ・地元のボランティアが必要。

問44 ボランティア・NPOの協力を得るために県に期待することを御記入ください。

- ・本市ではボランティアが不足する場合、県災害対策本部へ要請することとしているので、県による調整を期待する。
- ・協力を得るためではなく活動を円滑に行うことができるようボランティアセンター運営スタッフの支援を充実してもらいたい。
- ・NPOについて派遣先の市町村を定めるなど、県でコントロールしていただけると有り難い。
- ・有料道路無料化の簡易措置について災害ボランティアセンターを打ち切った後も、ある程度の期間は延長してもらいたい（社会福祉協議会で業務を引き継ぐ為）。
- ・ボランティアセンターの運営支援、情報提供。
- ・タイムリーな情報提供、国等への迅速な要望。
- ・地域ボランティア（近隣市を含む）と市、県との連携強化。
- ・NPOの団体の素性がわからない、県の担保とかあれば安心。コーディネートしてくれるところがあればありがたい。
- ・今回の台風では、通常の片付け以外にも、ブルーシート張りなどの専門的な要望が多く、人員の確保が困難であった。（実際は、自衛隊や消防で行った部分があり、それ以外は県から案内があった事業者の連絡先を紹介した。）
- ・台風15号の被害で一番多かったのが屋根の一部損壊だったので、ブルーシートによる簡易補修等をボランティア等で行えるような技術の向上を目的とした実地研修会等を開催していただけたらと思います。
- ・県からの情報提供及びマニュアル整備
- ・リエゾンを通して、市町村への情報提供や助言等があると良いと思います。
- ・県で技術系NPO、技術を持っているボランティアのリスト化をし、提供していただき、窓口となってもらいたい。

検証の実施や県への要望について

問45 貴市町村において、今回の一連の災害対応について検証のスケジュールはどのようになっていますか。選択肢の番号のうち、ひとつだけ回答して下さい。

1	既に検証を実施済み	10
2	現在、検証作業中	26
3	年度内に着手する予定	8
4	年度が改まってから着手する予定	2
5	検証を行う予定なし	8

問46 貴市町村では、台風15号災害に関する対応を時系列で記したメモや記録等が残っていますか。以下の中から該当するもの全ての番号を記入して下さい。

1	対応を記したメモ等を整理した詳しい記録がある	10
2	対応を記したメモ等から概要を整理した記録がある	36
3	対応を記したメモ等が残っているが、整理していない	7
4	対応を記したメモがなく、担当者の記憶しかない	1
5	その他	4

その他 ・電話対応に追われ、時系列を残すことが困難であった。ただし、電話対応メモは整理している。

- ・対応を整理中であるが、一部欠落しているところがある。
- ・写真等の記録が一部ある。
- ・住民からの問い合わせ等の対応を記した書類はあるが、処理した時間までは記載なし。

問47 県への要望や何かお気付きの点がありましたら、御記入ください。

【情報収集等について】

- ・災害対応中からアンケートや、調査などのメールが送られてきているが、対応している余裕がなかった。今後は配慮していただきたい。
- ・支援に関する以外のことも含めて、同じような照会・確認などが様々な連絡手段・所属から連絡が来て、2度・3度手間になることがあり、対応に苦慮した。
- ・県内部での情報共有方法の強化を検討したらどうか。部局が異なると同じような質問を受けることが多かった。
- ・毎日、ブルーシート張り調査や支援物資の要望調査が行われ、混乱した状況下でのとりまとめは困難を極めた。
- ・問15～16などの設問は、千葉県防災情報システムに入力されている情報から集約が可能なのではないでしょうか。

【情報発信・情報提供について】

- ・県管理施設（道路・ダム等）の被害状況の把握を行うとともに、県で発信する必要があるのではないか。県道の通行状況の発信等が、災害時には有益な情報となりえると考えます。
- ・台風や地震などの災害の場合、被災する範囲は広範囲となるため、県が主体となった対策等について早期に情報提供があるとありがたいです。

【県管理河川への水位計設置等について】

- ・本市には新川（利根川水系：千葉土木事務所管理）が流れているが、水位計が設置されておらず現地にて目視による確認しかできない状況である。また、10月25日の大雨の際には新川の水位上昇により床下浸水した箇所もあった。避難情報の発令には、水位状況の確認が必要不可欠であるため、水位計を設置の上、「川の防災情報」等によりいつでも水位を確認できるようにしてほしい。
- ・県管理河川の水位等の情報がHP上にしかなく、水位計が市内にない当市は、HP上の情報だけだと避難勧告等を発令する判断が難しい。そのため、土木事務所が現地を確認し、HP情報以外の水位情報や現地の写真を提供していただくといった市町村と土木事務所の連携が必要であるとする。
- ・河川環境課から山武土木事務所を通じて出される水防指令に何も記載がないことがあり、なにをしていいかわからない。また水防指令も着信確認だけでは意味がないと考える。

【災害規模の早期の把握等について】

- ・支援については発災当初は各種経費が掛かるものと思いきや要請は積極的には実施しなかった。救助法適用後はこの限りではありませんでした。県としての災害規模を早期に見積り、市町村が経費の心配することなく活動ができる枠組みの確立をお願いします。

【非常用電源の確保について】

- ・本市における災害時の重要施設（避難所・病院・福祉施設等）においては、ほとんどの施設が停電時の電源が確保されておらず、停電が長期化した場合、機能を全く果たせない可能性がある。今後電源確保のため、災害時協力協定の推進等に取り組むこととしているが、県においても移動電源車等の活用を含め電源の確保に取り組んでいただくとともに、日頃から電源の必要な箇所の洗い出しと優先順位について定めてほしい。

【リエゾンについて】

- ・15号対応に関するアンケートということで回答には記載しませんでした。19号の際に派遣されたリエゾンの方々には、何を行ってよいか全くわかっていなかった様子で、こちらから被害状況をまとめて情報をお渡しして、受け取るだけでした。市町村側で集約していく情報を、千葉県防災情報システムへ入力していただくなどが出来れば、効率的な災害対応が可能になると感じました。
- ・リエゾンに来ていただいて助かった部分は多い。が、初めて災害を受けて県の職員が来て何をして来たのかわからなかった。県のリエゾンについて説明が必要。

【学校教職員の協力について】

- ・本市では、台風19号の際、多くの小中学校を避難所として開設したが、学校教職員の協力をあまり受けられず避難所の運営に苦慮（校舎内立入禁止等）した部分があった。地震時は文科省から避難所運営の協力について通知が出されているが、風水害時においても同様に協力してもらえるようにしてほしい。

【市町村職員向けの研修の実施について】

- ・本年度から千葉県防災研修センターにおいて研修を実施しているが研修の機会がまだ少ない。中でも管理職向けの研修は少ない。防災人材を育成するためにも内閣府が実施している防災スペシャリスト研修を千葉県において実施してほしい。防災研修センターは遠いので地域振興事務所などの出先機関でも研修を実施してほしい。

【千葉県地域防災力向上総合支援補助金の継続について】

- ・福祉避難所等の要配慮者用備蓄品の整備が不可欠であることから、支援措置の継続を要望します。（千葉県地域防災力向上総合支援補助金）

【国、県、市町村との連携について】

- ・15号、19号、10月25日の大雨と一連の災害で改めて、マンパワー不足を痛感した。また、災害対応には国、県、市町村との連携が不可欠であり、連携強化が必要と感じた。

千葉県災害対策本部
 (千葉県防災危機管理部)
 令和元年10月14日
 043-223-2168

台風15号による災害に対する取組について

台風15号による災害に対して、これまで県が関係機関とともに実施した主な取組をまとめました。(台風15号による災害に対する取組の発表は、本日をもって終了します。)

I 応急対策

1. 物資等支援

○市町村への物資支援(10月14日12時現在)

品目	数量	支援先市町村
アルファ化米	66,308食	鴨川市、鋸南町、富津市、八街市、君津市、香取市、山武市、一宮町、袖ヶ浦市、富里市
クラッカー	88,700食	長柄町、富津市、芝山町、八街市、東金市、市原市、一宮町、富里市、神崎町
飲料水(500ml)	90,288本	千葉市、館山市、東金市、南房総市、神崎町、長柄町、鋸南町、山武市、八街市、袖ヶ浦市、市原市、匝瑳市、富里市、九十九里町
	14,048本 ※1	多古町、鴨川市、大多喜町、かずさ水道広域連合企業団(水道事業体)
ブルーシート※2	48,696枚	館山市、旭市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、多古町、東庄町、鋸南町、袖ヶ浦市、茂原市、長柄町、横芝光町、酒々井町、一宮町、長生村、勝浦市、九十九里町、富里市、八街市、大網白里市、佐倉市、八千代市、千葉市、市原市
発電機	6台	鋸南町、神崎町
ガソリン携行缶	5個	鋸南町
おむつ	2,562枚	南房総市、富津市
生理用品	2,805枚	南房総市、富津市
毛布	40枚	八街市
使い捨てトイレ	6,600個	富里市
土のう袋※2	11,000枚	勝浦市、いすみ市、木更津市
ロープ※2	3,960m	勝浦市、いすみ市

※1 企業局及び他県（横浜市）からの応援物資

※2 他県からの応援物資を含む

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175〉

（2）給水等支援（9月9日からの累計）※9月25日の活動をもって終了

①給水

○対象：17水道事業体（県が調整を行ったもので、断水していないものも含む）
（かずさ水道広域連合企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、君津市、南房総市、鴨川市、市原市、富里市、八街市、佐倉市、香取市、芝山町、多古町、鋸南町、横芝光町、八匝水道企業団、千葉市）

○活動給水車数：延べ652台

○非常用飲料水袋：16,160枚提供（山武郡市広域水道企業団6,160枚、多古町5,000枚、かずさ水道広域連合企業団4,000枚、南房総市1,000枚）

○管内洗浄（管路の充水洗浄作業のため技術職員を派遣）

・派遣先：かずさ水道広域連合企業団

・派遣人数：延べ30人

・派遣期間：9月17日～24日

○活動機関：県企業局、松戸市、野田市、旭市、習志野市、柏市、八千代市、流山市、我孫子市、四街道市
茨城県（日立市、高萩市、水戸市、ひたちなか市、古河市、坂東市、土浦市、常陸太田市、東海村、茨城県南水道企業団）、東京都、神奈川県（横浜市、川崎市）

陸上自衛隊、航空自衛隊、国土交通省

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175〉

〈総合企画部 水政課 043-223-2272〉

②入浴

断水地域の住民の方へ移動入浴施設等を提供。

○活動地域：14市町・延べ23箇所（終了した施設も含みます）

館山市	館山航空基地 相浜漁港	9/11～9/23 9/16～9/19
香取市	栗山川ふれあいの里公園	9/13～9/15
八街市	中央公民館	9/13～9/24
山武市	さんぶの森交流センター 松尾IT保健福祉センター	9/13～9/22 9/14～9/22
南房総市	白浜コミュニティセンター 和田地域センター 丸山地域センター	9/13～9/16 9/14～9/18 9/14～9/22

	滝田区民会館	9/18～9/22
君津市	君津市民文化ホール 清和公民館 松丘コミュニティセンター	9/13～9/23 9/14～9/25 9/14～9/25
富津市	富津市立天神山小学校 ザ・フィッシュ 富津市立環小学校	9/14～9/17 9/18～9/21 9/19～9/23
多古町	多古町コミュニティプラザ	9/13～9/23
市原市	特別養護老人ホーム市原園	9/15～9/22
東金市	東金文化会館	9/15～9/21
大網白里市	農村ふれあいセンター	9/17～9/18
千葉市	千葉市消防局総務部消防学校	9/18～9/20
木更津市	木更津市立富岡小学校	9/18～9/23
横芝光町	横芝光町町民会館	9/18～9/21

○活動機関：陸上自衛隊、海上自衛隊

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2168〉

(3) 被災納税者に対する県税の申告等の期限の延長

県税に関する申告・納付等の期限を、地域を指定して当面の間延長する（指定地域は災害救助法の適用地域）。

※9月20日、期限の延長に係る告示を行った。

〈総務部 税務課 043-223-2128〉

(4) 普通交付税の繰上げ交付

今回災害救助法が適用された県内市町村のうち、希望のあった25団体(16市9町)に対して、普通交付税の11月定例交付分の一部が、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、繰り上げて交付された。

〈総務部 市町村課 043-223-2132〉

(5) 外国人支援

市町村への翻訳・通訳等の支援及び外国人相談窓口での相談受付を実施。

〈総合企画部 国際課 043-223-2436〉

(6) 施設開放

①千葉県消防学校

浴室を開放、携帯電話充電場所として開放

○期間：9月13日～26日（10時～16時）
〈防災危機管理部 消防課 043-223-3692〉

②千葉県南総文化ホール

ホワイエ、ギャラリースペースを休憩所として開放、携帯電話充電場所として開放
トイレ及びWi-Fiに利用が可能

○期間：9月12日～（9時～20時）※休館日を除く
〈千葉県南総文化ホール 0470-22-1811〉
〈環境生活部 県民生活・文化課 043-223-4160〉

③安房合同庁舎

携帯電話充電場所として開放、庁舎前水道を給水場所として開放

○期間：充電：9月10日～20日、給水：9月12日～20日
（いずれも9時～17時）
〈安房地域振興事務所 0470-22-7111〉

④蓮沼海浜公園

公園内の宿泊施設について、被災者向けに浴室を無料開放。

○期間：9月12日～23日
〈県土整備部 公園緑地課 043-223-3930〉

⑤千葉県立東部図書館

地域住民を対象に携帯電話充電場所として開放。

○期間：9月13日～（火曜～金曜 9時～17時、土日祝日 9時～17時）
⇒ 22日（日）午前9時をもって終了
〈教育庁 教育振興部 生涯学習課 043-223-4070〉

⑥東金青年の家

入浴施設を開放。

○期間：9月15日～20日

日付	シャワーのみ	入浴（シャワーも可）
15日	13時～18時	20時～22時
16日	10時～12時	13時～20時
17日	10時～12時	13時～20時
18日	10時～12時	13時～20時
19日	13時～19時30分	13時～19時30分
20日	10時～12時	13時～20時

21日（土）から27日（金）まで、山武市の被災者を中心に、開放延長（山武市の災害対策担当と相談）（東金市についても引き続き受け入れ）
→21日（土）、山武市災害対策担当との相談の結果、22日（日）をもって終了
〈教育庁 教育振興部 生涯学習課 043-223-4070〉

⑦千葉県立農業大学校

浴室を開放（トイレ、休憩所、携帯電話の充電もできます）

○期間：9月17日～27日（9時～17時）※土日祝日を除く

〈千葉県立農業大学校 0475-52-5121〉

2. 医療救護・災害保健医療福祉支援活動

(1) 医療救護活動

①災害医療本部のもとにDMAT調整本部・DPAT調整本部を9月9日に設置し、県内各病院での医療支援活動及び病院間搬送を実施。

○活動機関：DMAT41チーム、DMATロジスティックチーム17人、DPAT8チーム

※DMATとしての活動は9月12日をもって終了。

〈健康福祉部 医療整備課 043-223-3886〉

〈健康福祉部 障害者福祉推進課 043-223-2680〉

②DPAT（災害派遣精神医療チーム）

停電が長期化することから、9月14日から17日まで、安房地域において被災住民のメンタルヘルスに対する支援ニーズの確認活動を実施。

9月18日から26日まで、DPAT調整本部は継続し、職員1名（21日～24日は2名）を安房地域保健医療調整本部に常駐。

※9月27日以降も、現地との連絡体制を維持。

〈健康福祉部 障害者福祉推進課 043-223-2680〉

③超急性期から急性期へのフェーズ移行に伴い、増大する公衆衛生・福祉ニーズ等にもきめ細かく対応するため、活動拠点を地域の保健所等に変更し、災害保健医療福祉支援活動を実施（9月13日から）。

(2) 災害保健医療福祉支援活動

①市町村の避難所・家庭訪問等への保健師等派遣（9月12日～10月6日）

派遣先市町村	延べ人数	派遣先市町村	延べ人数
富里市	3名（—）	横芝光町	8名（—）
八街市	25名（24名）	館山市	118名（90名）
多古町	21名（—）	鴨川市	48名（42名）
神崎町	2名（—）	南房総市	84名（51名）
匝瑳市	2名（—）	鋸南町	80名（60名）
東金市	9名（—）	君津市	23名（20名）
山武市	20名（9名）	富津市	26名（21名）
九十九里町	25名（20名）	市原市	11名（—）

〔合計 16市町 延べ505名（337名）〕

※人数には同行（ロジ）職員を含む。

※（ ）内の人数は、県内市町村及び他県からの派遣人数を記載。

※今後も市町村からの要請等を踏まえ、順次派遣予定。
 〈健康福祉部 健康福祉政策課 043-223-2610〉

②在宅要支援者等の安否確認（9月14日～17日）

停電発生地域における在宅避難行動要支援者への安否確認調査の結果を踏まえ、
 県職員を派遣し、安否確認を実施。

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月14日（土）	館山市（3名）、富津市（10名）、南房総市（10名）	23名
9月15日（日）	館山市（3名）、富津市（10名）、南房総市（10名）	23名
9月16日（月）	館山市（3名）、富津市（10名）、南房総市（10名）	23名
9月17日（火）	多古町（2名）	2名

〔合計 4市町 延べ71名〕

〈健康福祉部 健康福祉政策課 043-223-2610〉

③被災者の心のケアに関する相談対応（9月24日～10月10日）

市が設置する被災者の心のケアに関する窓口相談を支援するため、県の精神保健
 福祉相談員を派遣。

派遣先市町村	派遣期間	延べ人数
君津市	9月24日（火）～9月27日（金）	4名
	10月1日（火）～10月4日（金）	4名
鴨川市	10月1日（火）～10月4日（金）	4名
	10月7日（月）～10月8日（火）	2名
	10月10日（木）	1名

〔合計 2市 延べ15名〕

〈健康福祉部 健康福祉政策課 043-223-2610〉

（3）社会福祉施設等支援活動

①特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設等の社会福祉施設（709施設）のライフラインの状況・支援ニーズ等を調査確認し、停電・断水の施設に対し、
 国、市町村、関係団体と連携した支援を実施。

（支援内容）電源車・給水車の配車、停電地域への衛星携帯電話の配送、
 日本赤十字社等による医療救護活動（君津・安房地域）等

〈健康福祉部 健康福祉指導課 ほか 043-223-2303〉

②有料老人ホーム、障害者グループホーム、保育所等の支援ニーズを調査確認し、国
 と連携した支援を実施。

（支援内容）食料品・水・燃料の配送

〈健康福祉部 高齢者福祉課 ほか 043-223-2327〉

(4) その他

①特殊栄養食品ステーションの開設

- ・ 9月13日から日本栄養士会の協力により、県健康づくり支援課内にアレルギー対応食品や流動食等の特殊栄養食品を備蓄し、健康福祉センターや市町村等の要請により配布。9月20日からは個人・施設からの個別相談・要望への対応も開始。

○支援実績（10月13日時点）

（市町村要請への対応）

- ・ 鋸南町（子供用アレルギー食品2箱）、大多喜町（水分補給ゼリー200個）

（個別要望への対応）

- ・ 鋸南町（やわらか食32パック、栄養調整食品27個、水分補給ゼリー6個、ビタミン剤33袋） ※9月23日実施の「お食事お困り相談」で配布

〈健康福祉部 健康づくり支援課 043-223-2667〉

②「栄養相談お助け隊」＆「お食事お困り相談」

- ・ 鋸南町において、9月23日に、県、日本栄養士会、県栄養士会で個人宅や施設、入浴施設において管理栄養士・栄養士による栄養相談等を実施。

○「栄養相談お助け隊」：養護老人ホーム1施設、通所介護施設2施設で実施

○「お食事お困り相談」：入浴施設（笑楽の湯）で町民23名に対して実施

〈健康福祉部 健康づくり支援課 043-223-2667〉

③市町村への消毒薬等の提供（10月13日時点）

- ・ 鋸南町（速乾擦式手指消毒薬900本、消毒用エタノール400本）

〈健康福祉部 薬務課 043-223-2614〉

3. 被災市町村への派遣

(1) 県職員の派遣

市町村からのすべての要請に速やかに対応すべく、下記のとおり実施。

①市町村の被災状況や対応状況を把握するためリエゾンを派遣。

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月12日（木） ～ 9月30日（月）	館山市（36名）、鴨川市（30名）、南房総市（36名）、鋸南町（36名）、木更津市（16名）、君津市（36名）、富津市（36名）、袖ヶ浦市（25名）、富里市（26名）、香取市（20名）、多古町（34名）、銚子市（4名）、東金市（25名）、山武市（19名）、大網白里市（13名）、九十九里町（10名）、芝山町（16名）、横芝光町（10名）、長柄町（24名）、いすみ市（4名）	456名
10月1日（火）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）	15名
10月2日（水）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町	13名

	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、多古町(1名)	
10月3日(木)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、多古町(1名)	13名
10月4日(金)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、多古町(1名)	13名
10月5日(土)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	12名
10月6日(日)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	12名
10月7日(月)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	12名
10月8日(火)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	12名
10月9日(水)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)	10名
10月10日(木)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、君津市(2名)	10名

[合計 延べ578名]

②物資配付・避難所支援・家屋調査など

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月13日(金) ～ 9月30日(月)	館山市(450名)、鴨川市(136名)、南房総市(479名)、鋸南町(370名)、木更津市(14名)、君津市(37名)、富津市(186名)、袖ヶ浦市(51名)、市原市(127名)、八街市(30名)、富里市(6名)、香取市(32名)、多古町(39名)、東金市(71名)、山武市(17名)、大網白里市(5名)、九十九里町(11名)、芝山町(69名)、横芝光町(11名)	2,141名
10月1日(火)	館山市(47名)、鴨川市(9名)、南房総市(35名)、鋸南町(30名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市(26名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市(2名)、多古町(6名)、東金市(10名)、山武市(1名)、大網白里市(1名)、芝山町(4名)	187名
10月2日(水)	館山市(47名)、鴨川市(7名)、南房総市(35名)、鋸南町(29名)、木更津市(2名)、君津市(11名)、富津市(26名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市(2名)、多古町(6名)、東金市(5名)、山武市(1名)、大網白里市(1名)、芝山町(4名)	189名
10月3日(木)	館山市(52名)、鴨川市(9名)、南房総市(36名)、鋸南町(29名)、木更津市(2名)、君津市(11名)、富津市(28名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市	199名

	(2名)、多古町(6名)、東金市(5名)、山武市(1名)、大網白里市(1名)、芝山町(4名)	
10月4日(金)	館山市(58名)、鴨川市(10名)、南房総市(31名)、鋸南町(30名)、木更津市(2名)、君津市(10名)、富津市(28名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市(2名)、多古町(6名)、山武市(1名)、大網白里市(1名)、芝山町(4名)、横芝光町(2名)	198名
10月5日(土)	館山市(54名)、鴨川市(2名)、南房総市(31名)、鋸南町(25名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、富津市(28名)、袖ヶ浦市(6名)、多古町(3名)、芝山町(4名)	164名
10月6日(日)	館山市(55名)、鴨川市(4名)、南房総市(32名)、鋸南町(26名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、富津市(28名)、袖ヶ浦市(6名)、多古町(3名)、芝山町(4名)	169名
10月7日(月)	館山市(43名)、鴨川市(5名)、南房総市(23名)、鋸南町(25名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、富津市(27名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、多古町(7名)、東金市(5名)、山武市(1名)、芝山町(3名)	163名
10月8日(火)	館山市(37名)、鴨川市(5名)、南房総市(30名)、鋸南町(26名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、富津市(27名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、多古町(5名)、東金市(5名)、山武市(1名)	160名
10月9日(水)	館山市(32名)、鴨川市(2名)、南房総市(30名)、鋸南町(32名)、君津市(10名)、富津市(18名)、袖ヶ浦市(6名)、市原市(7名)、多古町(5名)、山武市(1名)、佐倉市(3名)	146名
10月10日(木)	館山市(34名)、鴨川市(4名)、南房総市(30名)、鋸南町(24名)、君津市(10名)、富津市(23名)、袖ヶ浦市(5名)、市原市(7名)、佐倉市(3名)、多古町(5名)、山武市(1名)	146名

[合計 延べ3,862名]

※その他、各部局より保健師などの技術職員の支援を別途行っております。

※以下の住家被害認定業務を含みます。

〈総務部 総務課 043-223-2029〉

●罹災証明書の発行に必要な住家被害認定業務を応援するため、被害の大きかった市町に派遣。

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月16日(月) ～ 9月30日(月)	館山市(22名)、市原市(24名)、鴨川市(13名)、富津市(25名)、袖ヶ浦市(8名)、八街市(5名)、富里市(6名)、南房総市(17名)、芝山町(2名)、横芝光町(1名)、多古町(1名)、鋸南町(76名)	200名
10月1日(火)	館山市(9名)、鴨川市(2名)、富津市(4名)、	28名

	袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、鋸南町（4名）	
10月2日（水）	館山市（9名）、鴨川市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、鋸南町（3名）	27名
10月3日（木）	館山市（10名）、鴨川市（2名）、富津市（6名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、鋸南町（3名）	30名
10月4日（金）	館山市（16名）、鴨川市（3名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、横芝光町（1名）、鋸南町（4名）	38名
10月5日（土）	館山市（14名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、南房総市（3名）、鋸南町（2名）	27名
10月6日（日）	館山市（15名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、南房総市（3名）、鋸南町（3名）	29名
10月7日（月）	館山市（8名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、多古町（2名）、鋸南町（2名）	20名
10月8日（火）	館山市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）	9名
10月9日（水）	館山市（2名）、佐倉市（3名）、鴨川市（1名）、富津市（3名）、袖ヶ浦市（3名）	12名
10月10日（木）	館山市（2名）、佐倉市（3名）、鴨川市（1名）、富津市（3名）、袖ヶ浦市（2名）	11名

〔合計 延べ431名〕

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

- 罹災証明発行事務を支援するにあたり、早急に被害状況の全容を把握する必要があることから、職員を派遣し調査を行った。調査の結果を踏まえ、罹災証明発行事務を発災後1ヶ月以内に完了させるための支援体制を検討するため職員を派遣。

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月21日（土）	館山市（4名）、鴨川市（2名）	6名
9月22日（日）	館山市（2名）、鴨川市（2名）	4名

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3061〉

- ③令和元年9月22日執行君津市議会議員一般選挙に係る人的支援（9月16日～22日）
期日前・当日投票事務のため、県職員の派遣を行った。（延べ14名）

〈総務部 千葉県選挙管理委員会 043-223-2142〉

（2）他都道府県からの応援の受入

被災県以外の県及び市町村から応援職員を派遣する国の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、応援職員を受入。

- 災害対策本部業務を支援する「総括支援チーム」

受入市町村：君津市、富津市、富里市、鋸南町、南房総市、多古町、大網白里市、芝山町、山武市

○避難所運営、罹災証明書交付業務等を支援する「対口支援」

受入市町村：君津市、富津市、富里市、南房総市、鋸南市、多古町、山武市、館山市、千葉市

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3409〉

(3) 県内市町村間の相互応援の調整（10月10日現在）

罹災証明等に係る応援（13市から延べ522名）や君津市議会議員一般選挙に係る応援（22市町から延べ67名）について調整を行った。

〈総務部 市町村課 043-223-2139〉

〈総務部 千葉県選挙管理委員会 043-223-2142〉

4. 自衛隊への災害派遣要請

○一般住民向け給水支援（陸上自衛隊）

県内の水道事業者からの要請に基づく断水地域への応急給水支援

○病院等向け給水支援（航空自衛隊）

停電により給水困難となった県内の拠点病院等への応急給水支援

○患者搬送（陸上自衛隊、航空自衛隊）

停電により医療活動困難となった病院等からの自衛隊の輸送力を活用した患者の緊急搬送

○停電復旧作業等のための倒木伐採支援（陸上自衛隊、航空自衛隊）

電力供給に支障をきたしている倒木に対する速やかな伐採措置の実施

○入浴支援（陸上自衛隊、海上自衛隊）

停電・断水等により入浴できないことによる健康被害を防ぐための入浴支援

○人命救助（家屋の応急処置）（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊）

要支援者の被災者宅においてブルーシートの補修等の支援を実施

5. 行政書士による被災者支援

千葉県と千葉県行政書士会は、行政書士による罹(り)災証明書の作成代行等の被災者支援に関する協定を締結しており、市町村に活用希望の意向調査を実施した。

9月27日、富津市の意向を受け、同会に協力を要請した。

〈総務部 政策法務課 043-223-2169〉

6. 被災した児童生徒への支援

(1) スクールカウンセラー等を活用した児童生徒の心のケア

令和元年9月13日、各市町村教育委員会教育長、各県立学校長に対し、「令和元年台風第15号の被害に係る児童生徒の心のケアについて（通知）」を発出し、児童生徒の状況の把握とスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う対応を行うよう通知した。

スクールカウンセラー等派遣状況

派遣日	派遣先市町村			
9月17日(火)	館山市立小学校	2校	館山市立中学校	1校
	南房総市立小学校	1校	南房総市立中学校	1校
	鋸南町立小学校	1校	鋸南町立中学校	1校
9月19日(木)	八街市立小学校	3校		
9月20日(金)	八街市立小学校	3校	横芝光町立小学校	1校
	鋸南町立小学校	1校		
9月24日(火)	横芝光町立小学校	1校		
9月25日(水)	鋸南町立小学校	1校		
9月26日(木)	横芝光町立小学校	1校		
9月27日(金)	八街市教育委員会			
10月1日(火)	館山市立小学校	6校		
10月2日(水)	鴨川市立小学校等	4校		
10月3日(木)	八街市立小学校	3校	南房総市立小学校	3校
	南房総市立中学校	1校		
10月4日(金)	東金市立小学校	2校	山武市立小学校	2校
10月7日(月)	市原市立小学校	2校	袖ヶ浦市立小学校	1校
	君津市立小学校	1校	富津市立小学校	2校

〈教育庁 教育振興部 児童生徒課 043-223-4054〉

(2) 就職採用選考の日程等の配慮についての依頼

令和元年9月13日、千葉県経済同友会、千葉県経済協議会長、千葉県商工会議所連合会に対して、「就職採用選考の対応について」を発出し、9月16日から開始される就職採用選考について、同選考を近日中に行う企業等には、被災した生徒に不利益が生じないように、配慮を依頼した。

〈教育庁 教育振興部 学習指導課 043-223-4060〉

7. 被災した文化財の状況調査

被災状況が十分に把握できていない地域に県職員を派遣し、文化財の被災状況の確認調査を9月18日から実施。

〈教育庁 教育振興部 文化財課 043-223-4127〉

8. 被災した古文書等の保全支援

地域に所在する古文書等が被災し、また、災害復旧活動の中で散逸する可能性があることから、9月24日、市町村に県文書館が古文書等の保全を支援する旨を通知した。

〈総務部 政策法務課 043-223-2169〉

9. 災害廃棄物処理業務の支援

(1) 市町村巡回支援

仮置き場の設置・運営、補助金活用に関する助言・指導

9月11日(水)～10月4日(金) 22市町4組合 延べ41人

(環境生活部 循環型社会推進課 043-223-2634)

(2) 市町村の要請による職員派遣

仮置き場の運営支援、災害廃棄物の収集運搬支援

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月17日(火) ～9月30日(月)	館山市(139名)、南房総市(181名)、 鋸南町(87名)、富津市(26名)、多古町(15名)、 東金市(20名)、八街市(9名)、九十九里町(9名)、 芝山町(32名)、鴨川市(14名)	532名
10月1日(火)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(5名)、多古町(3名)、東金市(5名)	46名
10月2日(水)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(5名)、多古町(3名)、東金市(5名)	46名
10月3日(木)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(5名)、多古町(3名)、東金市(5名)	46名
10月4日(金)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(5名)、多古町(3名)	41名
10月5日(土)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(5名)、多古町(3名)、芝山町(4名)	45名
10月6日(日)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(5名)、多古町(3名)、芝山町(4名)	45名
10月7日(月)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、 富津市(4名)、多古町(3名)、芝山町(3名)	43名
10月8日(火)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(10名)、 富津市(6名)、多古町(3名)	44名
10月9日(水)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(10名)、 富津市(5名)、多古町(3名)	43名
10月10日(木)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(10名)、 富津市(7名)、多古町(3名)	45名

[合計 延べ976名]

(環境生活部 環境政策課 043-223-4646)

(3) 広域支援

- ①「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、他市町村での一般廃棄物受入れに関する調整
- ②県と(一社)千葉県産業資源循環協会との協定に基づき、県内市町村への災害廃棄物処理の依頼
- ③「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の行動計画」に基づき、他県自治体職員による支援チームの市町村への常駐
- ④県災害廃棄物処理実行計画の策定、仮置き場の指導等のため、環境省職員の常駐
(環境生活部 循環型社会推進課 043-223-2634)

Ⅱ 復旧・復興支援活動

1. 道路・公共土木施設の復旧

- ①倒木・電柱倒壊等の障害物による通行止めの解消に向け、災害協定に基づき関係協会(※)とともに復旧作業を実施。

※ (一社)千葉県建設業協会、(公社)千葉県測量設計業協会、(一社)千葉県建設コンサルタント業協会、
(一社)千葉県電業協会

○復旧状況(10月13日17時時点)

全面通行止めを解消した箇所 : 44路線66箇所

全面通行止めを継続している箇所 : 1路線 1箇所

- ※ (一)犬掛館山線は、多くの路肩決壊や法面崩落等の道路施設被害が発生し、被災した道路施設の復旧に長期間を要することが判明したため、復旧工事完了までの間、交通規制(通行止め)を実施。

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3140〉

②東京電力の復旧作業の促進(9月19日17時時点)

- ・9月13日から、東京電力の復旧作業を促進するため、国と協力して、東京電力から要請のあった道路について、県において(一社)千葉県建設業協会とともに道路啓開を実施。
- ・協力要請箇所41箇所について全て通行止めを解消。
- ・東京電力による復旧作業の加速化を図るため、国に協力して通行可能な道路を判別できる地図を作成し関係機関(国、県、自衛隊、東京電力)と共有。

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3178〉

③市町村支援・被災者支援

- ・市町が管理する道路・河川への応急対応を支援するため、被災状況が十分に把握できていない市町に県職員を派遣するなどにより、市町の被災状況を確認。その結果を活用し、国と協力して市町の被災状況の把握や応急・復旧作業を支援するため、職員を派遣。(木更津市:9月17日2名、鋸南町:9月19~20日延べ13名)
- ・罹災証明書の発行に必要な住家被害認定業務を応援するため、被害の大きかった市町に9月16日から県職員を派遣。(10月10日現在延べ431名)
また、関係団体(※)の協力を得て、9月27日から会員を派遣。(10月10日現在延べ130名)

※ (一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所

- ・罹災証明発行受付業務を支援するため、市原市に職員を派遣。(9月23~29日延べ24名)

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3182〉

- ・罹災証明発行事務を支援するにあたり、早急に被害状況の全容を把握する必要が

あることから、館山市及び鴨川市に職員2名を派遣し調査を行った。

- ・館山市及び鴨川市で行った調査の結果を踏まえ、罹災証明発行事務を発災後1ヶ月以内に完了させるための支援体制を検討するため、職員を派遣。

(館山市：9月21～22日延べ6名、鴨川市：9月21～22日延べ4名)

(県土整備部 建築指導課 043-223-3184)

- ・(一社)千葉県建設業協会・自衛隊・市町と協力して、9月15日から家屋被害の大きい地域の要支援者のブルーシート張り出しを支援。(館山市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、八街市、南房総市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、鋸南町で実施)

(県土整備部 県土整備政策課 043-223-3178)

- ・災害救助のための車両通行について、9月14日から千葉県の有料道路の無料通行措置を実施。

【対象車両】

- ① 自治体が災害救助のために使用する車両
- ② 災害ボランティア車両

【対象路線】

千葉外房有料道路、東金九十九里有料道路、利根かもめ有料道路、銚子連絡道路、九十九里有料道路

(千葉県道路公社 043-227-9331)

2. 住まいに関する支援

(1) 県営住宅の提供

住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、県営住宅の無償提供を実施。

○受け付け開始：9月16日

○県営住宅56戸(千葉地区7戸、東葛・葛南地区4戸、北総地区1戸、香取・海匠・山武地区2戸、君津・安房地区22戸、市原地区20戸)

※提供可能住戸については、受入準備が整い次第、順次拡大していく予定。

10月11日現在、29戸入居決定

(県土整備部 住宅課 043-223-3282)

(2) 県教職員住宅の提供

住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、県教職員住宅の無償提供を実施。

○受け付け開始：9月26日

○教職員住宅10戸(千葉市緑区3戸、南房総市7戸)

10月7日現在 南房総市3戸入居決定

(教育庁 福利課 043-223-4125)

(3) 国家公務員宿舎の提供

県内の国家公務員宿舎について国から提供を受け、被災者向けに無償提供を実施。

○受け付け開始：9月26日

○国家公務員合同宿舎20宿舎206戸

(千葉市28戸、習志野市45戸、船橋市1戸、松戸市8戸、柏市30戸、
成田市53戸、鎌ヶ谷市17戸、銚子市2戸、印西市21戸、木更津市1戸)

10月11日現在、6戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

(4) UR賃貸住宅の提供

千葉市内のUR賃貸住宅について、URから提供を受け、無償提供を実施。

○受け付け開始：9月26日

○UR賃貸住宅5団地10戸(千葉市内)

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

(5) 旅館・ホテルの提供

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を活用し、協力宿泊施設の情報を対象市町村に提供。

○利用対象者：高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方

○対象市町村に情報提供した協力宿泊施設数：67施設(10月13日時点)

○施設の提供内容：宿泊場所、食事及び入浴施設

○情報提供開始月日：9月13日

〈健康福祉部 衛生指導課 043-223-2627〉

(6) 市町村公営住宅の提供

被災者を受け入れ可能な市町村公営住宅の情報を県ホームページ等で一括情報提供を行っている。(逐次更新)

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

(7) 被災家屋の修繕等に対する支援

①修繕等の借入に対する支援

被災者が行った住宅の修繕等の借り入れに対し、市町村が利子補給を実施した場合、その一部を県が補助することとし、その準備を進めている。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

②住宅の補修工事に関する情報提供

被災した住宅の補修工事(ブルーシート張りを含む)が可能な業者の情報を県ホームページに掲載。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

③住宅被害相談窓口の設置

ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、相談窓口を開設。

鋸南町 9月25日(水)～10月1日(火)

10月18日(金)～10月24日(木)

鴨川市、富津市、南房総市	9月28日(土)～10月4日(金)
館山市	10月2日(水)～10月8日(火)
木更津市、君津市、袖ヶ浦市	10月5日(土)～10月11日(金)
市原市、八街市	10月15日(火)～10月20日(日)
芝山町	10月23日(水)～10月25日(金)

今後、相談窓口を順次拡大していく。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

④被災者生活再建支援法による支援

全壊、大規模半壊等の被害があった世帯に対し、支援金を支給。

適用市町：館山市、南房総市、鋸南町、鴨川市、君津市、富津市、匝瑳市、市原市、富里市（10月8日現在）

今後、被害状況の判明に伴い、被害程度が基準に達した市町村に、順次適用する。最終的に適用されなかった市町村には、県で同等の支援をする準備を進めている。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

⑤被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅被害への支援

住宅被害においては、被災者生活再建支援制度の対象とならない一部損壊についても、国が支援を行うこととなったので、県としても、市町村の負担ができる限り少なくなるよう、協調して支援を行っていくことを検討中。

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3184〉

⑥賃貸型応急住宅の募集開始

台風第15号により住宅に甚大な被害を受けた被災者に、災害救助法に基づき応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施。

10月10日(木)から募集を開始。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3228〉

⑦災害援護資金の貸付による支援

災害により世帯主が負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

3. 被災した事業者に対する支援

(1) 農林漁業者への支援

①市町村職員と一緒に農業被害の実態調査を実施

②相談窓口の設置

- ・農業関係相談窓口の設置 → 各農業事務所
- ・水産関係相談窓口の設置 → 水産課・各水産事務所
- ・金融・制度資金関係相談窓口の設置

③被災現場ニーズ調査の実施

- ・農業事務所、林業事務所、水産事務所の職員を現地に派遣し、被災した農林水産

事業者から直接、課題やニーズを聴取。

〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉

- ・9月20日、ちばGAPの認証取得者から、農場評価の日程調整と合わせ、被害状況や復旧に向けた要望について聞き取りを行った。

〈農林水産部 安全農業推進課 043-223-3083〉

④県単災害資金の発動

- ・被災した農林漁業者の復旧を支援するため、経営安定や施設復旧に使用できる無利子の制度資金「県単農業・漁業災害対策資金」を発動した。
- ・資金の実施主体である農協等融資機関、基金協会、市町村等に対し、災害資金制度の説明会を実施。(10月2日、9日)
- ・貸付開始時期は令和元年10月下旬予定。

〈農林水産部 団体指導課 043-223-3074〉

⑤農産物検査機関被害状況調査

- ・検査機関(40機関)に、被害状況を確認。

⑥落花生の被害状況調査

- ・落花生採種組合(11組合)全てに被害状況及びニーズ等を確認。
- ・採種組合の被害状況の現地確認(成田市)。
- ・成田市、八街市、富里市のほ場の被害状況を現地で確認。

⑦水稻採種ほの被害状況の共有

- ・水稻採種組合(8組合)及び種子場JAの種子センター、保管倉庫(5か所)の被害状況を情報共有。

〈農林水産部 生産振興課 043-223-2884〉

⑧搾乳機器の貸し出し

- ・停電が続き通常の搾乳機器が使用できない酪農家に対して、小型の搾乳機器一式を貸し出した(南房総市及び館山市の酪農家5戸に搾乳機器3セットを貸与)。

⑨受託牛の受託期間延長

- ・市原乳牛研究所において、10月1日に下牧を迎える畜産農家から受託した乳牛のうち、台風被害により引き取りが困難な受託牛について期間を延長して受託を継続(26戸・66頭のうち、希望のあった3戸・8頭を10月末までの範囲で延長)

〈農林水産部 畜産総合研究センター 043-445-4511〉

(2) 中小企業への支援

- ・金融・経営相談窓口の設置。
- ・県制度融資のセーフティネット資金において、新たに台風15号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への金融支援を実施(一般枠)
- ・上記に加え、災害救助法適用市町村において、売上の減少など、経営安定に支障が生じている中小企業者への金融支援を追加(市町村認定枠)

〈商工労働部 経営支援課 043-223-2707〉

- ・中小企業への支援策の情報を集約し、県ホームページに掲載(支援策は随時追加)

〈商工労働部 経済政策課 043-223-2703〉

- ・国・県・市町村・商工団体・金融機関等と合同で、被災企業向け支援説明会、

個別相談会の実施

10/3 館山市、10/4 南房総市・鋸南町、10/10 富津市、10/11 鴨川市
10/16 南房総市（2回目）、10/15 香取市、10/16 袖ヶ浦市、
10/17 芝山町、君津市、10/18 市原市、10/23 君津市（2回目）
災害救助法適用41市町村の被災企業を対象に、今後も各地域で順次開催
〈商工労働部 経済政策課 043-223-2703〉

(3) 観光施設の営業状況の公開

千葉県公式観光情報サイト「まるごとe!ちば」内に、「台風15号の影響について」のページを開設し、調査により確認できた県内観光施設の営業状況・再開情報を集約して掲載（千葉県ホームページのトップページにもリンク先を掲載）
〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉

4. ボランティアセンターの開設

市町村災害ボランティアセンターの活動の後方支援等を行うため、千葉県社会福祉協議会内に「千葉県災害ボランティアセンター」を開設

○開設日：9月12日

○災害ボランティアの受け入れ状況（10月11日11時時点）

- ・6市町のボランティアセンターで活動中（千葉市、成田市、袖ヶ浦市、富里市、匝瑳市、香取市）
- ・県内で、延べ23,172人のボランティアが参加

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-2176〉

5. 寄附金の受入れ

本県への寄附を希望される方のため、株式会社トラストバンクとの協定に基づき、インターネットによる寄附金の受入れを開始。

○受入開始日：9月12日

○寄付金サイト：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」令和元年台風15号災害支援・寄附

○千葉県への寄付額（10月14日9時時点）

3,688件 / 60,654,480円

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

6. 災害義援金の募集

被災された方々への見舞金として、義援金の募集を開始。

○受入開始日：9月17日

○受付銀行：千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

○県にお寄せいただいた義援金額（10月11日時点）

4,783件 / 733,831,106円

※この他、日本赤十字社、共同募金会でも災害義援金を募集している。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

7. 国への要望

- (1) 激甚災害の早期指定等を要望した。(9月18日)
〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-2174〉
- (2) 施設等の再建・修繕・撤去や、停電・断水等で被害を受けた農林漁業者等への支援措置等について、農林水産省に要望した。(9月24日)
〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉
- (3) 中小企業庁長官、関東経済産業局長が来庁し、知事から、局地激甚災害の指定による資金繰り支援の強化について、鋸南町だけでなく、台風15号により被災した企業を対象を広げるよう要望した。(9月25日)
〈商工労働部 経済政策課 043-223-2703〉
- (4) 被災企業に対し、災害復旧貸付の金利引下げや商店街支援、補助事業における優遇措置などの各種中小企業支援を講じるよう要望した。(9月25日)
〈商工労働部 経済政策課 043-223-2703〉
- (5) 市町村の災害廃棄物処理の迅速化に向け、被災市町村の財政負担の軽減や処分場の特例措置について、環境省に対し緊急要望をした。(9月25日)
※災害廃棄物処分場の特例措置について、10月1日(火)に環境省により特例省令が公布された。
〈環境生活部 環境政策課 043-223-4650〉
- (6) 観光施設等の復旧に係る支援制度の創設、千葉県観光に関する正確な情報発信、観光需要の早期回復のためのキャンペーンの実施について、国土交通省及び観光庁に対し緊急要望した。(10月2日)
〈商工労働部 観光企画課 043-223-2415〉
〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉
- (7) 被災企業に対する雇用調整助成金について、支給対象の拡大や助成率の引上げ等の特例を実施するよう要望した。(10月10日)
〈商工労働部 雇用労働課 043-223-2740〉

8. 被災された方々へのAI(人工知能)を活用した情報提供について

被災された方からの生活再建等に関するお問合せに24時間自動で対応するため、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との包括協定に基づく協力を得て、「LINE」上で、AIが質問に回答するAIチャットボットにより情報提供を行う。

〈総務部 行政改革推進課 043-223-2046〉

千葉県災害対策本部
 (千葉県防災危機管理部)
 令和元年11月13日
 043-223-2168

台風19号及び10月25日の大雨警報による災害に対する取組について

台風19号等による災害に対して、これまで県が関係機関とともに実施した主な取組をまとめました。(台風19号及び10月25日の大雨警報による災害に対する取組の発表は、本日をもって終了します。)

I 応急対策

1. 物資等支援

(1) 台風19号による市町村への物資支援(10月30日12時現在)

品目	数量	支援先市町村
アルファ化米	2,200食	山武市、館山市 南房総市、長南町
飲料水(500ml)	55,536本	千葉市、東金市、松戸市
クラッカー	2,750食	長南町、南房総市、山武市
ブルーシート	2,820枚	茂原市、鴨川市、松戸市、四街道市、匝瑳市、富里市、勝浦市
発電機	308台	九十九里町、市原市、南房総市、白子町、大網白里市、佐倉市、館山市、袖ヶ浦市、君津市、山武市、八街市、富里市、神崎町、旭市、勝浦市、酒々井町、芝山町、いすみ市、成田市、香取市、長生村、東庄町、御宿町、栄町、茂原市、松戸市、鴨川市、木更津市、多古町
ガソリン携行缶	35個	神崎町、佐倉市、勝浦市、南房総市、香取市、東庄町、大網白里市、富里市
毛布	15,850枚	鋸南町、館山市、松戸市、香取市、市原市、東金市、酒々井町、茂原市、長南町、東庄町、多古町、勝浦市、一宮町、山武市、匝瑳市、木更津市、旭市、いすみ市
使い捨てトイレ	1,600個	松戸市、神崎町
土のう袋	29,000枚	市原市、長南町、千葉市、匝瑳市、木更津市
投光器	94基	南房総市、君津市、八街市、勝浦市、御宿町、栄町

担架	1基	佐倉市
ダンボールベッド	10台	君津市

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175〉

(2) 10月25日大雨警報による市町村への物資支援(11月5日12時現在)

品目	数量	支援先市町村
ブルーシート	300枚	長柄町
発電機	8台	栄町
毛布	180枚	茂原市、長柄町
土のう袋	9,800枚	茂原市、長柄町、長南町

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175〉

(3) 給水等支援(10月20日時点(10月13日からの累計))

①給水

○対象：3市等(県が調整を行ったもので、断水していないものも含む)
(千葉市、鴨川市、かずさ水道広域連合企業団)

○活動給水車数：延べ16台

○活動機関：県企業局、旭市、習志野市、我孫子市、八匠水道企業団

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175〉

〈総合企画部 水政課 043-223-2272〉

○千葉県内福祉施設関係 6施設(10月20日現在)

○活動給水車数：5台

○活動機関：航空自衛隊

(防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175)

②県営水道の給水区域内11か所にある水道事務所・支所に分散して配備している

合計13台の給水車のうち、台風19号の際には、13日、14日に各4台、15日に1台を出動した。また、10月25日の大雨の際には、25日、26日、27日に各3台を出動した。

〈企業局 水道部 給水課 043-211-8693〉

③自衛隊給水支援活動対応

県企業局福増浄水場(市原市)において、自衛隊の給水車による給水活動を24時間体制で支援(給水車への補給)

実施回数：1回

〈企業局 水道部 浄水課 043-211-8662〉

- ④ホームページのトップページに、県民への広報として、「停電時の直結給水栓活用について（貯水槽式・直結増圧式給水方式の利用のお客様へ）」、「水道水のくみ置きについて」を掲載した。

〈企業局 管理部 総務企画課 043-211-8365〉

- ⑤被災市町村における生活関連情報（給水・充電等）の提供
市町村の情報を毎日取りまとめ、プレスリリース及び県ホームページに掲載。

〈総合企画部 報道広報課 043-223-2252〉

- ⑥「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づく、県内事業者からの応援給水の実施。

〈総合企画部 水政課 043-223-2272〉

⑦入浴

断水地域の住民の方へ入浴施設を提供。

- 活動地域：1市・1箇所

館山市	館山航空基地	10/14～10/17
-----	--------	-------------

- 活動機関：海上自衛隊

〈防災危機管理部 危機管理課 043-223-2175〉

⑧10月25日大雨警報の給水

- 対象：1市（鴨川市）

- 活動給水車数：延べ28台（10月25日～27日 3日間）

- 活動機関：県企業局、流山市、我孫子市、かずさ水道広域連合企業団、銚子市、南房総市、三芳水道企業団、八咫水道企業団

〈総合企画部 水政課 043-223-2272〉

（４）施設開放

- ①館山市からの要請に基づき、千葉県南総文化ホールを避難所として24時間対応で開放。

- 期間：10月12日～13日

- 利用者：207世帯491名

〈千葉県南総文化ホール 0470-22-1811〉

〈環境生活部 県民生活・文化課 043-223-4160〉

②蓮沼海浜公園

公園内の宿泊施設について、被災者向けに浴室を無料開放。

- 期間：10月13日～15日

〈県土整備部 公園緑地課 043-223-3930〉

③鴨川青年の家

入浴施設を開放。

○期間：10月14日～31日

14日（月）から31日（木）まで、入浴施設を開放

→31日（木）をもって終了

〈鴨川青年の家 04-7093-1666〉

④千葉県立農業大学校の浴室を開放（トイレ、休憩所、携帯電話の充電もできます）

○期間：10月15日～18日（9時～17時）※土日祝日を除く

〈千葉県立農業大学校 0475-52-5121〉

⑤千葉県立東部図書館

地域住民を対象に携帯電話の充電コーナーを臨時開設

○期間：10月13日（日）、14日（月）

⇒ 14日（月）午後5時をもって終了

〈千葉県立東部図書館 0479-62-7070〉

⑥千葉県文化会館

千葉市の要請により帰宅困難者一時滞在施設として準備の上、待機

○期間：10月25日（金）、26日（土）

〈環境生活部 県民生活・文化課 043-223-4160〉

⑦県庁舎・文書館

令和元年10月25日の大雨の影響で、千葉駅等で発生した帰宅困難者について、千葉市からの要請を受け、一時滞在施設を開設

○期間：10月25日（金）、26日（土）

〈総務部 管財課 043-223-2099〉

〈総務部 政策法務課 043-223-2169〉

（5）被災納税者に対する県税の申告等の期限の延長（台風15号からの継続）

県税に関する申告・納付等の期限を、地域を指定して当面の間延長することとしていたが、その期限を令和元年12月2日と指定した（指定地域は災害救助法の適用地域）。

※9月20日期限の延長に係る告示

10月21日期限の指定に係る告示

〈総務部 税務課 043-223-2128〉

（6）外国人支援（台風15号からの継続）

市町村への翻訳・通訳等の支援及び外国人相談窓口での相談受付を実施。

〈総合企画部 国際課 043-223-2436〉

(7) 廃棄物処理に関する市町村支援

- ①関東地方環境事務所の職員2名が常駐し、環境省と連携し対応
10月12日(土)から11月11日(月)
- ②廃棄物処理に関する仮置き場の飛散防止策等の周知 10月8日(火)から10月9日(水)
- ③一般廃棄物処理施設の管理者に対し、現在有しているゴミの処理や事前準備について周知 10月9日(水)、
- ④一般廃棄物処理施設の管理者に対し、被害の状況について情報収集を実施
10月12日から
- ⑤市町村が設置している災害廃棄物の仮置き場の現地確認、巡回支援
10月13日(日)から11月11日(月) 17市町村 延べ25名
- ⑥「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づく支援チームの常駐
〈環境生活部 循環型社会推進課 043-223-2645〉

2. 医療救護・社会福祉支援・災害保健活動

(1) 医療救護活動

- ①10月11日、台風15号対応に続き、台風19号対応のため、保健所、市町村、医療機関、関係団体との連携した医療救護活動ができるよう、「災害医療本部」の体制整備等を再構築。
- ②10月12日、災害医療コーディネーターを招集。被災状況を踏まえ、速やかな医療救護活動を開始するため、県庁本庁舎5階にDMAT調整本部、DPAT調整本部、県内9か所に活動拠点本部を立ち上げ。

【各活動拠点本部】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| <1> 東葛北部 (慈恵医大柏病院) | <6> 市原 (千葉労災病院) |
| <2> 東葛南部 (船橋市立医療センター) | <7> 山武・長生 (東千葉メディカルセンター) |
| <3> 印旛 (日本医科大学北総病院) | <8> 君津 (君津中央病院) |
| <4> 香取・海匝 (旭中央病院) | <9> 安房・夷隅 (亀田総合病院) |
| <5> 千葉 (千葉大学附属病院) | |

- ③EMISを活用するとともに、DMAT、保健所、市町村等と連携して、被災状況を収集。自家発電機の燃料の備蓄残量等を確認しつつ、関係部局を通じて電源車を要請するなど医療サービスに必要な支援を実施。

【DMAT等の活動】

- ・災害医療本部において、DMAT6人、DMAT補助員3人、DPAT2チーム、各活動拠点の病院において、各病院のDMAT有資格者31人が病院スクリーニング等の支援活動を実施。

※10月14日、医療機関の復旧が進んだことを踏まえ、災害医療本部を維持しつつ、DMAT調整本部及び活動拠点本部を中心とした体制から地域の保健所を中心とした体制に移行。また、DPATについても、DPAT調整本部によるオンコール体制に移行。

〈健康福祉部 医療整備課 043-223-3886〉

〈健康福祉部 障害者福祉推進課 043-223-2680〉

④10月11日午後1時まで全ての県立病院に災害対策本部を設置

〈病院局 経営管理課 043-223-3967〉

⑤10月25日の大雨対応

- ・県内医療機関について、10月25日から、EMISや電話により被災状況等を確認、浸水時に備えた助言を実施するとともに、被災医療機関には必要な支援が提供されるよう関係部局を通じて依頼。また、国や市町村、DMAT、県医師会等の関係機関とも随時情報を共有。
- ・浸水が確認された医療機関については、随時、電話によって入院診療に支障が出ていないことを確認。10月26日、県職員が直接出向き、改めて状況等を確認するとともに、必要な支援が提供されるよう関係部局を通じて調整。

〈健康福祉部 医療整備課 043-223-3886〉

(2) 社会福祉支援活動

①社会福祉施設の支援

県所管の709社会福祉施設について、10月12日から、継続的に被災状況、停電・断水の状況、入所者の状況及び支援ニーズ等の調査確認を実施し、確認結果に応じて、電源車・給水車の配車等を要請。

〈健康福祉部 高齢者福祉課 ほか 043-223-2327〉

②在宅要支援者等の支援（※台風15号からの継続）

安房地域4市町から、台風15号に伴う要介護者等の他地域介護施設での受入れについて、支援・調整するよう要望書が提出されたことを受け、受入れ施設の調査・調整を実施（9月26日～）するとともに、台風19号に伴う支援の必要性について確認。

〈健康福祉部 高齢者福祉課 043-223-2327〉

③10月25日の大雨対応

- ・県所管の709社会福祉施設について、10月25日から、被災状況、停電・断水の状況、入所者の状況及び支援ニーズ等の調査確認を実施。
- ・床上浸水が確認された8施設には、10月26日、県職員が直接出向き、状況や支援ニーズ等を確認。

〈健康福祉部 高齢者福祉課 ほか 043-223-2327〉

(3) 災害保健活動

①健康福祉センター（保健所）職員が、市町村保健師等と連携し、高齢者、障害者など在宅（避難所を含む）要支援者への健康状態の確認を実施。

〈健康福祉部 健康づくり支援課 043-223-2403〉

②10月25日の大雨対応

・避難所の巡回等により、避難所及び避難者等の状況を把握し、市町と連携して、健康状態の確認や、手洗い等の感染症予防の指導等、必要な保健活動を実施。

〈健康福祉部 健康づくり支援課 043-223-2403〉

・避難所での感染症対策や浸水家屋等の消毒方法について、市町村等に対して指導・助言を実施するとともに、県ホームページに掲載し、県民に広く周知。

〈健康福祉部 疾病対策課 043-223-2672〉

・水害を受けた食品営業施設の再開準備について、食中毒予防の観点からの注意事項を県ホームページに掲載するとともに、関係団体宛て文書を発出。

〈健康福祉部 衛生指導課 043-223-2638〉

(4) その他

①特殊栄養食品ステーションの開設（※台風15号からの継続）

9月13日から日本栄養士会の協力により、県健康づくり支援課内にアレルギー対応食品や流動食等の特殊栄養食品を備蓄し、健康福祉センターや市町村等の要請により配布。9月20日からは個人・施設からの個別相談・要望への対応も開始。

〈健康福祉部 健康づくり支援課 043-223-2667〉

②市町村への防疫用医薬品の提供（11月11日時点）

・勝浦市（塩化ベンザルコニウム500ml×10本、クレゾール500ml×10本）

・長南町（次亜塩素酸ナトリウム溶液600ml×10本）

・館山市（次亜塩素酸ナトリウム溶液600ml×10本、消毒用エタノール500ml×20本、速乾性擦式手指消毒薬20本）

・大網白里市（塩化ベンザルコニウム500ml×30本、速乾性擦式手指消毒薬20本）

〈健康福祉部 薬務課 043-223-2614〉

3. 被災市町村等への派遣

(1) 県職員の派遣

市町村からの要請に速やかに対応すべく、下記のとおり実施。

①市町村の被災状況や対応状況を把握するためリエゾンを派遣

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
-----	--------------	----

10月11日(金)	県内54市町村に各2名派遣	108名
10月12日(土)	成田市(3名)、佐倉市(3名)、四街道市(3名)、長生村(3名)、県内50市町村に各2名派遣	112名
10月13日(日)	成田市(3名)、長生村(3名)、県内52市町村に各2名派遣	110名
10月14日(月)	千葉市(2名)、市原市(2名)、柏市(2名)、我孫子市(2名)、印西市(2名)、成田市(3名)、富里市(2名)、八街市(2名)、香取市(2名)、多古町(2名)、東庄町(2名)、神崎町(2名)、銚子市(2名)、旭市(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、大網白里市(2名)、九十九里町(2名)、芝山町(2名)、横芝光町(2名)、長南町(1名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、袖ヶ浦市(2名)、いすみ市(2名)、勝浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	62名
10月15日(火)	千葉市(2名)、市原市(2名)、印西市(2名)、富里市(2名)、八街市(2名)、香取市(2名)、多古町(2名)、東庄町(2名)、銚子市(2名)、旭市(2名)、匝瑳市(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、大網白里市(2名)、九十九里町(2名)、芝山町(1名)、横芝光町(2名)、長南町(1名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、袖ヶ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	50名
10月16日(水)	市原市(2名)、八街市(2名)、香取市(2名)、多古町(2名)、銚子市(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、袖ヶ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	30名
10月17日(木)	市原市(2名)、多古町(2名)、銚子市(2名)、東金市(2名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ヶ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	23名
10月18日(金)	市原市(2名)、多古町(2名)、銚子市(2名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ヶ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	21名
10月19日(土)	市原市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ヶ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	15名
10月20日(日)	市原市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、	15名

	袖ヶ浦市 (2名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	
10月21日 (月)	市原市 (2名)、多古町 (2名)、君津市 (2名)、富津市 (1名)、袖ヶ浦市 (2名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	17名
10月22日 (火)	市原市 (2名)、君津市 (2名)、富津市 (1名)、袖ヶ浦市 (2名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	15名
10月23日 (水)	市原市 (2名)、多古町 (2名)、君津市 (2名)、富津市 (1名)、袖ヶ浦市 (2名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	17名
10月24日 (木)	市原市 (2名)、君津市 (2名)、富津市 (1名)、袖ヶ浦市 (2名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	15名
10月25日 (金)	千葉市 (2名)、市原市 (2名)、佐倉市 (2名)、茂原市 (1名)、長柄町 (1名)、長南町 (1名)、君津市 (2名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	19名
10月26日 (土)	千葉市 (2名)、市原市 (2名)、佐倉市 (3名)、四街道市 (1名)、成田市 (1名)、八街市 (1名)、東金市 (1名)、山武市 (1名)、大網白里市 (1名)、茂原市 (2名)、長柄町 (3名)、長南町 (3名)、木更津市 (1名)、君津市 (2名)、袖ヶ浦市 (1名)、館山市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	33名
10月27日 (日)	千葉市 (2名)、市原市 (2名)、佐倉市 (3名)、四街道市 (1名)、東金市 (1名)、大網白里市 (1名)、茂原市 (2名)、長柄町 (3名)、長南町 (3名)、君津市 (2名)、館山市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	26名
10月28日 (月)	千葉市 (2名)、市原市 (2名)、佐倉市 (2名)、四街道市 (1名)、大網白里市 (1名)、茂原市 (1名)、長柄町 (1名)、長南町 (1名)、君津市 (2名)、鋸南町 (2名)、鴨川市 (2名)	17名
10月29日 (火)	千葉市 (2名)、市原市 (2名)、佐倉市 (2名)、四街道市 (1名)、大網白里市 (1名)、茂原市 (1名)、長柄町 (1名)、長南町 (1名)、君津市 (2名)、鋸南町 (2名)	15名
10月30日 (水)	千葉市 (2名)、市原市 (2名)、佐倉市 (2名)、四街道市 (1名)、大網白里市 (1名)、茂原市 (1名)、長柄町 (1名)、長南町 (1名)、君津市 (2名)	13名

10月31日(木)	市原市(2名)、佐倉市(2名)、大網白里市(1名)、 茂原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	8名
11月1日(金)	市原市(1名)、佐倉市(2名)、大網白里市(1名)、 茂原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	7名
11月2日(土)	市原市(1名)、大網白里市(1名)、長柄町(1名)	3名
11月3日(日)	市原市(1名)、大網白里市(1名)、長柄町(1名)	3名
11月4日(月)	市原市(1名)、大網白里市(1名)、長柄町(1名)	3名
11月5日(火)	市原市(1名)、佐倉市(2名)、大網白里市(1名)、 長柄町(1名)、長南町(1名)	6名
11月6日(水)	市原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	3名
11月7日(木)	市原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	3名
11月8日(金)	市原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	3名
11月9日(土)	長柄町(1名)	1名
11月10日(日)	長柄町(1名)	1名
11月11日(月)	市原市(1名)、長柄町(1名)	2名

【延べ776名】

〈災害対策本部 現地派遣班 043-223-3338〉

②物資配付・避難所支援・技術職員など

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
10月11日(金)	君津市(5名)	5名
10月12日(土)	千葉市(1名)、八街市(22名)、君津市(5名)	28名
10月13日(日)	千葉市(3名)、市原市(6名)、鴨川市(7名)、 君津市(15名)	31名
10月14日(月)	八街市(4名)、銚子市(2名)、鴨川市(8名)、 君津市(12名)	26名
10月15日(火)	多古町(3名)、館山市(11名)、南房総市(19名)、 鋸南町(9名)、君津市(18名)	60名
10月16日(水)	多古町(3名)、旭市(3名)、館山市(11名)、 南房総市(13名)、鋸南町(11名)、君津市(8名)、 富津市(1名)	50名
10月17日(木)	佐倉市(1名)、多古町(3名)、旭市(3名)、館 山市(13名)、南房総市(13名)、鋸 南町(10名)、君津市(5名)、富津市(6名)	54名
10月18日(金)	多古町(3名)、旭市(3名)、館山市(17名)、 南房総市(13名)、鋸南町(10名)、君津市(8 名)、富津市(4名)	58名
10月19日(土)	館山市(27名)、南房総市(10名)、鋸南町(8 名)、富津市(4名)、横芝光町(1名)	50名
10月20日(日)	館山市(33名)、南房総市(18名)、鋸南町(8 名)、富津市(4名)、横芝光町(1名)	64名

10月21日(月)	多古町(3名)、旭市(3名)、東金市(5名)、館山市(39名)、南房総市(24名)、鋸南町(10名)、君津市(2名)、富津市(8名)、横芝光町(1名)、袖ヶ浦市(1名)	96名
10月22日(火)	館山市(21名)、南房総市(9名)、鋸南町(12名)、横芝光町(1名)	43名
10月23日(水)	多古町(3名)、東庄町(1名)、旭市(3名)、館山市(28名)、南房総市(9名)、鋸南町(12名)、君津市(2名)、富津市(4名)、袖ヶ浦市(5名)、山武市(2名)、横芝光町(1名)、芝山町(2名)	72名
10月24日(木)	佐倉市(1名)、多古町(3名)、東庄町(1名)、旭市(3名)、館山市(23名)、南房総市(9名)、鋸南町(12名)、君津市(2名)、富津市(3名)、袖ヶ浦市(5名)、山武市(3名)、横芝光町(1名)、芝山町(2名)、九十九里町(2名)	70名
10月25日(金)	銚子市(1名)、市川市(1名)、船橋市(1名)、館山市(9名)、木更津市(1名)、松戸市(1名)、野田市(1名)、茂原市(1名)、成田市(1名)、佐倉市(1名)、東金市(1名)、旭市(4名)、習志野市(1名)、柏市(1名)、勝浦市(1名)、市原市(1名)、流山市(1名)、八千代市(1名)、我孫子市(1名)、鴨川市(7名)、君津市(3名)、富津市(5名)、浦安市(1名)、四街道市(1名)、袖ヶ浦市(6名)、八街市(1名)、印西市(1名)、白井市(1名)、富里市(1名)、南房総市(10名)、匝瑳市(1名)、香取市(1名)、山武市(1名)、いすみ市(1名)、大網白里市(1名)、酒々井町(1名)、栄町(1名)、神崎町(1名)、多古町(4名)、東庄町(2名)、九十九里町(3名)、芝山町(3名)、横芝光町(2名)、一宮町(1名)、睦沢町(1名)、長生村(1名)、白子町(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)、大多喜町(1名)、御宿町(1名)、鋸南町(11名)	108名
10月26日(土)	千葉市(2名)、銚子市(1名)、館山市(17名)、茂原市(1名)、東金市(1名)、旭市(1名)、市原市(1名)、我孫子市(1名)、鴨川市(13名)、富津市(5名)、袖ヶ浦市(3名)、南房総市(7名)、匝瑳市(1名)、山武市(7名)、いすみ市(1名)、大網白里市(1名)、東庄町(2名)、横芝光町(1	83名

	名)、一宮町(1名)、長生村(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)、鋸南町(13名)	
10月27日(日)	市原市(1名)、東庄町(1名)、茂原市(8名)、長柄町(1名)、長南町(1名)、東金市(1名)、山武市(4名)、大網白里市(1名)、館山市(3名)、鴨川市(13名)、鋸南町(13名)、富津市(2名)、袖ヶ浦市(3名)	52名
10月28日(月)	富里市(1名)、多古町(6名)、山武市(5名)、九十九里町(1名)、芝山町(2名)、茂原市(9名)、館山市(2名)、鴨川市(1名)、南房総市(6名)、鋸南町(11名)、君津市(2名)、富津市(2名)	48名
10月29日(火)	館山市(2名)、茂原市(9名)、鴨川市(4名)、君津市(2名)、富津市(4名)、富里市(2名)、南房総市(9名)、山武市(3名)、多古町(7名)、九十九里町(2名)、芝山町(2名)、長南町(4名)、鋸南町(2名)	52名
10月30日(水)	館山市(2名)、茂原市(9名)、鴨川市(4名)、君津市(2名)、富津市(2名)、富里市(2名)、南房総市(9名)、山武市(2名)、多古町(7名)、九十九里町(1名)、鋸南町(2名)	42名
10月31日(木)	館山市(2名)、茂原市(19名)、佐倉市(1名)、鴨川市(4名)、君津市(2名)、富津市(2名)、富里市(2名)、南房総市(9名)、山武市(2名)、多古町(7名)、九十九里町(1名)、鋸南町(2名)	53名
11月1日(金)	館山市(2名)、茂原市(19名)、 <u>市原市(2名)</u> 、鴨川市(4名)、君津市(2名)、富津市(4名)、富里市(2名)、南房総市(10名)、山武市(2名)、多古町(5名)、長南町(4名)、鋸南町(2名)	<u>58名</u>
11月2日(土)	館山市(<u>8名</u>)、茂原市(18名)、富里市(<u>1名</u>)、南房総市(<u>6名</u>)、山武市(1名)、鋸南町(<u>2名</u>)	<u>36名</u>
11月3日(日)	館山市(<u>8名</u>)、茂原市(16名)、富津市(1名)、富里市(2名)、南房総市(<u>6名</u>)、山武市(1名)、鋸南町(<u>2名</u>)	<u>36名</u>
11月4日(月)	館山市(<u>4名</u>)、茂原市(15名)、富里市(2名)、南房総市(6名)、鋸南町(<u>2名</u>)	29名
<u>11月5日(火)</u>	<u>館山市(2名)、茂原市(13名)、市原市(5名)、鴨川市(4名)、君津市(1名)、富津市(1名)、富里市(2名)、南房総市(10名)、山武市(1名)、多古町(4名)、長柄町(7名)、鋸南町(2名)</u>	<u>52名</u>
<u>11月6日(水)</u>	<u>館山市(2名)、茂原市(5名)、市原市(5名)、鴨川市(4名)、君津市(1名)、富津市(1名)、</u>	<u>44名</u>

	富里市(2名)、南房総市(10名)、山武市(1名)、 多古町(4名)、長柄町(7名)、鋸南町(2名)	
11月7日(木)	館山市(3名)、佐倉市(1名)、市原市(2名)、 鴨川市(4名)、君津市(1名)、富津市(1名)、 富里市(2名)、南房総市(10名)、山武市(1名)、 多古町(4名)、長柄町(7名)、鋸南町(2名)	38名
11月8日(金)	館山市(3名)、市原市(2名)、鴨川市(4名)、 君津市(1名)、富津市(1名)、富里市(2名)、 南房総市(10名)、山武市(1名)、 多古町(4名)、長柄町(5名)、鋸南町(2名)	35名
11月9日(土)	館山市(2名)、市原市(4名)、富里市(2名)、 南房総市(4名)、山武市(1名)、長柄町(5名)、 鋸南町(3名)	21名
11月10日(日)	館山市(1名)、市原市(4名)、富津市(1名)、 富里市(2名)、南房総市(6名)、山武市(1名)、 長柄町(5名)、鋸南町(2名)	22名
11月11日(月)	館山市(1名)、佐倉市(4名)、市原市(4名)、 鴨川市(4名)、君津市(1名)、富津市(1名)、 富里市(2名)、南房総市(10名)、山武市(1名)、 多古町(4名)、長柄町(1名)、鋸南町(3名)	36名

[合計 延べ1,552名]

※各部局からの技術職員、住家被害認定業務等の支援を含みます。

〈災害対策本部 応援受援班 043-223-3405〉

③健康福祉部「現地情報連絡員」の配置

- ・医療機関や社会福祉施設において、通信手段の途絶等により、ライフラインの被害状況が確認できない等の場合に備え、現地へ直接出向いて状況把握を行う「現地情報連絡員」(健康福祉センター(保健所)職員)を配置。
- ・通信手段として、衛星電話を各健康福祉センター(保健所)に1台配備(停電時の連絡体制確保)

〈健康福祉部 健康福祉政策課 043-223-2610〉

④災害廃棄物処理関係職員派遣

- ・仮置き場の運営支援

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
10月15日(火)	南房総市(6名)、館山市(11名)、鋸南町(8名)	25名
10月16日(水)	南房総市(6名)、館山市(6名) 鋸南町(8名) 富津市(1)	21名
10月17日(木)	南房総市(6名)、館山市(6名) 鋸南町(8名) 富津市(4名)	24名
10月18日(金)	南房総市(6名)、館山市(6名) 鋸南町(8名)	24名

	富津市 (4名)	
10月19日 (土)	南房総市 (6名)、館山市 (11名)、鋸南町 (8名) 富津市 (4名)	29名
10月20日 (日)	南房総市 (6名)、館山市 (11名)、鋸南町 (8名) 富津市 (4名)	29名
10月21日 (月)	南房総市 (6名)、館山市 (6名)、富津市 (5名)	17名
10月22日 (火)	館山市 (11名)、鋸南町 (2名)	13名
10月23日 (水)	鋸南町 (2名)、富津市 (3名)	5名
10月24日 (木)	鋸南町 (2名)、富津市 (2名)	4名
10月25日 (金)	富津市 (1名)	1名
10月26日 (土)	鋸南町 (2名)、富津市 (2名)	4名
10月27日 (日)	鋸南町 (2名)、富津市 (2名)	4名
10月28日 (月)	富津市 (1名)	1名
10月29日 (火)	茂原市 (2名)	2名
10月30日 (水)	茂原市 (2名)	2名
10月31日 (木)	茂原市 (2名)	2名
11月 1日 (金)	茂原市 (2名)	2名
11月 2日 (土)	茂原市 (2名)	2名
11月 3日 (日)	茂原市 (2名)	2名
11月 4日 (月)	茂原市 (2名)	2名
11月 5日 (火)	長柄町 (4名)	4名
11月 6日 (水)	長柄町 (5名)	5名
11月 7日 (木)	長柄町 (5名)	5名
11月 8日 (金)	長柄町 (5名)	5名
11月 9日 (土)	長柄町 (5名)	5名
11月10日 (日)	長柄町 (5名)	5名

[合計 延べ244名]

・補助金・発注業務支援

活動日	派遣先市町村 (活動人数)	合計
10月16日 (水)	鋸南町 (2名)	2名
10月17日 (木)	鋸南町 (2名)、富津市 (2名)	4名
10月18日 (金)	鋸南町 (2名)	2名
10月21日 (月)	富津市 (2名)	2名
10月25日 (金)	富津市 (2名)	2名
10月29日 (火)	富津市 (2名)	2名
11月 1日 (金)	富津市 (2名)	2名

[合計 延べ16名]

(環境生活部 環境政策課 043-223-2645)

⑤県企業局「連絡調整員」の派遣

千葉市の応急給水活動を支援するため、連絡調整員として職員を延べ2名派遣 (10月12日～13日)。

〈企業局 水道部 給水課 043-211-8693〉

⑥罹災証明書の発行に必要な住家被害認定業務を応援するため、被害の大きかった市町に派遣。（台風15号からの継続）

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月16日（月） ～ 9月30日（月）	館山市（22名）、市原市（24名）、鴨川市（13名）、 富津市（25名）、袖ヶ浦市（8名）、八街市（5名）、 富里市（6名）、南房総市（17名）、芝山町（2名）、 横芝光町（1名）、多古町（1名）、鋸南町（76名）	200名
10月1日（火）	館山市（9名）、鴨川市（2名）、富津市（4名）、 袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、 芝山町（2名）、鋸南町（4名）	28名
10月2日（水）	館山市（9名）、鴨川市（2名）、富津市（4名）、 袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、 芝山町（2名）、鋸南町（3名）	27名
10月3日（木）	館山市（10名）、鴨川市（2名）、富津市（6名）、 袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、 芝山町（2名）、鋸南町（3名）	30名
10月4日（金）	館山市（16名）、鴨川市（3名）、富津市（5名）、 袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、 芝山町（2名）、横芝光町（1名）、鋸南町（4名）	38名
10月5日（土）	館山市（14名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、 南房総市（3名）、鋸南町（2名）	27名
10月6日（日）	館山市（15名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、 南房総市（3名）、鋸南町（3名）	29名
10月7日（月）	館山市（8名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、 多古町（2名）、鋸南町（2名）	20名
10月8日（火）	館山市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）	9名
10月9日（水）	館山市（2名）、佐倉市（3名）、鴨川市（1名）、 富津市（3名）、袖ヶ浦市（3名）	12名
10月10日（木）	館山市（2名）、佐倉市（3名）、鴨川市（1名）、 富津市（3名）、袖ヶ浦市（2名）	11名
10月20日（日）	館山市（2名）、南房総市（1名）	3名
10月21日（月）	館山市（11名）、南房総市（4名）	15名
10月22日（火）	南房総市（1名）	1名
10月23日（水）	館山市（10名）、南房総市（1名）	11名
10月24日（木）	館山市（10名）、南房総市（1名）	11名
10月25日（金）	館山市（3名）、南房総市（1名）	4名
10月26日（土）	館山市（1名）、富津市（1名）、南房総市（1名）	3名
11月2日（土）	館山市（2名）	2名
11月3日（日）	館山市（2名）	2名

11月4日(月)	館山市(1名)	1名
----------	---------	----

[合計 延べ484名]

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

4. 現状把握・応急復旧体制の整備

○県土整備部「現状把握・応急復旧体制の整備」

- ・台風19号の接近及び通過後の巡視・点検の実施、被害状況の把握及び報告、必要に応じた応急復旧が速やかに実施できるよう出先機関の体制を強化することとし、10月11日から14日まで、本庁から全土木事務所などへ68名の応援体制を整備。

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

- ・10月25日の大雨の影響による市町村が管理する公共土木施設の被害状況を迅速に把握するため、53市町村(政令市を除く)へ本庁及び土木事務所から県土整備部職員をリエゾンとして派遣。(10月25日～11月1日延べ86名)

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

- ・10月25日の大雨の影響により被災した、市町が管理する公共土木施設について、被害調査(施設、規模、被害額等の把握)支援のため土木事務所から職員を派遣。(10月29日、四街道市4名、八街市2名、長南町2名)

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

- ・住宅被害に係る支援制度の市町受付窓口を応援するため、10月28日から県職員を派遣。(11月11日現在延べ150名)

〈県土整備部 県土整備政策課 043-223-3117〉

- ・10月25日の大雨による被災において、被災宅地危険度判定の実施が困難な市町村からの支援要請に応じ、危険度判定のための県職員を派遣。(11月11日現在、館山市、八街市、大網白里市、酒々井町、長柄町、長南町へ派遣)

〈県土整備部 都市計画課 043-223-3245〉

○ダムの洪水調節

・台風19号

亀山ダム(君津市 小櫃川)において、洪水に備えダムの貯水位を低下させるため事前放流を実施。(10月10～11日)

高滝ダム(市原市 養老川)の下流域において、洪水被害のおそれを低減するため、洪水調整(※)を実施。(10月12日)

・10月25日の大雨

高滝ダム(市原市 養老川)亀山ダム(君津市 小櫃川)、片倉ダム(君津市 小櫃川)、矢那川ダム(木更津市 高田川)の下流域において、洪水被害のおそれを低減するため、洪水調節を実施。(10月25日)

※ 洪水により川の水位が一気に増水することを防ぐため、ダムに流入する水量の一部を一時的にダムに貯留し、水量を減らして下流へ流すことにより洪水に備える措置。

〈県土整備部 河川整備課 043-223-3165〉

○千葉港・木更津港における水門陸閘操作

千葉港、木更津港において、高潮により潮位が高まり、AP+3mを超えると予測されたことから、水門19基、陸閘40基を閉鎖したが、千葉港では最大潮位AP+2.6mを記録したのち収まってきていると確認できたので、すべての水門及び陸閘を開放した。

〈県土整備部 港湾課 043-223-3858〉

○海老川水門における水門・排水機場操作

千葉港海岸船橋地区、船橋排水機場・海老川水門において、内水の貯留容量確保を目的として海老川の水位を低下させるため、台風19号が接近し外水位が上がる前に、水門・排水機場の操作を実施。

〈県土整備部 港湾課 043-223-3858〉

5. 自衛隊への災害派遣要請

○福祉施設等向け給水支援（航空自衛隊）

停電により給水困難となった県内の福祉施設等への応急給水支援

○輸送支援（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊）

利根川の水位が氾濫危険水位に達したことによる、香取市の避難者搬送の支援

○入浴支援（海上自衛隊）

停電・断水等により入浴できないことによる健康被害を防ぐための入浴支援

○停電復旧作業等のための倒木伐採支援（陸上自衛隊）

停電の早期復旧に向けて、電力復旧等の妨げになっている倒木の伐採を実施

○人命救助（陸上自衛隊、航空自衛隊）

要支援者の被災者住宅においてブルーシートの補修等の支援を実施

○人命救助（陸上自衛隊）

千葉市及び茂原市、佐倉市における行方不明者の捜索（10月25日の大雨）

II 復旧・復興支援活動

1. 被災した事業者に対する支援等

- (1) 10月9日、金融機関や保証機関に対し、必要がある場合は速やかな資金供給をす
るよう依頼。

〈農林水産部 団体指導課 043-223-3074〉

- (2) 10月10日、共済組合に対し、早期の支払いを行うよう依頼した。また、各農業協同組合に対し、農協が所有する共同利用施設に被害が発生した場合は、報告するよう依頼。

〈農林水産部 団体指導課 043-223-3074〉

- (3) 台風通過後、13日、14日にかけて、農業事務所、林業事務所、水産事務所、漁港事務所の職員が現場に赴き、被害状況の確認を行い、その後、速やかに集計作業を実施。

〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉

- (4) 搾乳機器の貸し出し

停電が続き通常の搾乳機器が使用できない酪農家に対して、小型の搾乳機器一式を貸し出した(千葉県みるく農業協同組合及び安房農業協同組合を通じて、酪農家に搾乳機器3セットを貸与)。

〈農林水産部 畜産総合研究センター 043-445-4511〉

- (5) 10月25日の大雨対応

25日の大雨に係る被害について、26日、27日にかけて、農業事務所、林業事務所、水産事務所、漁港事務所の職員が現場に赴き、被害状況の確認を行い、その後、速やかに集計作業を実施。

〈農林水産部 農林水産政策課 043-223-2807〉

- (6) 中小企業への支援

- ・金融・経営相談窓口の設置
- ・県制度融資のセーフティネット資金において、新たに台風19号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への金融支援を実施(一般枠)
- ・上記に加え、災害救助法適用市町村において、売上の減少など、経営安定に支障が生じている中小企業者への金融支援を追加(市町村認定枠)
- ・上記に加え、激甚災害法に基づく災害対象区域に指定された千葉県内の中小企業者への金融支援を追加(激甚災害枠)

〈商工労働部 経営支援課 043-223-2707〉

- ・被災企業に対する依頼試験手数料等の免除(産業支援技術研究所、東葛テクノプラザ)

〈商工労働部 産業振興課 043-223-2718〉

- (7) 観光施設の営業状況の公開(台風15号からの継続)

千葉県公式観光情報サイト「まるごとe!ちば」内に、「台風15号・19号の影響について」のページを開設し、調査により確認できた県内観光施設の営業状況・再開

情報を集約して掲載（千葉県ホームページのトップページにもリンク先を掲載）

〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉

(8) 観光PRイベント等の実施

市町村・観光事業者・ちばプロモーション協議会と連携し、都内での観光PRイベント（10/21～24）やJR駅頭における観光PRキャラバン（10/21）、宿泊料金割引による誘客プロモーション（10/21～）、千葉県観光商談会（10/25）を実施

〈商工労働部 観光誘致促進課 043-223-2412〉

2. 公共土木施設の復旧

○県が管理する国道・県道の復旧状況（11月7日時点）

・台風19号

台風19号の影響により27路線36箇所で発生した全面通行止めについて、応急復旧を実施し11月7日までにすべて解消。

・10月25日の大雨

10月25日の大雨の影響により48路線84箇所で発生した全面通行止めについて、応急復旧を実施し11月6日までにすべて解消。

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3140〉

○利根川の水位上昇に伴う巡視活動の強化

利根川沿川では、水位上昇に伴う浸水が懸念されるため、利根川の水位や満潮位時刻を考慮し1日2回の巡視を実施。（10月13～16日）

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3140〉

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3149〉

○海岸への漂着物の撤去

台風19号により発生した海岸漂着物について、撤去作業を実施し、現在7海岸(※)10箇所のうち5箇所で撤去作業完了、5箇所で継続作業中。

なお、波打ち際に堆積した漂着物について、海へ再流出しないよう、波の影響がない位置まで移動済。

※ 木更津海岸、富津海岸、大佐和海岸、天羽海岸、白渚地区海岸、瀬戸地区海岸、南九十九里二号海岸

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3154〉

○ダム貯水池の流竹木の撤去

10月25日の大雨により高滝ダム及び亀山ダムに漂着した流竹木について、撤去作業を実施し、11月8日に亀山ダム、11月10日に高滝ダムの作業を完了。

〈県土整備部 河川整備課 043-223-3165〉

○千葉港北袖ヶ浦地区への漂着物の撤去

千葉港北袖ヶ浦地区の漂着物について、撤去作業を実施し、10月30日（水）に作業完了。

〈県土整備部 港湾課 043-223-3858〉

○印旛沼水位上昇に伴う対応

10月25日の大雨による印旛沼の水位上昇に伴う漏水防止のため、大型土のう及び盛土による堤体補強等の応急対策を実施。

印旛沼の水位を低下させるため、大和田排水機場及び印旛排水機場の稼働による排水に加え、国の協力により印旛排水機場において排水ポンプ車4台で排水活動を実施。

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3154〉

○排水ポンプ車の活用

10月25日の大雨により佐倉市の(一)鹿島川、大網白里市の(二)小中川周辺で発生した浸水域の解消のため、国の協力を得て排水ポンプ車計5台で排水活動を実施。

〈県土整備部 河川整備課 043-223-3165〉

○県管理河川における越水・内水

10月25日の大雨で発生した越水・内水による浸水は29日までにすべて解消。

越水を確認した箇所：19箇所

内水を確認した箇所：6箇所

〈県土整備部 河川環境課 043-223-3154〉

○被災者支援（※台風15号からの継続）

災害救助のための車両通行について、千葉県の有料道路の無料通行措置を実施。

【対象車両】

- ① 自治体が災害救助のために使用する車両
- ② 災害ボランティア車両

【対象路線】

千葉外房有料道路、東金九十九里有料道路、利根かもめ有料道路、銚子連絡道路、九十九里有料道路

〈千葉県道路公社 043-227-9331〉

○道路占用料の免除

被災者の経済的な負担の軽減を図ることを目的として、災害復旧のための工事・作業に伴う道路占用料を免除する。

免除の対象とする占有物件

- (1) 工事前板囲、足場、詰所その他の工事前施設
- (2) 土石、竹木、瓦その他の工事前材料
- (3) その他、道路占用料を免除することが適当であると認められるもの

〈県土整備部 道路環境課 043-223-3135〉

3. 被災された方々へのA I（人工知能）を活用した情報提供について（※台風15号からの継続）

被災された方からの生活再建等に関するお問合せに24時間自動で対応するため、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との包括協定に基づく協力を得て、「LINE」上で、A Iが質問に回答するA Iチャットボットにより情報提供を行う。

〈総務部 行政改革推進課 043-223-2046〉

4. 被災者生活再建支援法の適用

台風15号及び19号により、全壊、大規模半壊等の被害があった世帯に対し、支援金を支給。

適用地域：県内全域

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

5. 住まいに関する支援

(1) 被災家屋の修繕等に対する支援

①住宅の補修工事に関する情報提供（※台風15号からの継続）

被災した住宅の補修工事（ブルーシート張りを含む）が可能な業者の情報を県ホームページに掲載。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

②被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅被害への支援

災害救助法による住宅の応急修理については、一部損壊のうち損害割合が10%以上の住宅も対象となり、30万円相当の支援が国から示された。さらに県の独自支援を加え、応急修理と合わせ上限50万円の支援を実施。

災害救助法の対象とならない半壊及び一部損壊については、国の交付金に県の独自支援を加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金として工事費の20%、上限50万円の支援を実施。

市町村においては住宅被害に係る支援制度の受付窓口等を10月29日から順次設置し受付を開始。（11月11日現在、28市町設置済）

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3184〉

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

③住宅被害相談窓口の設置（台風15号からの継続）

ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、台風15号及び、台風19号及び10月25日の大雨の被災者向けの相談窓口を開設。

鋸南町	9月25日(水)～10月 1日(火)
	10月18日(金)～10月24日(木)
鴨川市、富津市、南房総市	9月28日(土)～10月 4日(金)
館山市	10月 2日(水)～10月 8日(火)
木更津市、君津市、袖ヶ浦市	10月 5日(土)～10月11日(金)
市原市、八街市	10月15日(火)～10月20日(日)

芝山町	10月23日(水)～10月25日(金)
成田市	10月30日(水)～10月31日(木)
茂原市	<u>11月15日(金)～11月21日(木)</u>
香取市	<u>11月16日(土)～12月1日(日)の土日</u>
長柄町	<u>11月16日(土)</u>

今後、相談窓口を順次拡大していく。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

④被災住宅工事相談窓口の設置

一般社団法人全国木造建設業協会の協力を得て、住宅の修理を必要とする被災者に対して、見積作成や工事を請け負う業者を紹介する電話窓口を11月7日から設置。

また、南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町において、対面窓口を設置。

南房総市

11月11日(月)から毎週月曜日、水曜日

館山市、鴨川市、鋸南町

11月15日(金)から毎週火曜日、金曜日

〈県土整備部 住宅課 043-223-3195〉

(2) 住まいの提供

①賃貸型応急住宅（台風15号からの継続）

台風15号、台風19号及び10月25日の大雨で災害救助法が適用された41市町村で住宅に甚大な被害を受けた被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施。

10月10日(木)から募集を開始。11月11日現在、6件契約。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3228〉

②県営住宅の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県営住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○県営住宅102戸（千葉地区7戸、東葛・葛南地区4戸、北総地区10戸、香取・海匝・山武地区15戸、君津・安房地区43戸、市原地区20戸、長生地区3戸）

11月11日現在、42戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

③県職員住宅の提供

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県職員住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○矢作職員住宅（千葉市中央区）2戸

〈総務部 総務ワークステーション 043-350-2112〉

④県教職員住宅の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県教職員住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受入れ開始：10月29日

○教職員住宅10戸（千葉市緑区3戸、南房総市7戸）

11月11日現在、千葉市1戸入居決定

南房総市5戸入居決定

〈教育庁 福利課 043-223-4125〉

⑤国家公務員宿舎の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた国家公務員宿舎の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○国家公務員合同宿舎20宿舎225戸

（千葉市28戸、習志野市46戸、船橋市1戸、松戸市8戸、柏市33戸、

成田市57戸、鎌ヶ谷市19戸、銚子市2戸、印西市21戸、木更津市10戸）

11月11日現在、15戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

⑥市町村公営住宅の提供（台風15号からの継続）

被災者を受け入れ可能な市町村公営住宅の情報を県ホームページ等で一括情報提供を行っている。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

⑦旅館・ホテルの提供（台風15号からの継続）

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を活用し、協力宿泊施設の情報を対象市町村に提供。

○利用対象者：高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方

○対象市町村に情報提供した協力宿泊施設数：67施設（11月11日時点）

○施設の提供内容：宿泊場所、食事及び入浴施設

○情報提供開始月日：9月13日

〈健康福祉部 衛生指導課 043-223-2627〉

6. ボランティアセンターの開設（台風15号からの継続）

市町村災害ボランティアセンターの活動の後方支援等を行うため、千葉県社会福祉

協議会内に「千葉県災害ボランティアセンター」を開設

○開設日：9月12日

○災害ボランティアの受け入れ状況（11月12日18時時点）

・7市町でボランティアセンターを開設（千葉市、成田市、佐倉市、市原市、君津市、長柄町、長南町）

・県内で、延べ31,680人のボランティアが参加

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

7. 寄附金の受入れ（台風15号からの継続）

本県への寄附を希望される方のため、株式会社トラストバンクとの協定に基づき、インターネットによる寄附金の受入れを開始。

○受入開始日：9月12日（10月31日 受入れ窓口を追加）

○寄付金サイト：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」令和元年台風15号災害支援・寄附、令和元年台風19号・21号災害支援・寄附

○千葉県への寄付額（11月13日15時時点）

台風15号 4,247件 / 71,187,904円

台風21号に伴う大雨 1,066件 / 20,379,689円

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

8. 災害義援金の募集（台風15号からの継続）

被災された方々への見舞金として、義援金の募集を開始。

○受入開始日：9月17日

○受付銀行：千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

○県にお寄せいただいた義援金額（11月13日15時時点）

9,061件 / 1,037,102,003円

※この他、日本赤十字社、共同募金会でも災害義援金を募集している。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

9. 災害廃棄物処理実行計画の策定

早期の復旧・復興に向けて、県内で発生した災害廃棄物の処理が適正かつ・迅速に行われるよう必要な事項を定めた。

○策定日時：10月24日（木）

〈環境生活部 循環型社会推進課 043-223-2645〉

令和元年台風15号(第119報)及び台風19号(第62報)について
 (これは速報であり、数値等は今後修正することがあります。)

1 被害状況(台風15号について) ※1

※下線は前回からの変更箇所

人的被害	死者 ※2	2人	富里市1、南房総市1
		内災害関連 死者 2人	富里市1、南房総市1
	重傷者	11人	千葉市1、東金市1、旭市3、市原市1、富津市1、 浦安市1、富里市1、栄町2
	軽傷者	73人	千葉市12、市川市2、船橋市2、館山市1、木更津市4、 野田市1、旭市4、柏市2、市原市15、我孫子市1、 君津市7、富津市1、浦安市2、四街道市2、八街市1、 印西市2、富里市5、匝瑳市1、香取市3、大網白里市1、 酒々井町1、栄町2、九十九里町1
住家被害	全壊	409棟	千葉市13、市川市1、館山市91、木更津市2、成田市8、 東金市2、旭市2、勝浦市1、市原市49、流山市1、 鴨川市2、君津市14、富津市51、袖ヶ浦市9、八街市10、 印西市11、富里市2、南房総市94、匝瑳市4、香取市2、 山武市7、酒々井町1、多古町1、九十九里町1、 横芝光町1、大多喜町2、鋸南町27
	半壊	4,281棟	千葉市228、銚子市4、市川市24、船橋市19、館山市1,504、 木更津市20、松戸市5、茂原市31、成田市66、佐倉市14、 東金市11、旭市5、習志野市4、柏市2、勝浦市2、 市原市221、流山市1、八千代市10、鴨川市44、鎌ヶ谷市13、 君津市142、富津市240、四街道市7、袖ヶ浦市137、 八街市75、印西市13、富里市25、南房総市929、匝瑳市15、 香取市40、山武市53、いすみ市11、大網白里市7、 酒々井町5、神崎町3、多古町7、東庄町2、九十九里町1、 芝山町2、横芝光町9、一宮町1、白子町4、長柄町3、 大多喜町4、御宿町2、鋸南町316
	一部損壊	71,624棟	千葉市6,025、銚子市373、市川市341、船橋市595、 館山市4,659、木更津市3,848、松戸市231、野田市62、 茂原市829、成田市1,637、佐倉市1,333、東金市1,406、 旭市2,351、習志野市291、柏市250、勝浦市202、 市原市6,601、流山市95、八千代市522、我孫子市37、 鴨川市1,722、鎌ヶ谷市150、君津市3,993、富津市3,109、 浦安市27、四街道市825、袖ヶ浦市2,663、八街市2,628、 印西市308、白井市60、富里市1,051、南房総市5,430、 匝瑳市2,185、香取市4,149、山武市2,313、いすみ市256、 大網白里市1,095、酒々井町336、栄町331、神崎町184、 多古町1,489、東庄町488、九十九里町673、芝山町216、 横芝光町1,161、一宮町133、睦沢町26、長生村303、 白子町195、長柄町96、長南町39、大多喜町226、 御宿町59、鋸南町2,017

	床上浸水	38 棟	千葉市 3、市川市 5、柏市 2、市原市 6、鎌ヶ谷市 7、富津市 3、袖ヶ浦市 1、南房総市 1、山武市 9、一宮町 1
	床下浸水	58 棟	千葉市 4、市川市 15、船橋市 4、成田市 2、柏市 1、市原市 3、鎌ヶ谷市 21、富津市 1、四街道市 1、印西市 2、山武市 3、大網白里市 1
がけ崩れ		5 箇所	東金市 2、館山市 1、富津市 2
地すべり		1 箇所	南房総市 1
道路被害 (全面通行 止め:19 日 12 時時点)	国道	0 箇所	
	県道	1 箇所	(一) 犬掛館山線 南房総市犬掛～南房総市富浦町居倉
	市町村道	20 箇所 ※ 3	
火 災	住 家	全焼	0 棟
		半焼	0 棟
		焼損	0 棟
	危険物	0 箇所	
	その他非住家	0 箇所	
非住家 被害	全壊	381 件	千葉市 1、銚子市 2、木更津市 7、成田市 7、習志野市 1、市原市 1、八千代市 2、君津市 9、袖ヶ浦市 67、南房総市 260、いすみ市 15、九十九里町 7、御宿町 2
	半壊	601 件	船橋市 1、木更津市 26、成田市 21、佐倉市 5、八千代市 2、鎌ヶ谷市 3、君津市 38、袖ヶ浦市 83、南房総市 416、栄町 3、九十九里町 1、一宮町 1、御宿町 1
	一部損壊	6,892 件	銚子市 55、市川市 13、船橋市 46、館山市 1、木更津市 1,060、成田市 116、佐倉市 71、東金市 1,366、旭市 8、習志野市 23、柏市 9、勝浦市 72、市原市 118、流山市 9、八千代市 32、鴨川市 66、鎌ヶ谷市 5、君津市 199、浦安市 8、袖ヶ浦市 260、印西市 1、南房総市 1,715、いすみ市 73、大網白里市 80、酒々井町 8、栄町 18、多古町 1,013、十九里町 52、芝山町 90、一宮町 73、睦沢町 12、長生村 36、長柄町 47、長南町 12、大多喜町 116、御宿町 9

※ 1 被害状況については、「災害報告取扱要領」に基づき記載しております。

※ 2 災害関連死者の概要については、別紙 1 のとおり

※ 3 通行止め箇所の内訳：住家へのアクセス路ではなく利用が限定的な箇所 [8 箇所]。住家までの迂回ルートを確認済みで、路肩決壊などにより復旧工事完了までの間通行止めとなる箇所 [12 箇所]。

2 被害状況（台風19号について）※4

人的被害	死者	1人	市原市1
	行方不明	0人	
	重傷者	3人	市原市2、南房総市1
	軽傷者	23人	千葉市4、船橋市1、木更津市1、習志野市1、柏市2、市原市10、我孫子市1、鎌ヶ谷市1、南房総市1、香取市1
住家被害	全壊	32棟	市原市32
		〔内半壊から 0棟〕	
		〔内一部損壊から 0棟〕	
	半壊	270棟	銚子市8、市川市4、船橋市1、木更津市1、松戸市4、柏市1、勝浦市1、市原市240、流山市1、鴨川市5、いすみ市3、大網白里市1
		〔内一部損壊から 1棟〕	大網白里市1
	一部損壊	5,665棟	千葉市77、銚子市17、市川市217、船橋市193、木更津市345、松戸市193、野田市22、佐倉市54、東金市6、旭市28、柏市217、勝浦市72、市原市3,402、流山市46、鴨川市301、鎌ヶ谷市37、白井市23、匝瑳市9、いすみ市288、大網白里市23、栄町47、多古町7、長南町3、大多喜町38
	床上浸水	25棟	銚子市25
床下浸水	69棟	銚子市69	
がけ崩れ		0箇所	
地すべり		0箇所	
道路被害 (全面通行止め)	国道	0箇所	
	県道	0箇所	
	市町村道	0箇所	
火災	住家	全焼	0棟
		半焼	0棟
		焼損	0棟
	危険物	0箇所	
	その他非住家	0箇所	
ライフライン関係	<p>台風15号及び19号による県内水道事業者における断水及び停電は復旧しております。</p> <p>※低圧線または引込線の断線や、建物内の設備不具合に起因し、停電している場合があります。</p>		

非住家 被害	全壊	6 棟	市原市 3、いすみ市 3
		(内半壊から 0 棟)	
	半壊	(内一部損壊から 0 棟)	
		5 棟	柏市 1、いすみ市 4
	一部損壊	(内一部損壊から 0 棟)	
		174 棟	市川市 1、船橋市 20、松戸市 3、佐倉市 1、東金市 16、 柏市 35、勝浦市 1、流山市 3、鎌ヶ谷市 3、 いすみ市 51、多古町 1、長南町 2、大多喜町 37

※4 被害状況については、「災害報告取扱要領」に基づき記載しております。なお、被害の概要については、別紙2のとおりとなります。

3 配備体制等

○県の体制

9月 8日	12:58	情報収集体制（設置）	
9月 10日	09:00	災害対策本部（第1配備）	
10月 11日	13:25	災害対策本部（第2配備）	
10月 15日	16:30	災害対策本部（第1配備）	
10月 25日	17:00	災害対策本部（第2配備）	※10月25日の大雨警報に伴う配備
10月 30日	17:00	災害対策本部（第1配備）	
11月 13日	17:15	災害対策本部（廃止）	

○災害対策本部設置市町村

台風15号及び19号による県内市町村の災害対策本部は全て廃止されました。

4 避難勧告等

台風15号及び19号による県内の避難勧告等は全て解除されました。

5 避難所情報

県内の避難所は全て閉鎖されました。

6 気象状況等（銚子地方气象台等）

台風15号及び19号による県内の警報等は全て解除されました。

※ 最新の避難所情報や避難勧告等については、千葉県防災ポータルサイトを御確認ください。

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>

令和元年台風15号による人的被害の概要（令和元年12月23日現在）

○人的被害

死者	発生場所	発生日時	年齢	性別	状況
1名	富里市	9月9日	80歳代	男	災害関連死 ：台風第15号の影響により停電が発生し、被災者が自宅にて酸素吸入器から携帯用の酸素ポンベの利用に切り替えようとした途中で倒れ死亡したと推測される。
1名	南房総市	9月10日	90歳代	女	災害関連死 ：台風第15号の影響での停電による熱中症の疑いで死亡。

死者については、これ以上の情報は現在ありません。追加情報がありましたら、その都度発表させていただきます。

令和元年台風19号による人的被害、住家被害の概要（令和2年3月12日現在）

○人的被害

死者	発生場所	発生日時		年齢	性別	状況
1名	市原市下野	10月12日	10時5分、医師により死亡確認	50歳代	男	市原市において竜巻と推定された突風が発生。横倒しになった車両から救出された50歳代男性1名が、搬送後、医師により死亡を確認。

重傷者	発生場所	発生日時		年齢	性別	状況
1名	南房総市検儀谷(けぎや)	10月12日	13時50分安房郡市消防本部が覚知	70歳代	男	車から車外にでたところ、風にあおられ転倒し、頭部を負傷。鋸南町から町民である旨報告を受けた。
1名	市原市永吉(ながよし)	10月12日	「千葉県災害見舞金」の申請によるもの	70歳代	女	竜巻と推定された突風により自宅が倒壊し、家具の下敷きとなり受傷した。
1名	市原市下野(しもの)	10月12日	「千葉県災害見舞金」の申請によるもの	80歳代	女	竜巻と推定された突風により自宅が倒壊し、家具の下敷きとなり受傷した。

○住家被害

全壊	発生場所	発生日時	状況
9棟	市原市下野または永吉	10月12日	竜巻と推定された突風による倒壊。
1棟	市原市潤井戸	10月12日	竜巻と推定された突風による倒壊。
3棟	市原市五井	10月12日	暴風被害による倒壊。
3棟	市原市新堀	10月12日	暴風被害による倒壊。
2棟	市原市永吉	10月12日	暴風被害による倒壊。
2棟	市原市能満	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市下野	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市栢橋	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市今富	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市佐是	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市山田	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市若宮	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市浅井小向	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市島野	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市廿五里	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市馬立	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市飯沼	10月12日	暴風被害による倒壊。
1棟	市原市武士	10月12日	暴風被害による倒壊。

死者・重傷者・住家被害の全壊については、これ以上の情報は現在ありません。追加情報がありましたら、その都度発表させていただきます。

令和元年10月25日の大雨警報について(第54報)
 (これは速報であり、数値等は今後修正することがあります。)

1 被害状況 ※1

※下線は前回からの変更箇所

人的被害	死者	11人	千葉市3、茂原市2、佐倉市1、市原市1、長柄町2、長南町2
	行方不明	0人	
	重傷者	1人	長南町1
	軽傷者	5人	千葉市2、旭市1、市原市1、四街道市1
住家被害	全壊	35棟	千葉市8、茂原市3、佐倉市2、東金市1、市原市13、大網白里市1、長柄町5、長南町2
	半壊	1,716棟	千葉市16、茂原市1,597、佐倉市8、市原市55、鴨川市3、四街道市1、八街市10、富里市1、大網白里市3、酒々井町2、長柄町4、長南町16
	一部損壊	<u>1,842</u> 棟	千葉市36、船橋市9、茂原市1,437、佐倉市57、東金市5、勝浦市6、市原市97、鴨川市17、四街道市3、八街市50、香取市2、大網白里市45、酒々井町1、長柄町41、長南町34、大多喜町2
	床上浸水	448棟	千葉市31、館山市2、東金市1、市原市73、鴨川市7、袖ヶ浦市1、八街市50、富里市1、南房総市5、山武市61、大網白里市47、長生村1、長柄町107、長南町61
	床下浸水	828棟	千葉市73、船橋市2、館山市1、佐倉市30、東金市1、旭市4、勝浦市1、市原市103、八千代市5、我孫子市4、鴨川市28、君津市1、富津市1、四街道市5、袖ヶ浦市4、八街市155、富里市78、南房総市33、匝瑳市2、山武市48、いすみ市3、大網白里市97、酒々井町12、栄町5、九十九里町6、長柄町38、長南町88
がけ崩れ	31箇所	千葉市4、佐倉市2、東金市1、市原市11、大網白里市1、長柄町6、長南町3、茂原市3	
地すべり	0箇所		
道路被害 (全面通行止め:19日12時時点)	国道	0箇所	
	県道	0箇所	
	市町村道	<u>43</u> 箇所 ※2	
火災	住家	全焼	0棟
		半焼	0棟
		焼損	0棟
	危険物	0箇所	
	その他非住家	0箇所	

ライフ ライン 関係	10月25日の大雨による県内水道事業体における断水及び停電は復旧しております。 ※低圧線または引込線の断線や、建物内の設備不具合に起因し、停電している場合があります。		
	全壊	9件	長柄町1、長南町8
非住家 被害	半壊	4件	佐倉市2、長柄町2
	一部損壊	49件	船橋市4、佐倉市6、東金市8、勝浦市1、栄町1、長南町27、大多喜町2

※1 被害状況については、「災害報告取扱要領」に基づき記載しております。なお、被害の概要については、別紙のとおりとなります。

※2 通行止め箇所の内訳：住家へのアクセス路ではなく利用が限定的な箇所〔24箇所〕。住家までの迂回ルートを確認済みで、路肩決壊などにより復旧工事完了までの間通行止めとなる箇所〔18箇所〕、及び電線に絡む倒木撤去などの東京電力等の作業に合せ復旧する箇所〔1箇所〕。

2 配備体制等

○県の体制

10月25日 17:00 災害対策本部（第2配備）
10月30日 17:00 災害対策本部（第1配備）
11月13日 17:15 災害対策本部（廃止）

○災害対策本部設置市町村

10月25日の大雨警報による県内市町村の災害対策本部は全て廃止されました。

3 避難勧告等

県内の避難勧告等は全て解除されました。

4 避難所情報

県内の避難所は全て閉鎖されました。

5 気象情報等

県内の警報等は全て解除されました。

※ 最新の避難所情報や避難勧告等については、千葉県防災ポータルサイトを御確認ください。

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>

令和元年10月25日の大雨警報による人的及び住家被害の概要（令和2年3月12日現在）

○人的被害

死者	発生場所	発生日時	年齢	性別	状況
1名	千葉市 緑区 誉田町	10月25日	60歳代	女	がけ崩れにより死亡
1名	千葉市 緑区 板倉町	10月25日	60歳代	男	がけ崩れにより死亡
1名	千葉市 緑区 誉田町	10月25日	40歳代	女	がけ崩れにより死亡
1名	長柄町 立鳥	10月25日	80歳代	男	大雨に伴う道路冠水による車両水没により死亡
1名	長柄町 鶴谷	10月25日	50歳代	男	大雨により車両ごと河川に流され死亡
1名	長南町 千手堂	10月25日	80歳代	男	大雨に伴う道路冠水による車両水没により死亡（車外）
1名	長南町 岩川地先	10月25日	90歳代	男	大雨に伴う道路冠水による車両水没により死亡（車内）
1名	市原市 郡本	10月25日	50歳代	女	土砂崩れとみられる災害による死亡
1名	茂原市 長清水	10月25日	70歳代	男	一宮川の明治橋の土手で発見された
1名	茂原市 内長谷	10月25日	50歳代	女	10月29日10時8分、茂原市内長谷474-2付近にて、うつ伏せに倒れている状況で発見。13時50分、医師による死亡確認。
1名	佐倉市	10月25日	80歳代	男	行方不明届により捜索していた浦安市民について、西印旛沼飯野干拓付近で発見され10月29日死亡確認。
重傷	発生場所	発生日時	年齢	性別	状況
1名	長南町 坂本	10月25日	80歳代	男	土砂に巻き込まれ右足負傷

死者・行方不明者については、これ以上の情報は現在ありません。追加情報がありましたら、その都度発表させていただきます。

○住家被害

全壊	発生場所	発生日時	状況
5棟	千葉市 緑区 誉田町	10月25日	がけ崩れにより住宅5棟全壊
1棟	千葉市 緑区 板倉町	10月25日	がけ崩れにより住宅1棟全壊
1棟	千葉市 緑区 小食土町	10月25日	がけ崩れにより住宅1棟全壊
1棟	千葉市 緑区 土気町	10月25日	がけ崩れにより住宅1棟全壊
2棟	長柄町 刑部	10月25日	土砂崩れにより住宅2棟全壊
1棟	長柄町 金谷	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	長柄町 味庄	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	長柄町 桜谷	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	長南町 坂本	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	長南町 坂本	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	佐倉市 岩富町	10月25日	がけ崩れにより住宅1棟全壊
1棟	佐倉市 城内町	10月25日	がけ崩れにより住宅1棟全壊
1棟	大網白里市 南玉	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	東金市 山田	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	茂原市 上太田	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	茂原市 真名	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	茂原市 桂	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊

3棟	市原市 東国吉	10月25日	土砂崩れにより住宅3棟全壊
1棟	市原市 大作	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 西国吉	10月25日	浸水被害により住宅1棟全壊
1棟	市原市 滝口	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 下矢田	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 米原	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 古敷谷	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 能満	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 田尾	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 田尾	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊
1棟	市原市 小谷部	10月25日	土砂崩れにより住宅1棟全壊

報道発表案件

更新日：令和元(2019)年11月8日

令和元年台風第15号等による被害に伴う災害救助法の適用について

発表日：令和元年9月12日

(令和元年11月8日更新)

防災危機管理部防災政策課

令和元年台風第15号による停電により、県内市町村において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としているため、災害救助法を適用します。

※台風第19号、10月25日の大雨による被害にも適用されています

適用市町村（25市15町1村）

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

適用年月日

令和元年9月9日から

適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

災害救助法の適用による効果

災害救助法の適用により、市町村が行う災害救助活動のうち、避難所の設置、食料等の配布の経費について、国と県が負担することとなる。

（参考）救助の種類

- | | |
|------------------|-------------------------|
| <1>避難所、応急仮設住宅の設置 | <6>住宅の応急修理 |
| <2>食品、飲料水の給与 | <7>学用品の給与 |
| <3>被服、寝具等の給与 | <8>埋葬 |
| <4>医療、助産 | <9>死体の搜索及び処理 |
| <5>被災者の救出 | <10>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

関連リンク

☛ [災害救助法による救助に関する事務の一部委任について](#)

よくある質問

[よくある質問一覧ページへ](#)

お問い合わせ

所属課室：[防災危機管理部防災政策課被災者支援班](#)

電話番号：043-223-3404

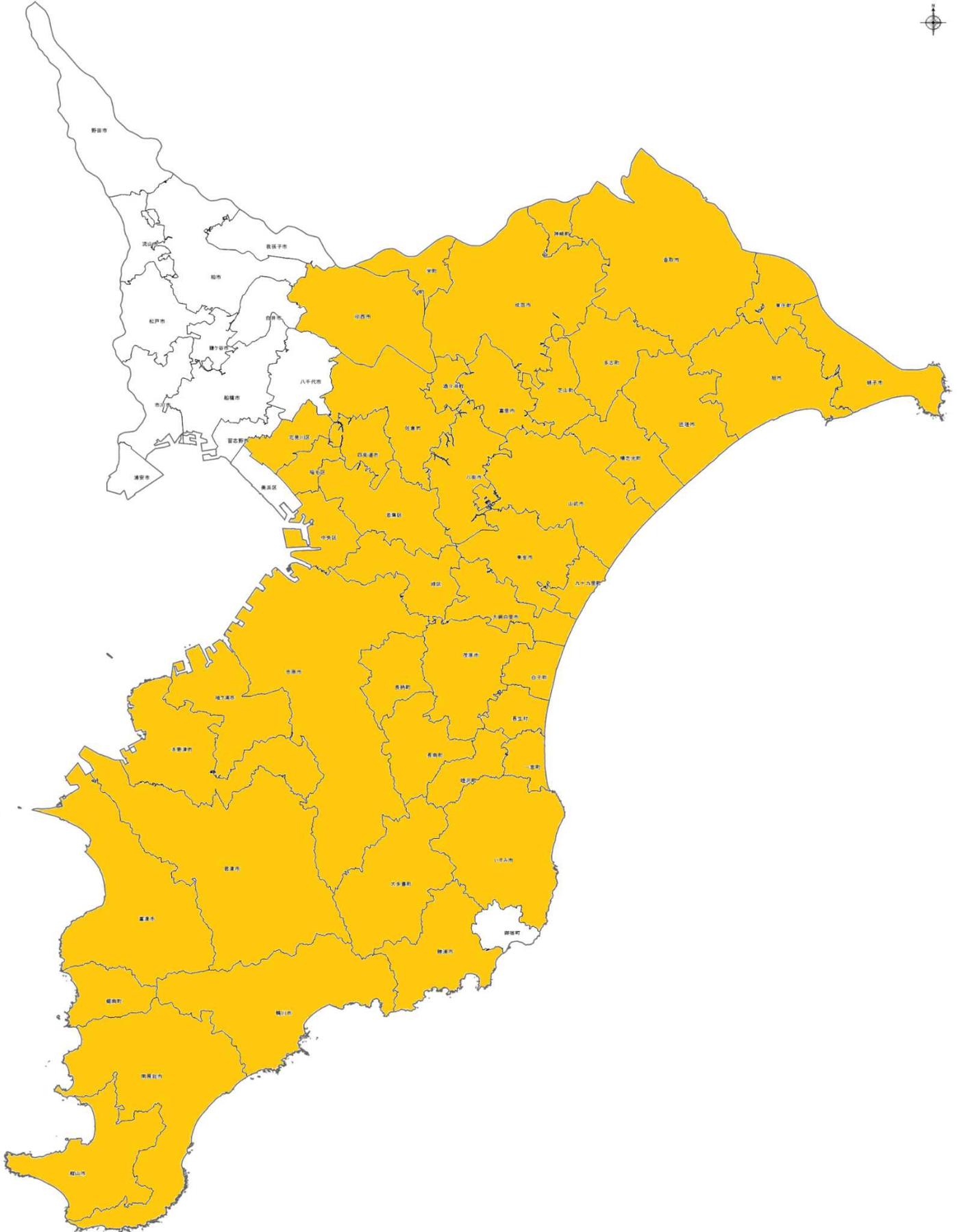
ファックス番号：043-222-5208

☛ [メールでお問い合わせ](#)

千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号：043-223-2110（代表） 法人番号：4000020120006

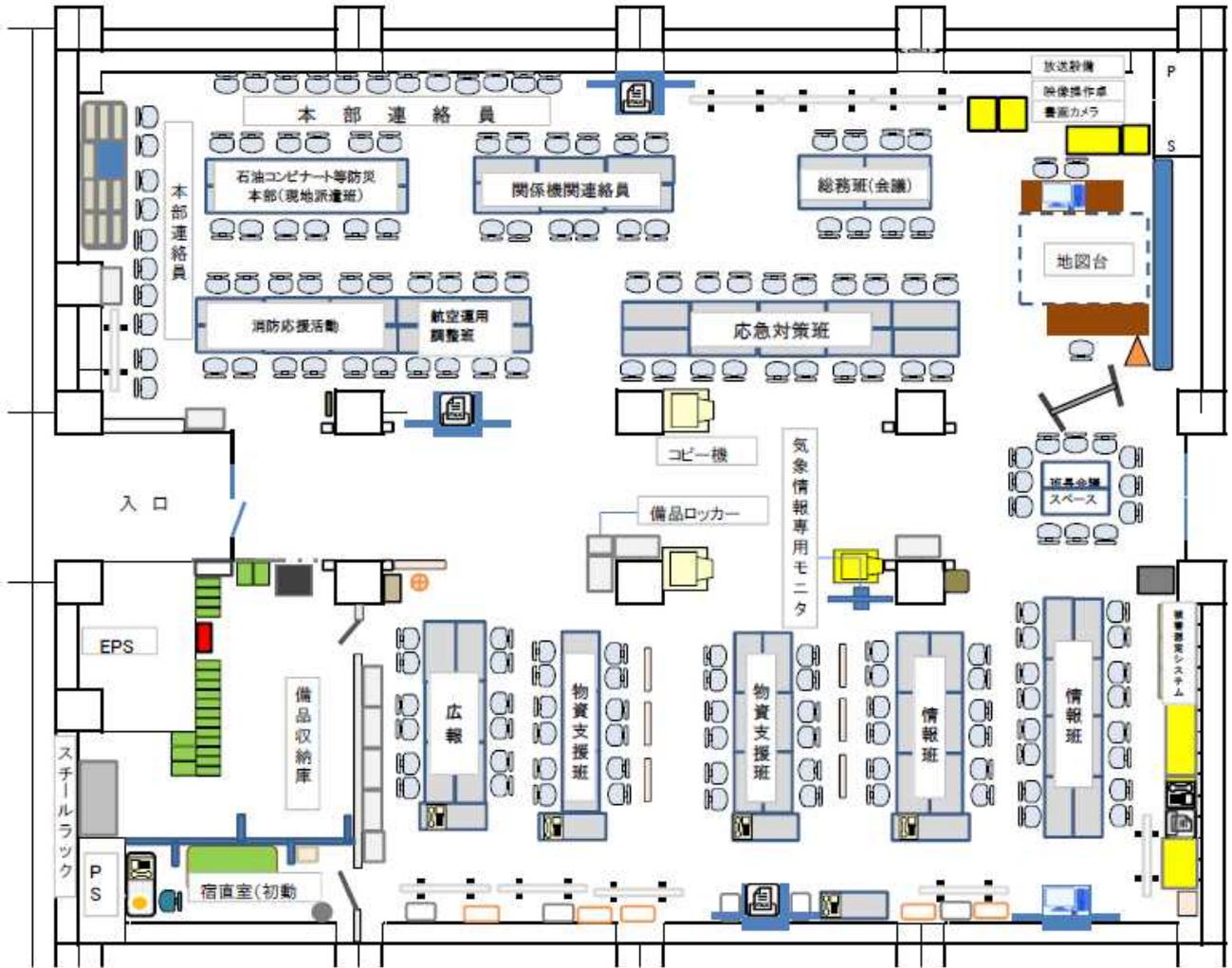
Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.

(参考：災害救助法適用市町村)

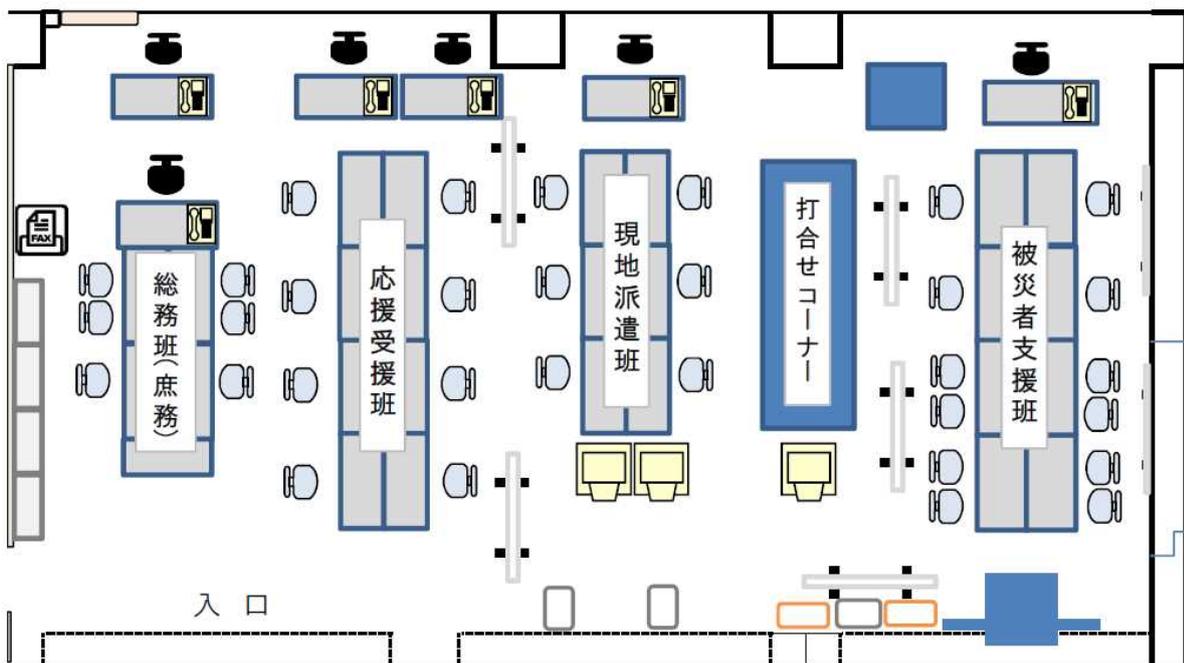


災害対策本部事務局の配置図

<災害対策本部事務局 危機管理課内(中庁舎6階) 配置図>



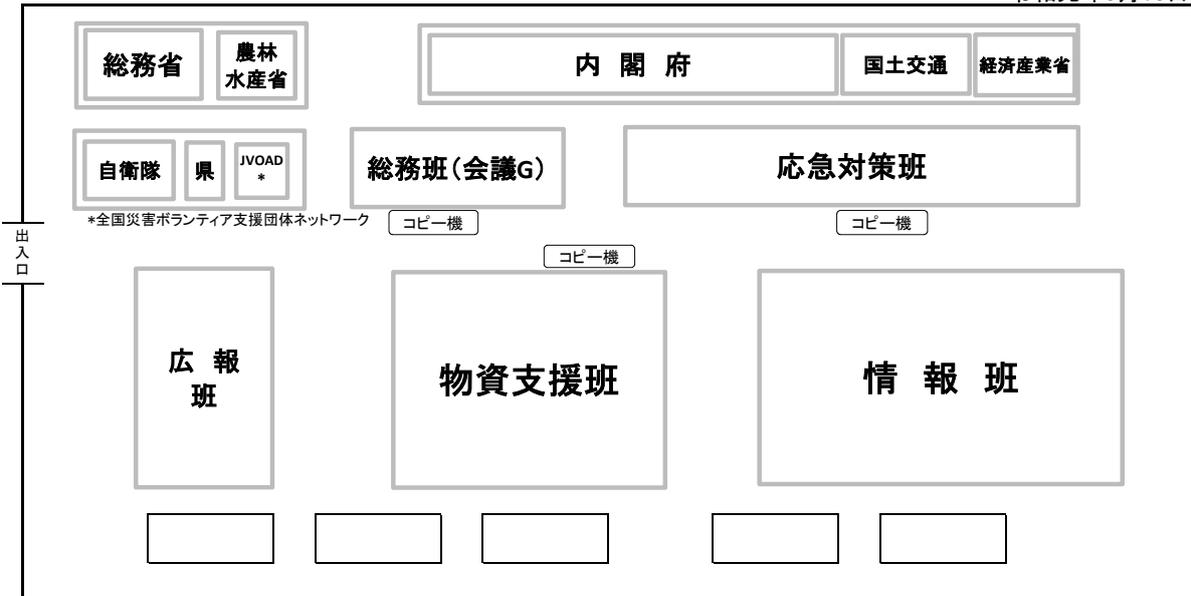
<災害対策本部事務局 防災政策課(中庁舎6階) 配置図>



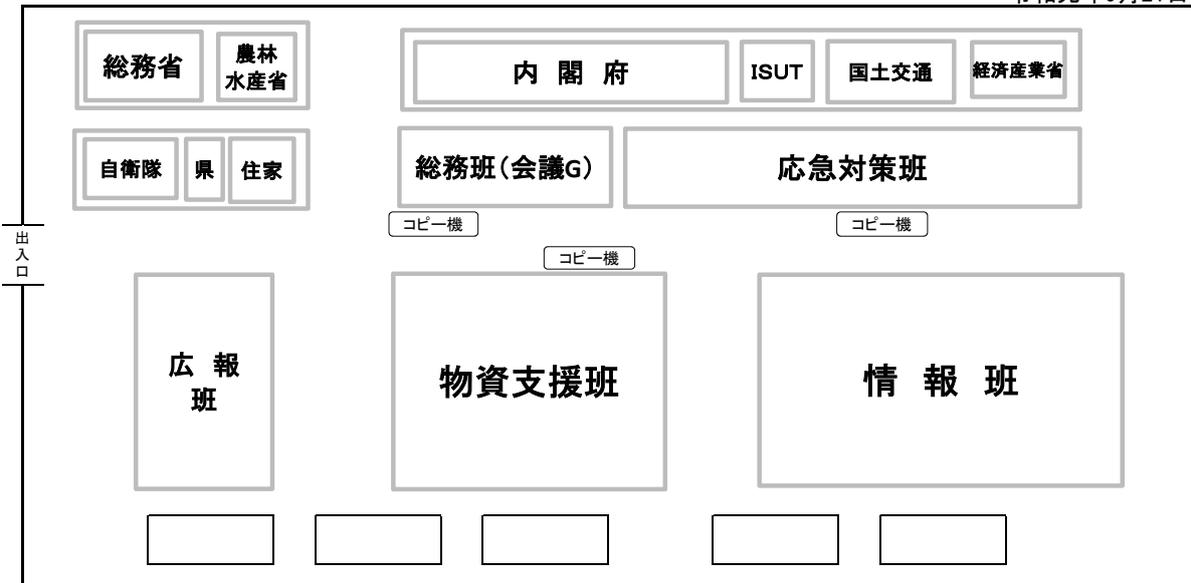
実際の災害対策本部事務局の配置

<災害対策本部事務局 危機管理課内(中庁舎6階) 配置図>

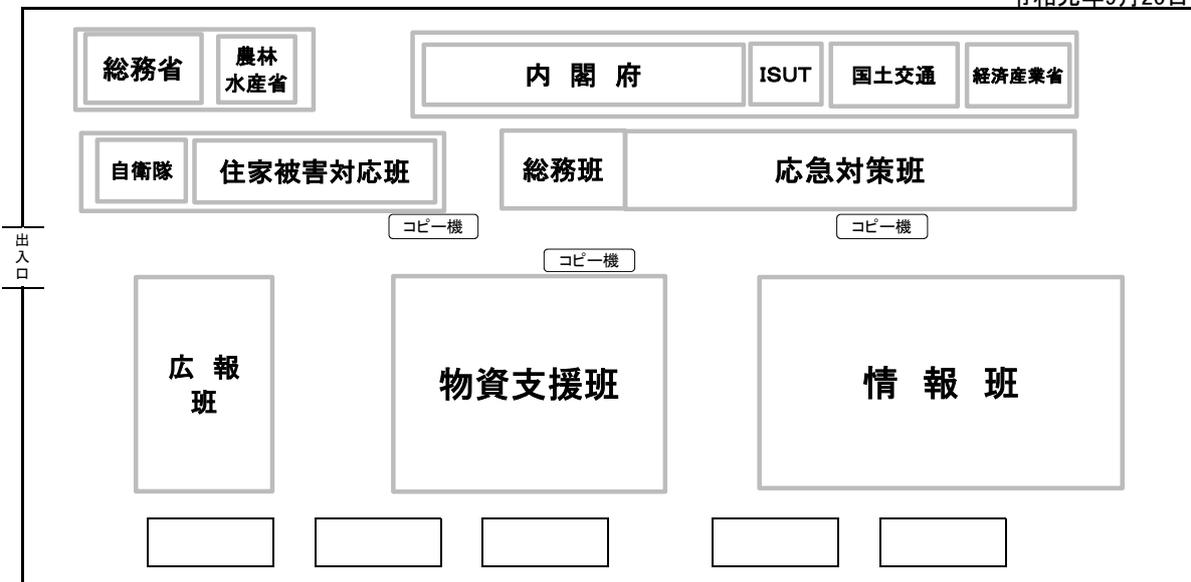
令和元年9月16日



令和元年9月21日

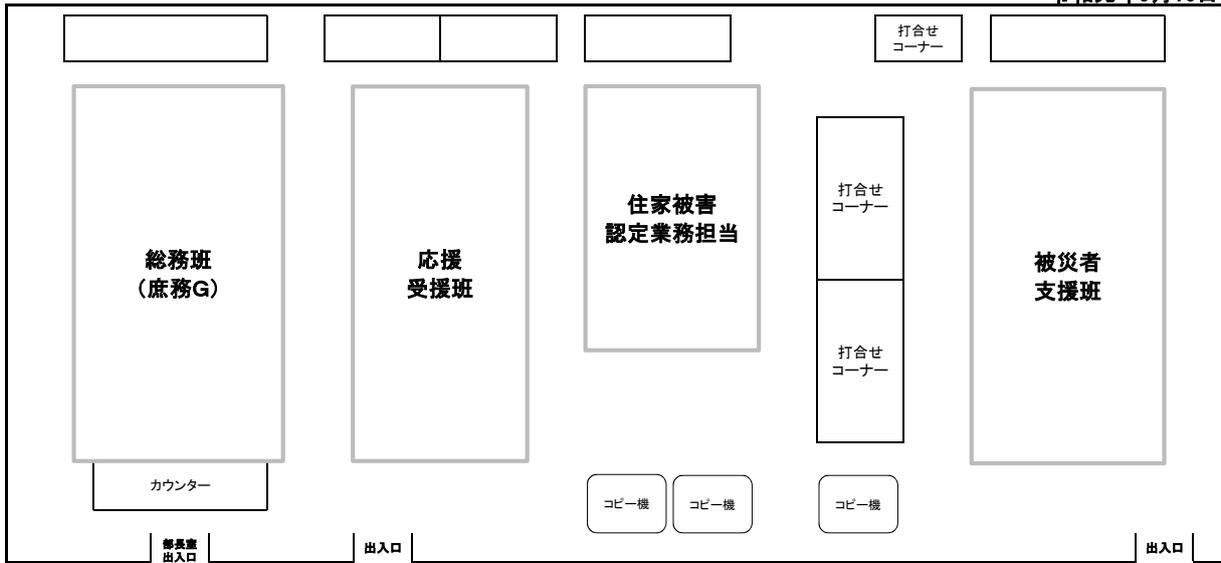


令和元年9月25日

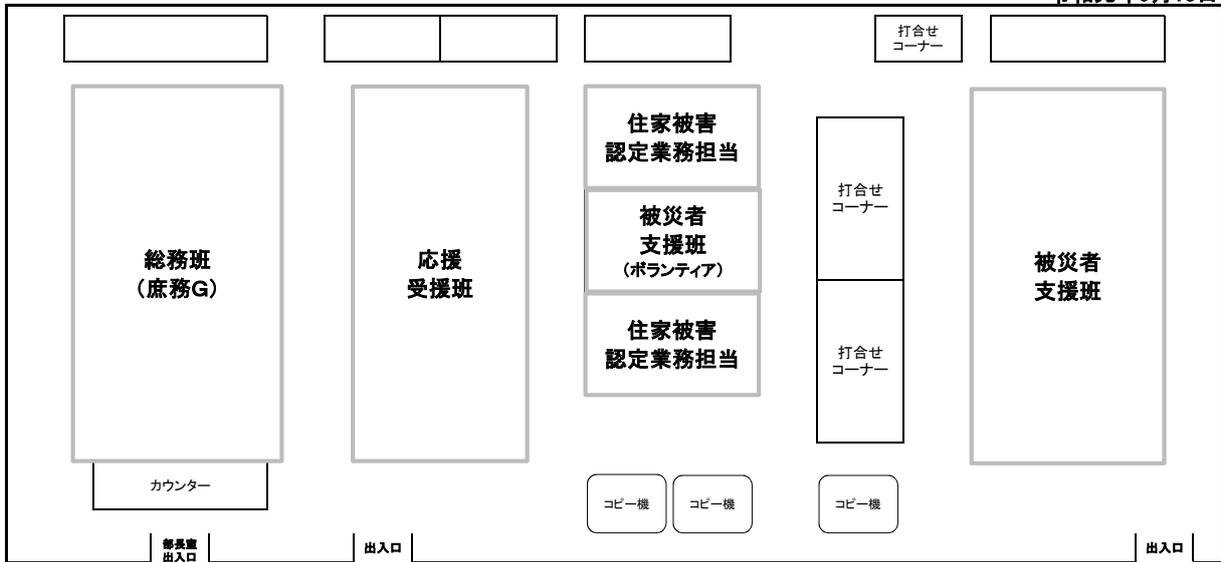


<災害対策本部事務局 防災政策課内(中庁舎6階) 配置図>

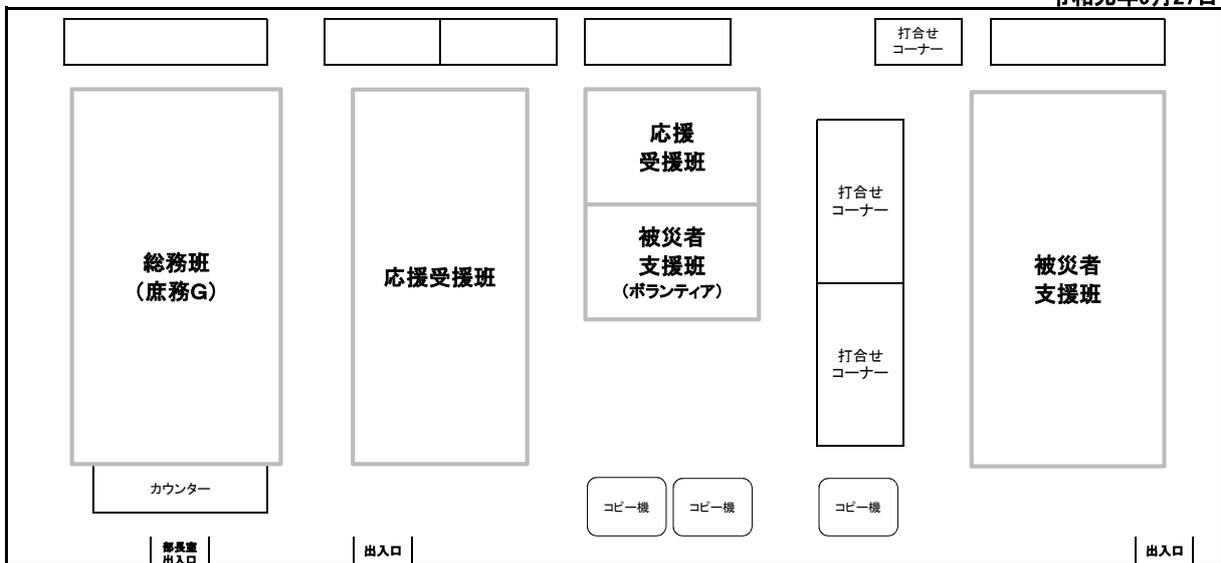
令和元年9月16日



令和元年9月18日

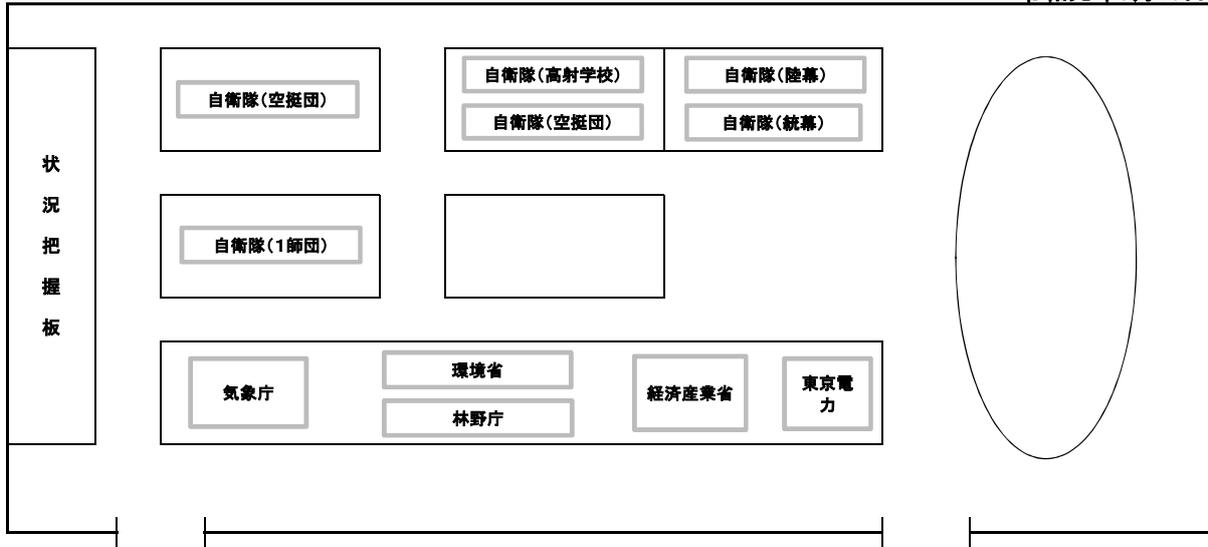


令和元年9月27日

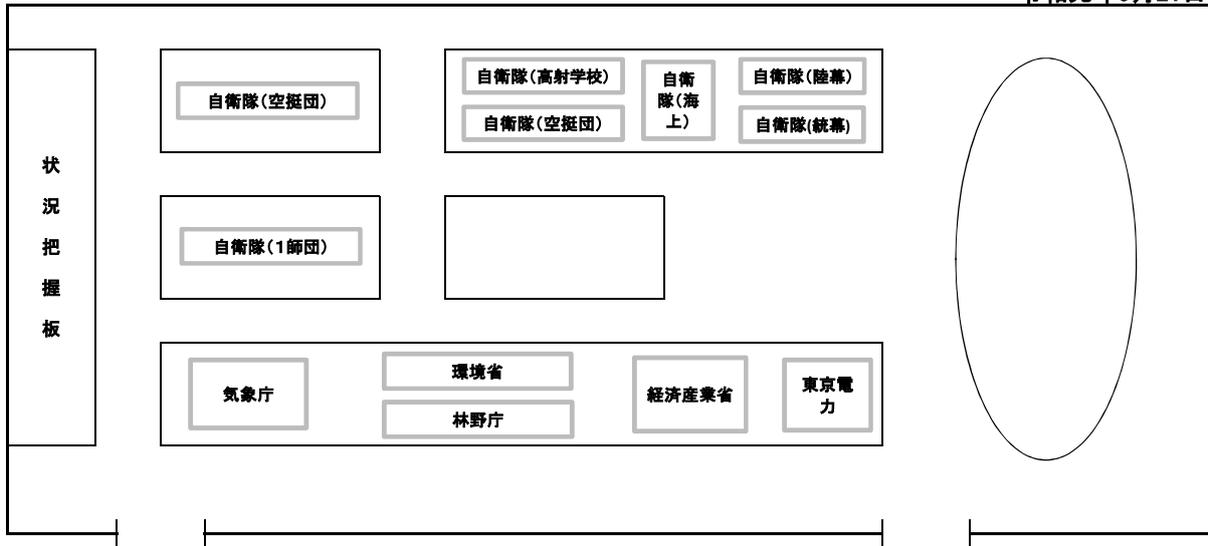


<災害対策本部事務局 本庁舎5階大会議室 配置図>

令和元年9月16日



令和元年9月21日



令和元年9月25日

